

2014（平成 26）年度版
第二次人権が尊重される
三重をつくる行動プラン
年 次 報 告

平成 26 年 10 月

三 重 県

2014（平成 26）年度版
第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
「年次報告」

目 次

	頁 数
I 年次報告の考え方	1
II 平成 25 年度をふりかえって	4
＜施策分野別＞	
●施策分野1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」	
人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり	13
（人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム）	19
人権施策 102 人権尊重の視点に立った行政の推進	21
●施策分野2 「人権意識の高揚のための施策」	
人権施策 201 人権啓発の推進	25
人権施策 202 人権教育の推進	39
（人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム）	44
●施策分野3 「人権擁護と救済のための施策」	
人権施策 301 相談体制の充実	45
人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応	50
●施策分野4 「人権課題のための施策」	
人権施策 401 同和問題	55
人権施策 402 子ども	61
人権施策 403 女性	69
人権施策 404 障がい者	75
（人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム）	82
人権施策 405 高齢者	84
人権施策 406 外国人	90
人権施策 407 患者等（患者の権利、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）	96
人権施策 408 犯罪被害者等	101
人権施策 409 インターネットによる人権侵害	105
人権施策 410 さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス 等）	110

2014（平成 26）年度版 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン「年次報告」

I 年次報告の考え方

1 年次報告について

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第二次行動プラン」という）は、「人権が尊重される三重をつくる条例（平成 9 年 10 月施行）」に基づき策定した「三重県人権施策基本方針（平成 18 年 3 月改定）」を多様な主体で着実に推進していくものです。

第二次行動プランの計画期間は、2011（平成 23）年度～2014（平成 26）年度の 4 年であり、今回の年次報告は、2013（平成 25）年度の取組状況について取りまとめました。

人権施策の進捗管理については、第二次行動プランに基づく取組状況を「年次報告」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討などに活用することとしています。

なお、第二次行動プランでは、進捗管理をより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととします。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた 4 つの施策分野に体系づけ推進することとしています。

施策分野 1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

施策分野 2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

施策分野 3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

施策分野 4 人権課題のための施策

前述の 3 つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

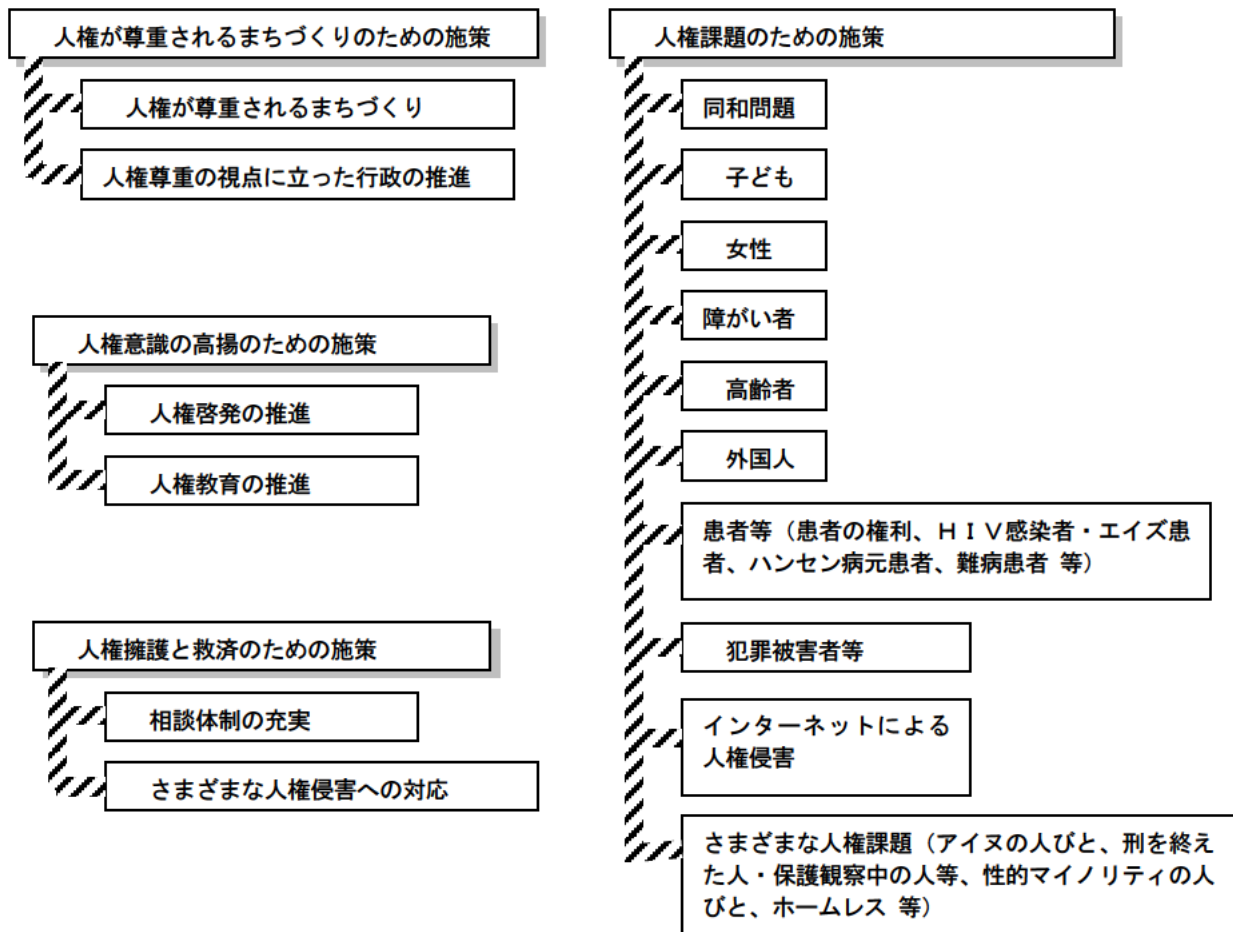
また、“めざす姿”である『人権が尊重される社会』については、以下のとおり定めています。

「人権啓発・教育の推進により、県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、多様な主体が互いの役割を理解

し、連携・協働しながら人権が尊重されるまちづくりに取り組むことにより、人権尊重社会の実現に向けた活動が主体的に行われています。また、差別や人権侵害等に対して、迅速で適切な対応を行う人権相談体制やネットワークが整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。」

このような社会の実現を図るため、一人ひとりの身近な暮らしや、地域での活動の中に人権の視点が行き渡り、住民のあらゆる活動のベース（基礎）に人権の視点が根付くような「人権が尊重されるまちづくりのための施策」を施策推進の基本に据えながら、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」、「人権課題のための施策」を展開しています。

【三重県人権施策基本方針に掲げる人権施策体系図】



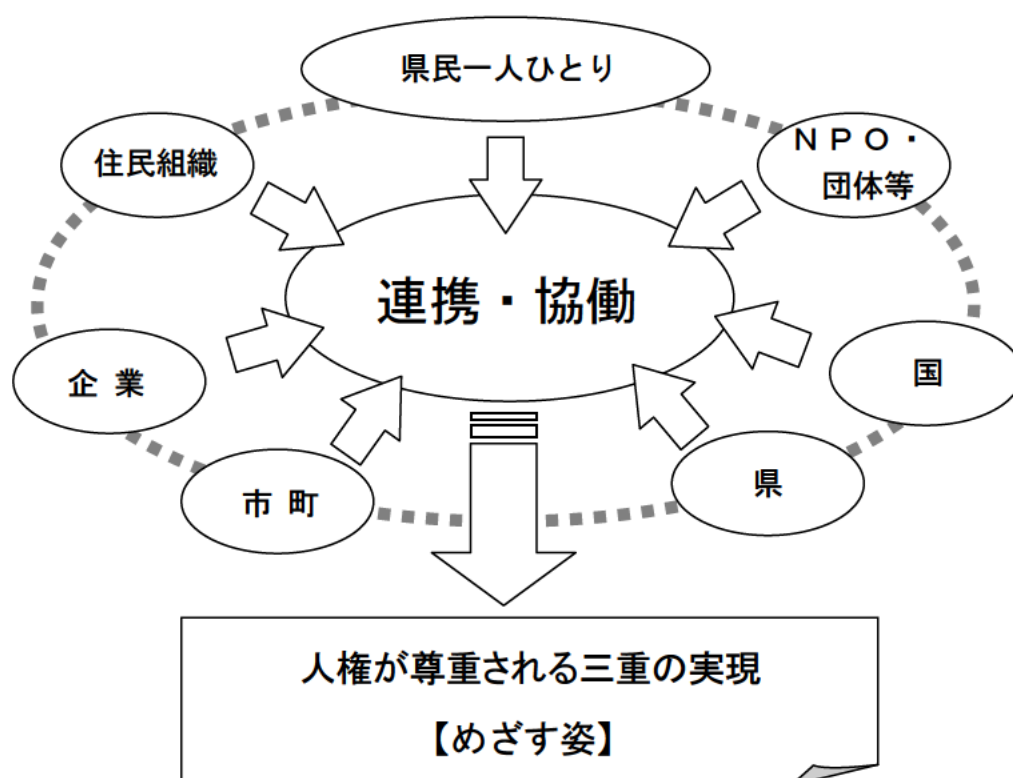
3 多様な主体による取組（取組の進め方）

「人権が尊重されるまちづくり」を推進するためには、県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、行政などさまざまな主体が一体となって、まず身近な地域社会において、「人権の世紀」にふさわしい人権が尊重される社会を築いていくことが大切です。

この年次報告では、単に県が行った取組の内容を報告するだけでなく、国連や国、他の都道府県における動きや現状を報告するとともに、市町やさまざまな主体が行った具体的な取組事例を紹介しています。これらの事例を参考として、県内各地で多様な主体が連携した取組が進められていくことを期待しています。

今後も、住民組織、NPO・団体等、企業、行政などさまざまな主体が各々の活動の充実を図りながら、さらに活動のテーマや課題にそって各主体間で連携・協働し行動していける環境づくりを進めることが重要であり、引き続き「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組を推進していくため、この年次報告の活用を図っていきます。

【連携・協働のイメージ】



II 平成 25 年度をふりかえって（数値目標達成状況と主な成果）

第二次行動プランでは、進捗管理の仕組みをより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組んでいます。

1 数値目標の達成状況について

第二次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として1項目、4つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く3施策分野について、7つの数値目標を設定しています。

目 標 項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	目標 達成 状況	平成 26 年度（計 画目標）
	下：実績値	上：目標値 下：実績値		
◎プラン全体の数値目標				
人権が尊重されている社会になっ ていると感じる県民の割合（%） ※1	26.7%	29.0% 30.3%	1.00	32.0%
①人権が尊重されるまちづくりの推進				
地域における「人権が尊重されるま ちづくり」推進研修の受講者数（人） ※2	881人	1,000人 1,198人	1.00	1,050人
「人権の擁護」を活動分野として選 択しているNPO数（団体） ※3	252団体	320団体 277団体	0.87	350団体
②人権意識の高揚				
人権イベント・講座等の参加者数 （人） ※4	40,247人	40,000人 40,103人	1.00	40,500人
県人権センターへの来館者数（人） ※5	28,391人	32,500人 32,361人	0.99	33,000人
人権意識を高めるために市町教育委 員会が連携・協働している多様な主 体の数（団体） ※6	110団体	130団体 128団体	0.98	145団体
人権教育を総合的・系統的に進める ためのカリキュラムを作成している 学校の割合（%） ※7	55.2%	60.0% 61.2%	1.00	65.0%
③人権擁護と救済				
人権に関わる相談員を対象とした資 質向上研修会の受講者数（人） ※8	990人	1,100人 896人	0.81	1,150人

【数値目標の説明】

- ※1 e－モニター（注）及び啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると、「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を得て、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等の参加者数
- ※3 みえ県民交流センター市民活動団体データベース登録団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択しているNPO数（団体）
- ※4 人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等の年間総参加者数
- ※5 三重県人権センターの展示室入場者数、図書室利用者数、多目的ホール入場者数の合計
- ※6 「人権尊重の地域づくり」等において、市町教育委員会が連携・協働して取り組んでいる多様な主体の数（団体）
- ※7 子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムやすべての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している小中学校および県立学校の割合
- ※8 「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の年間受講者数

（注）e－モニターとは、三重県が各種行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う電子アンケートシステムです。アンケートの対象者は、県が選挙人名簿から候補者を、性別、年齢層など属性別に均等かつ無作為に抽出し、募集を行い、これに応募いただいた県民の方々です。

数値目標の達成状況は、プラン全体の数値目標については、昨年度と比較して3.6ポイント増加し、目標を達成しました。また、各施策分野の目標項目7項目のうち、3項目で目標を達成し、2項目で90%以上の達成状況となっています。

2 施策分野別の主な成果

《人権が尊重されるまちづくりのための施策》

人権が尊重される社会の実現に向けて、県では、第二次行動プランに基づき施策の進捗管理を行いました。県の各部局やさまざまな主体による取組状況を年次報告にまとめ、三重県人権施策審議会に提出し、いただいた意見を施策推進の参考としました。

なお、平成25年1月に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」については、詳細分析を平成25年度に実施しました。

地域のニーズに応じた、さまざまな主体による人権が尊重されるまちづくりの取組が、県内各地で行われています。県では、県内で人権が尊重されるまちづくりを実践している団体や住民組織、企業等を対象に訪問調査を行い、人権が尊重されるまちづくりの先駆的な取組の把握を行いました（当該調査で得られた取組の概要を、次章の施策別の報告の中で、「民間の取組事例」として、また、「人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム」として本冊中に収録しています。）。

また、企業においては、「企業等の社会的責任（CSR）」の一環として、人権尊重の視点に立った取組が広がっています。「社会的責任（SR）に関する手引き」の国際規格ISO26000が、平成24年3月にJIS（日本工業規格）化され、さらなる活動の広がりが期待されています。

人権が尊重されるまちづくりをさらに普及、推進していくために、県では、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を活用し、地域が自主的に開催する研修会等に講師等を派遣する支援を行いました。

また、地域で人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる団体等に対して、その取組の中で明らかになったニーズに応じて、アドバイザー等の派遣を行い、助言等の支援を行いました。これらの制度を活用した研修会が、県内各地域に広がりつつあります。

ユニバーサルデザインのまちづくりの一環として、障がい者や妊産婦、けが人など、歩行が困難な方の外出を支援するため、県内全市町の協力を得て、平成 24 年 10 月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数、登録届出施設数は増加しており、着実に制度が浸透しつつあります。

また、ユニバーサルデザインの学校出前授業の実施等、次世代を担う子どもたちを対象とした啓発を実施するとともに、地域での自主的、自律的なユニバーサルデザインの活動の拡大に取り組みました。

《人権意識の高揚のための施策》

人権啓発については、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していけることを目標として、より効率的、効果的な啓発手法によって、タイムリーなトピックス等にも対応した啓発活動を行っていく必要があります。

三重県人権センターでは、県広報紙、テレビ・ラジオなどの各種広報媒体を活用した感性に訴える啓発を実施するとともに、県の「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」中には、国や市町、人権擁護委員などと連携して、県内各所で街頭啓発を展開しました。平成 24 年度からは、「連携と協力による包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、普段、人権啓発と関わりの少ない方々へ、広く呼びかけを行っており、平成 25 年度は回数を増やして実施し、前年度よりも多くの県民に呼びかけることができました（移動人権啓発事業）。

また、常設展示室の運営及び企画パネル展の実施、人権フォトコンテスト、人権ポスター・メッセージの募集など県民参加型の啓発、スポーツ組織（伊賀 F C くノ一）と連携し、幅広い年齢層に対応した人権を身近に感じてもらうための啓発事業など、さまざまな啓発活動を展開しました。

さらに、各地域防災総合事務所・地域活性化局においても、市町等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や連続講座、トップセミナーなどを開催しました。

市町、国、人権擁護委員連合会地域協議会とで構成する「人権啓発活動地域ネットワーク協議会（県内 4 地域）」において、人権啓発講演会や研修会、街頭啓発などの連携した啓発事業を行うとともに、個々の市町においても、地域の実情に応じた独自の啓発事業が実施されています。

なお、県では、これら市町の独自の啓発事業経費の一部を補助し、支援しました。人権教育については、「三重県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じた取組を実施しました。

三重県教育委員会では、県内全ての学校において、人権教育カリキュラムが作成されることをめざして、人権教育推進周知研修会等をとおして、人権教育カリキュラムの目的や意義について発信しました。

また、指導主事等による訪問支援、研究成果の発信、管理職等を対象とした研修を通じて、学校における人権教育カリキュラムの普及、人権教育推進協議会の活性化及び子ども支援ネットワークの構築を図りました。

保育所においては、人権保育が実践できるよう、県内の保育士等に対し、人権に対する理解と人権意識の涵養を図るための研修を実施しました。

《人権擁護と救済のための施策》

昨今の複雑・多様化した相談内容に対しては、個々の専門的な窓口が連携を密にして対応していく必要があり、相談員が幅広い人権問題に関する知識を有し、相互の窓口に的確に引き継いでいくことが重要となります。

国では、法務省の人権擁護機関（法務局）が、人権侵犯事件の被害者等からの申告を受けて、調査をはじめとした救済手続を行うとともに、人権擁護委員による相談活動を行っています。

市町においても、人権擁護委員等による「人権相談」を実施しているほか、隣保館では、地域住民に対する人権相談や生活相談、健康相談等を実施しています。

また、NPO・団体等では、当事者の立場を生かした相談者に寄り添った相談（ピアサポート）や、専門的な内容が相談できる相談窓口等を開設しています。

三重県人権センターでは、人権相談窓口を設置し、人権に関わるあらゆる相談に対して、相談員による電話・面接相談、弁護士による法律相談及び臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。

また、公立相談機関とネットワークを構成し、情報共有等を定期的に行うことにより、相談内容に応じて専門的な窓口で速やかに的確に引き継げるよう、体制づくりに努めました。

さらに、民間の相談機関等が多様化・複雑化する相談内容に人権に関する知識を持つて的確に対応できるよう、各種機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談員スキルアップ講座」を開催しました。また、「人権に係わる相談員交流会」を開催し、相談員相互の連携・交流の促進を図りました。

児童虐待防止については、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、地域社会における児童虐待防止の気運を高めるために子ども虐待防止啓発キャンペーンとして街頭啓発や講演会等を行いました。

また、複雑化、多様化、深刻化するドメスティック・バイオレンス（DV）事案に対応するため、女性相談員に対する研修を充実するなど、適切な相談対応ができるよう取り組みました。

《人権課題のための施策》

① 同和問題

不動産取引の際、いわゆる同和地区かどうかの問い合わせ等を行う「土地差別調査」が問題となっています。県では、県、宅地建物取引業及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を平成25年4月に策定し、県内に事務所を有する全ての宅地建物取引業者に送付するとともに、業界団体が実施する研修会等で周知を図りました。

この問題の解決に向けては、事業者だけではなく、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、土地差別調査を求めないことが必要です。そのため、三重県人権センターでは、啓発リーフレットを作成するとともに、土地差別調査に関する講演会を開催し、広く県民に対して啓発を実施しました。

市町が設置している隣保館では、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業、人権啓発及び広報活動、地域交流事業などに取り組みました。

県では、隣保館の事業に対して財政的な支援を行うとともに、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を開催しました。

② 子ども

子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」について、県民の理解が進むような啓発を行うとともに、子どもが主体的に参加し、意見を表明する「こども会議」を開催したり、子どもの育ちを地域で見守り支える人材を育成する「子育てサポート講座」を実施したりするなど、子どもの育ちの支援に取り組みました。

また、子どもや子育て家庭を応援する企業や団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催しました。

児童虐待の防止については、本庁に「子ども虐待対策監」の配置や児童相談センターへの法的対応室の設置と警察官・弁護士の配置、及び市町支援プロジェクトチームの設置等組織体制の充実を図りました。

また、児童相談所において児童虐待の初期対応の的確性を向上するためのリスクアセスメントツールを開発するとともに、市町との定期協議に基づき、市町要保護児童地域協議会へのアドバイザー派遣や市町職員に対する研修等を実施して、市町の児童相談体制の強化を図るための取組を進めました。

子どもたちの困りごとや悩みごとを相談できるよう、小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置を充実させるとともに、福祉的な視点からの課題解決への対応を図るスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校を支援しました。

「いじめ防止対策推進法」の制定を受け、「三重県いじめ防止基本方針」を平成 26 年 1 月に策定しました。また、児童生徒向けいじめ電話相談窓口を周知したり、啓発リーフレットを配布したりするなどの取組を進めました

体罰については、学校における児童生徒へのアンケートの実施などにより実態把握を行うとともに、教員に対し体罰禁止を徹底し、未然防止に取り組みました。

③ 女性

三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）を中心に、男女共同参画の社会づくりに関する学習機会の提供や啓発を行い、広く男女共同参画意識の普及を図りました。

平成 25 年 10 月には三重県男女共同参画審議会から「女性の活躍による経済の活性化」、「安心して産み育てられる環境の整備」、「女性の参画による防災力・地域力の向上」の 3 点に重点を置いた男女共同参画の推進に関する知事への提言がなされました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者に対する相談・保護・自立支援を実施するとともに、デートDV防止のため、平成 24 年度に実施した「デートDV」に関するアンケート調査の結果を活用した高校生等を対象とした出前講座、啓発パンフレットの配布などを実施しました。

女性の能力活用や次世代育成などを積極的に支援する企業を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、特に意欲的な取組を行っている企業については表彰を行うなど、啓発に取り組みました。

④ 障がい者

「障害者週間（12 月 3 日～9 日）」を中心に、小・中・高校生の体験作文やポスターの募集など、啓発活動を行いました。

また、障がい者の地域社会への社会参画を促進するため、芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「三重県障がい者芸術文化祭」の開催、手話通訳者の養成、障がい別の生活訓練、情報支援、各種障がい者スポーツ教室等を実施するとともに、平成 33 年に三重県で開催する全国障がい者スポーツ大会に向けて、新たな障がい者スポーツ競技団体の設立を支援しました。

さらに、障がい者の雇用促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーを配置し、事業所に対して啓発や支援制度についての助言を行うとともに、就職に結びつく実践的な知識・技能が身につくよう、企業等において障がい者の態様に応じた多様な職業訓練を実施しました。また、福祉的就労でも一般的就労でもない新たな就労形態である「社会的事業所」の創設に向けて、関係機関との調整などを行いました。

⑤ 高齢者

特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けて、市町と連携して介護基盤の整備を進めるとともに、地域包括ケアを推進する中核的な拠点である地域包括支援センターへ専門アドバイザーを派遣しました。

認知症高齢者への支援としては、認知症に関する専門医療や専門医療相談を充実するため、認知症疾患医療センターを5か所指定しました。また、「認知症サポーター」の養成とともに養成講座の講師役となる「キャラバンメイト」の養成や、認知症コールセンターでの相談対応等に取り組み、認知症高齢者とその家族へのサポートを充実しました。

三重県弁護士会や三重県社会福祉士会と連携して、「三重県高齢者虐待防止チーム」を地域ごとに設置し、専門的な相談に応じるなど、市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

⑥ 外国人

多文化共生社会づくりを進めるため、多言語ホームページによる行政などに関する情報の提供や、日本語指導ボランティアを育成するための研修会の開催などに取り組みました。

また、外国人住民相談窓口の設置や、弁護士などの専門家による相談会・出前講座の開催、医療通訳の育成研修等を行い、外国人住民の抱える課題に対応するとともに、大規模災害発生時の外国人住民への支援体制を整備するため災害時外国人サポーター研修や避難所訓練を実施しました。

外国人児童生徒に日本語指導を行う「初期適応指導教室」の開設等の支援を行うとともに、「外国人児童生徒教育に係る外部支援員等研修テキスト」を作成するなど、外国人児童生徒の就学や学習を支援しました。

⑦ 患者等

三重県医療安全支援センターの相談窓口において医療に関する相談に対応するとともに、医療従事者に対して医療現場でのコミュニケーションの取り方についての研修会を開催しました。

感染症に対する正しい知識の普及・啓発については、「世界エイズデーキャンペーンイベント」や「ハンセン病問題を考える映画上映会」等を開催し、県民に正しい知識の普及啓発を行うとともに、感染者等に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。

三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援や地域活動の促進、就労支援を行いました。

⑧ 犯罪被害者等

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、同センターの犯罪被害者や遺族、家族等の総合相談窓口専門スタッフを設置するなど、犯罪被害者の多様なニーズに応えたきめ細かな支援を推進するとともに、内閣府との共催による性犯罪被害とその支援について考える「ハートフルフォーラム」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」、「犯罪被害者支援を考える集い」による広報啓発や、中学生、高校生、大学生等を対象に、犯罪被害者遺族による「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなど、広く県民に対し、社会全体で犯罪被害者を支援する機運の醸成に努めました。

⑨ インターネットによる人権侵害

インターネット上の差別的な書き込み等に対応するモニタリング活動（掲示板の確認と問題のある書き込みの指摘、削除要請の実施等）を委託事業により実施しました。

また、モニタリング活動が各地域において取り組まれていくよう、「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、地域におけるモニタリング活動のリーダーとなる人材の育成を行いました。

公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、問題のある書き込み等の現状把握や、児童生徒のネットモラルを育成するための取組を進めました。

さらに、保護者による「ネット啓発チーム」が県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。

⑩ さまざまな人権課題

三重県人権センターにおいて、矯正施設退所者の人権、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関する講座を開催し、さまざまな人権課題についての啓発に取り組みました。

自殺対策を総合的に推進するため、「メンタルパートナー」の養成や自殺対策ネットワークの構築に取り組み、地域の絆を生かした自殺対策を推進しました。

また、三重県自殺対策情報センターにおいて、うつ・自殺等こころの健康問題に関する正しい知識の普及とともに、相談対応を行いました。

3 課題と今後の取組について

平成 25 年度の数値目標「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」は増加しました。

しかし、一方で津地方法務局管内の人権擁護機関で新たに受け付けた人権侵害事件数や人権相談受理件数は増加しており、偏見による差別や人権侵害は未だに発生しています。

また、児童や高齢者等に対する虐待が発生し、いじめや体罰が社会問題となっている中で、これまで以上に人権施策の充実に取り組んでいく必要があります。

<人権が尊重されるまちづくりのための施策>

- 第二次行動プランの進捗管理に引き続き取り組むとともに、さまざまな主体と連携・協働して、人権教育・啓発等の施策に取り組みます。
- 人権が尊重されるまちづくりが県内全域で推進されていくよう、講師派遣等の支援地域や団体等の拡大を図るとともに、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる団体等に対して、そのニーズに応じた助言や研修等の支援を行います。

<人権意識の高揚のための施策>

- 人権啓発の推進にあたっては、単なる知識の習得に留まることなく、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題としてとらえ、行動していけることを目標として、より多くの県民が啓発の機会を得られるよう、多様な機会を提供するなど効率的、効果的な手法を工夫しながら実施をしていきます。
- 人権教育の推進にあたっては、学校だけでなく、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを取り巻く差別やいじめなど人権に関わる問題の解決や未然防止を図るなど、さまざまな取組を総合的かつ効果的に実施します。

<人権擁護と救済のための施策>

- 人権相談については、相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成が重要です。人権に係わる相談員等を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供していきます。
- インターネット上の差別的な書き込み等に対応するため、モニタリング活動に継続して取り組むとともに、地域において活動を担う人材を育成するため、ネットモニターリーダー養成講座を開催します。
- 児童や高齢者等への虐待、いじめ、体罰の問題等、重大な人権侵害への対応や未然防止については、所管部局が対応方針等を定め、速やかに取組を進めるとともに、関係部局が連携・協力し取組を強化していきます。

<人権課題のための施策>

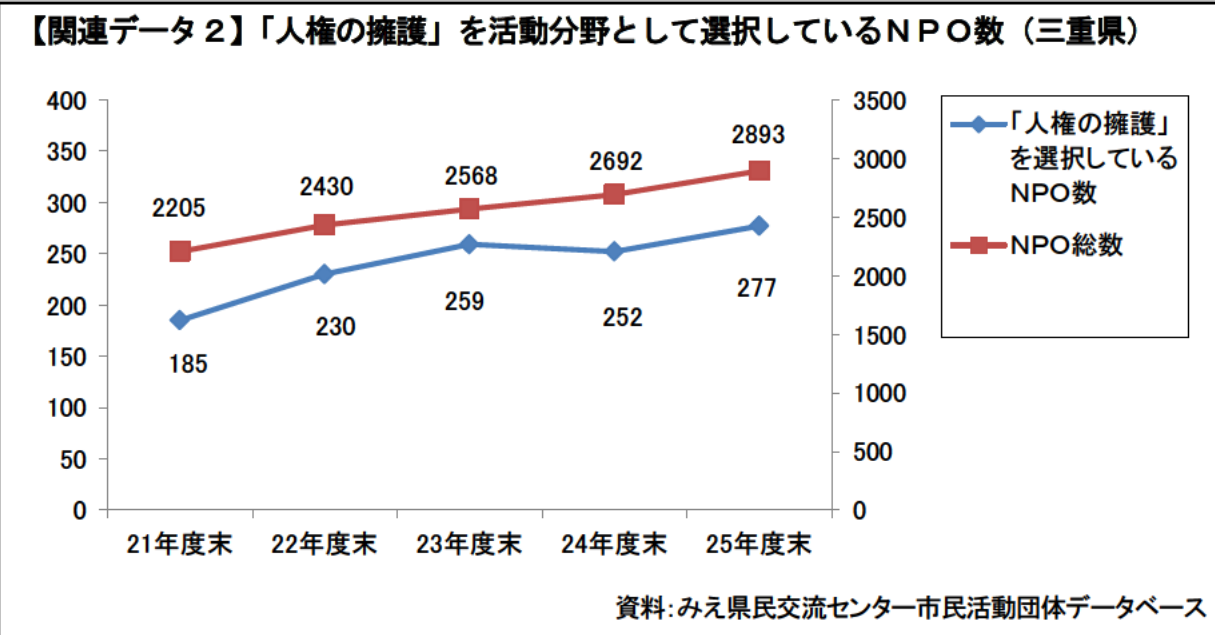
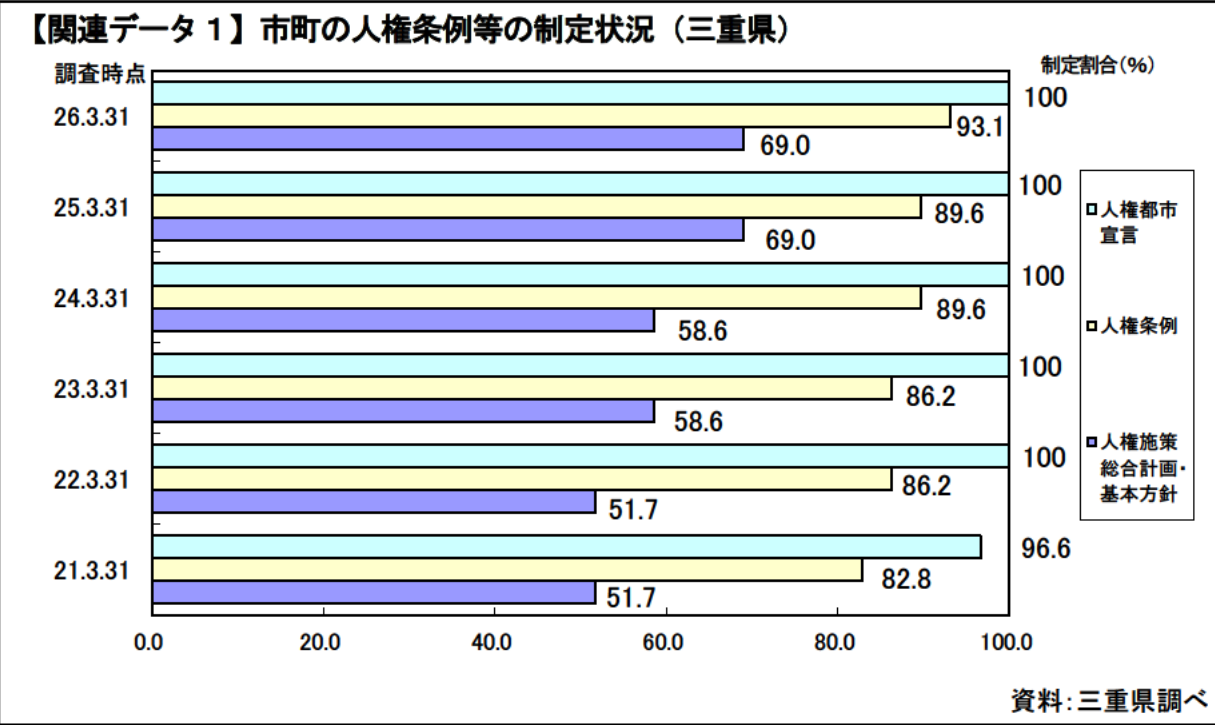
- 個別の人権課題に関する取組について、所管部局が中心となって取組を推進していくとともに、庁内の人権施策推進会議等において、関係部局が横断的に取組を進められるよう調整を行います。
- 個別の人権課題のための施策の推進にあたっては、国や市町等の関係機関と連携していくとともに、さまざまな主体とも連携、協力して対応していきます。

なお、個別の人権課題についての、具体的な課題や今後の取組方向については、次章で16の人権施策別に記載しています。

（施策分野1）人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくり

■ データからみた状況



データに関するコメント

【関連データ1】平成26年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は27市町で93.1%となっています。

【関連データ2】みえ県民交流センター市民活動団体のデータベースに登録している団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択している団体数は、平成25年度末で277団体となっています。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定（平成 18 年 12 月施行）
- 「三重県地域福祉推進計画」の策定（平成 16 年 4 月）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成 25 年 4 月施行）
- 「第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成 23 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連において 1994(平成 6)年に採択された「人権教育のための国連 10 年行動計画」の中で、「人権という普遍的な文化」を創造することの重要性が示されました。これを契機に「人権文化」という概念が使われるようになりました。
- このような国連の動き等を前提としながら、人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進していこうという機運が高まり、全国の自治体で「人権条例」が制定され、それに基づいた各地域の特色ある取組が進められています。
- 例えば、和歌山県では、平成 18 年度に「わかやま人権パートナーシップ推進事業」を立ち上げ、県内の企業に広く参加をつのり、企業内人権研修や実践交流会等を実施する中でネットワークづくりを進めています。平成 25 年 12 月までに 231 の企業・団体と新たに協定を結んでいます。
- 企業の社会的責任（CSR）に基づいた取組について、平成 22 年 11 月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格である ISO26000 が発行されました。この ISO 26000 は、J I S（日本工業規格）化され、平成 24 年 3 月 21 日に JIS Z 26000（社会的責任に関する手引き）として制定されました。
横浜市やさいたま市などの自治体では CSR に関する認証制度を実施しています。

【三重県の状況】（平成 25 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）住民、企業、NPO等の団体などが人権の視点で活動するための取組の推進

- ① 住民等の関心のある人権の問題を取り上げて学ぶ「人権のまちづくり研修会」を県内各地で 31 回開催し、リーダー養成と住民啓発を進めました。その研修会では必要に応じて、人権研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を活用しました。今後も本研修会が県内のさまざまな地域、住民組織等で開催されるよう支援していきます。〔トライ人権のまちづくりネットワーク事業／環境生活部人権課〕
- ② 地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向け、地域のニーズに応じて、県内の 4 地域で延べ 24 回、アドバイザー及び講師の派遣を行いました。今後は、この事業で支援を受けた活動の記録レポートを活用し、各地域での取組を広げていく必要があります。〔地域のニーズに応じた人権のまちづくり推進〕

(2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる、さまざまな主体の実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、NPO・団体等から 20 団体を選び、活動状況を調査しました。調査した内容を他の団体等の取組の参考にしてもらえるよう、取組の概要を年次報告に掲載し、紹介しています。

今後も、人権が尊重されるまちづくりを具体例から理解し、実践されるよう、これらの調査結果をまとめて、啓発資料等に活用していく必要があります。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」を 3 回開催し、パーキングパーミット制度(注)(三重おもいやり駐車場利用証制度)をはじめとするユニバーサルデザインのまちづくりに関する事項について審議しました。また、職員に対するユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるため、職員セミナー等を実施しました。

職員一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解して業務を行えるよう、さらなる学習機会の提供等に取り組む必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ② 障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、平成 24 年 10 月 1 日から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を開始しました。延べ 40 店舗で店頭やイベントなどでの啓発キャンペーンを実施するなど、制度の普及啓発に努めた結果、平成 26 年 3 月末時点の利用証の交付者数は 19,061 人、「おもいやり駐車場」の登録届出数は 1,889 施設、3,781 区画となりました。

依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることから、引き続き利用証を持たない方に対する啓発を進める必要があります。〔三重おもいやり駐車場利用制度展開事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ③ 次世代を担う子どもたちを対象に、ユニバーサルデザイン学校出前授業を 19 校で実施しました。

広く県民へユニバーサルデザインの考え方を普及するため、ユニバーサルデザインアドバイザーを中心として、さまざまな主体相互間の連携を図りながら、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのネットワークづくり推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ④ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備基準について、建設事務所及び特定行政庁の担当者会議を実施し情報共有を図るとともに、ホームページ等を通じて事業者、設計者等へ周知を図りました。また、同条例に基づき、商業施設や公共施設について設計段階で事前協議を行い、完成した施設に対して適合証を交付しました。

整備基準に適合する施設を増やすため、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得ることがより一層必要です。〔ユニバーサルデザインのまちづくり整備推進事業／健康福祉部

地域福祉課]

- ⑤ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、県立学校の多機能トイレ、洋式トイレ、スロープ、エレベーターの設置について数値目標を設定して取り組んでいます。平成25年度はエレベーターを2校に、また、多機能トイレを1校に整備しました。

今後も、誰もが過ごしやすい学習環境の整備に向けて、順次整備する予定です。
[学校施設のバリアフリー化/教育委員会学校施設課]

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

(事例1) 平成24年10月1日から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」に賛同し、積極的に「おもいやり駐車場」を確保し、利用客に対する適正利用に向けた啓発の取組を実施している商業施設等が増えています。平成26年3月末には、1,889施設：3,781区画が登録しています。

(事例2) 町内の保育園や幼稚園と連携した自然体験活動や、高齢者対象の活動、地域振興としての農業体験や観光農園を開くことで、地域雇用の促進と高齢者と子ども世代をつなげる活動をしている企業があります。

(事例3) 高校生と商品の企画、製造、販売に協働して取り組み、製品に地域の特産物を活用している企業があります。高校生たちの自己実現を支援することで、青年層の都市流出を防いでいます。また、そのことが地域の活性化にもつながっています。

(事例4) 「何をすれば顧客に喜んでもらえるか」という発想で宅配サービスを続けてきたことで、顧客のニーズに合わせた宅配以外のサービスも導入した企業があります。そのことが高齢者や障がい者をはじめとする、全ての人が安心して生活できる地域づくりにつながっています。

○【住民組織】

(事例1) 学校、幼稚園、保育所、家庭、地域が連携し、企画・運営を含めた校区ぐるみのイベントを開催し、多くの人との関わりや人と人とのつながりをつくっている団体があります。人と人との関わりが、参加者の偏見や差別意識を克服することにもつながっています。

(事例2) 平常時より防災・減災に対する意識変革や意識の高揚をめざし、住民と対話し、取組を重ね、暮らしと命を守るまちづくりを進めている防災組織があります。

(事例3) 地域に外国人に対する偏見や差別意識があることを、地域全体の課題として捉え、住民どうしをつなげる取組を進めている地域の協議会があります。

○【NPO・団体等】

(事例1) NPO法人市民社会研究所では、まちづくりの推進を図る活動や人権の擁

護を図る活動など、市民自らが主体となる市民社会の発展に関する調査研究や、学習・討論・研修の場の提供等の事業を行っています。

(事例2) 地域における人権活動の活性化を図りたい、人権活動の次世代育成を促進したい、親しみを感じてもらえるように啓発の工夫をしたい等、それぞれの地域が持つまちづくりの課題に対して、アドバイザーを招いて対応策を相談した上、それぞれの地域のニーズに応じた研修会を開いている住民団体があります。

(事例3) ユニバーサルデザインアドバイザーが中心となって設立した市民団体が市町と連携しながら、学校への出前講座や講演会を開催するなど、地域の団体や市町によるユニバーサルデザインの取組を行っています。

(事例4) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会と第47回三重県人権・同和教育研究大会鈴鹿・亀山実行委員会により開催された「三重県人権・同和教育研究大会」において、鈴鹿市、亀山市における人権教育・啓発の取組が、人権のまちづくりにつながっているという地元報告が行われました。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

- 津市では、平成24年4月から、外国につながる子どもたちの初期日本語教室を実施しています。学生やボランティアが指導にあたり、進路保障に向けた取組をしています。また、市民及び民間団体、関係団体との協働による就学及び進路ガイダンスを実施しています。さらに、日本語習得及び学力保障を目的とした日本語教室も開催しています。
- 松阪市では、官民協働の組織である多文化共生ネットワークが中心となり、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。「松阪やたいむら」には、平成25年度は3,500名が参加しました。

■ 今後の取組方向 (平成26年度以降の取組方向)

- 人権が尊重されるまちづくりの推進を図るため、市町、教育関係者、企業、住民組織、NPO・団体などさまざまな主体の活動状況を把握するとともに、さまざまな形で連携し、効果的で幅広い各種啓発事業等に取り組んでいきます。
- 人権が尊重されるまちづくりにこれから取組もうとしている地域には、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ (改訂版)」を活用した基礎的な研修を提供し、県内の全域に人権のまちづくりの考え方を広めていきます。また、人権が尊重されるまちづくりに既に取り組んでいる地域では、取組を進める上で発生する問題点や課題の解決を図るため、アドバイザー等を派遣し、地域課題の解決が図られる取組が今後も継続していけるよう支援を行います。このような取組が県内全域で進められるよう市町等と連携して地域で活動する団体等に働きかけを行うことで、地域や団体等の拡大を図ります。
- 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発活動やユニバーサルデザイン研修などの取組を通じ企業等との連携をさらに深め、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、地域の団体、企業等をつなぐネットワークづくりや、地域における自主的、自律的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を支援します。
また、「障がい者差別解消法」の制定など、ユニバーサルデザインを取り巻く社会の変

化を踏まえ、平成 27～30 年度を計画期間とする「第 3 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を策定します。

注) パーキングパーミット制度

障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくし、外出を支援することを目的とした制度。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ①

団体・企業名	みえ防災コーディネーターおわせ
関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり
まとめ	○ 平常時より防災・減災に対する意識変革や意識の高揚をめざし、住民と対話し、取組を重ねることが、暮らしと命を守るまちづくりにつながります。

1. みえ防災コーディネーターおわせについて

平成22年度の「みえ防災コーディネーター育成講座」（尾鷲会場）の受講生によって、平成23年3月に結成されました。

2. 取り組んでいる人権課題

災害時には、命が危険にさらされることがあったり、人々の被災時の行動により人権問題の発生が想定されたりすることから、人権の課題でもあると考えられるようになってきました。行政機能が低下する災害時に備え、住民が協力しあう避難所運営についての学習会を行っています。

◇取組紹介

- ①避難所体験訓練(平成25年2月23日、24日) のべ268人参加、宿泊者45人
救命処置体験、防災すごろく、新聞紙スリッパづくり、津波に関する学習、避難所用間仕切り設置・宿泊体験、個人備蓄推進についての学習、東日本大震災被災と避難所生活の体験講話、炊き出し、反省会等
- ②第1回避難所運営勉強会(平成25年9月29日) 91人参加
地震津波の基礎知識を学んだ後、非常用備蓄・避難所に関する基礎知識を県作成の「避難所運営マニュアル策定指針」を基に、研修を進めました。
- ③第2回避難所運営勉強会(平成25年11月10日) 50人参加
避難所運営ゲーム(HUG)を使い、避難者の年齢、性別、国籍、各避難者の事情に配慮し、避難所をどう運営するか、ゲームを通して考えました。



3. 社会問題を他人事ではなく、自分の問題として捉えるために

事務局長の森田さんが、講演会等で参加者に語りかけている3つのポイントは次の通りです。

①自分は安全？

標高(海拔)を知ることは最低限必要です。高台に避難するかどうかなど、行動を決める根拠になります。そして、津波の測定値が0mだから、自分の家ではΔmくらいかなという想像力を働かせることが必要です。正しいことを知ることで、自分は安全なのかを自分の問題として考えられるようになります。

②自分だけは大丈夫？

東日本大震災の教訓を生かして、「自分だけは大丈夫」ではなく、「私は何をするべきか」を考えるようにしましょう。

③年寄りだから？

町を歩くと、「私は、もう年寄りだから研修会はもういいです」と言う人に出会います。しかし、東日本大震災から数年経った今でも、行方不明になった人を探す大勢の方がいます。周りの人を悲しませないためにも、避難は大切です。

4.まとめ

人を大切にしたい地域づくりや、人権が大切にされるまちづくりは、災害に強いまちづくりにもつながります。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ②

団体・企業名	牧田地区地域づくり協議会
関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策406 外国人
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多文化共生は、異なる文化を持つ人々たちに対する偏見や差別意識があると成り立ちません。地域住民どうしが交流を進めることで、相互理解が深まり、偏見や差別意識の解消につながります。 ○ 地域の人権課題の解決をめざすことは、すべての住民の人権が尊重されるまちづくりにつながります。

1. 牧田地区地域づくり協議会について

牧田地区地域づくり協議会は、平成22年に「住んでよかった牧田地区」を実現するために設立されました。

2. 取り組んでいる人権課題

地域の中には、「外国人はルールを守らない」「外国人とは、つきあいたくない」などの偏見や差別意識がありました。多文化共生は地域全体の課題であり、その課題解決に向けて取り組むことが「住みよいまちづくり」につながると考え、地域づくり協議会を立ち上げました。

主な取組である、地域交流と地域学習について紹介します。

◇取組紹介

①地域交流

- わいわい春祭り（鈴鹿国際交流協議会主催の国際交流フェスタ）
焼きそば、焼きとうもろこしなどの販売、竹馬体験、竹鉄砲遊びの屋台を運営しました。
- 弁天山まつり（平成25年度は雨天により中止）
地域の企業や病院が協賛、平田商店連合会、飲食店組合の協力で開催しています。地区別対抗のミニ運動会やFC 鈴鹿ランポーレの選手によるサッカー教室、屋台などのブースがあります。また、フィリピンのバンブーダンス、日本の遊びなど、のコーナーも設けました。地域住民が共に楽しい時間を過ごしています。
- 前川定五郎顕彰事業（いかだ流し）
地域の先人である、前川定五郎を顕彰し、地域の絆を深めるために実施しています。飛び石ゲームや定五郎橋の由来紹介、住友電装とのコラボレーションで行った、「めだかすくい」などが行われました。
- 巻き寿司づくり
節分を前に、巻き寿司・茶碗蒸しなどを作りました。試食後、懇談会をしました。

② 地域教育

- 学習会 牧田小学校ダンスクラブと創徳中学校合唱部の発表後、「携帯電話の必要性や危険性」と題した講演会を開催しました。

3. まとめ

協議会を立ち上げ、話し合いを重ねることで、協議会の必要性に気づき、活動に参加する人が増えてきました。また、外国人住民の参加者も増えて、スタッフやボランティアとして活動する人も出てきました。多文化共生への活動を続けていくことで、交流が促進され、相互理解が深まるとともに、偏見や差別意識の解消がみられます。

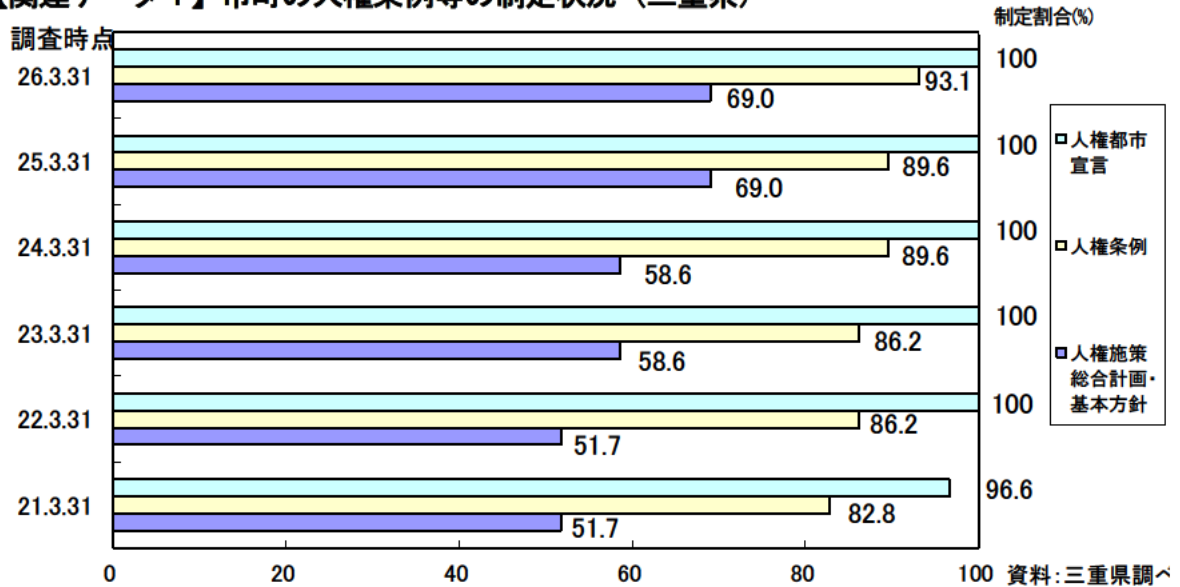
また、「交流等の事業は、外国人住民のためにすることだ」と考えていた人もいました。しかし、活動を通じて、「外国人が住みよいまち、自分にとっても住みよいまちになる」ということに気づきます。地域の課題の解決をめざすことは、すべての住民の人権が尊重されるまちづくりにつながると考えられます。



人権尊重の視点に立った行政の推進

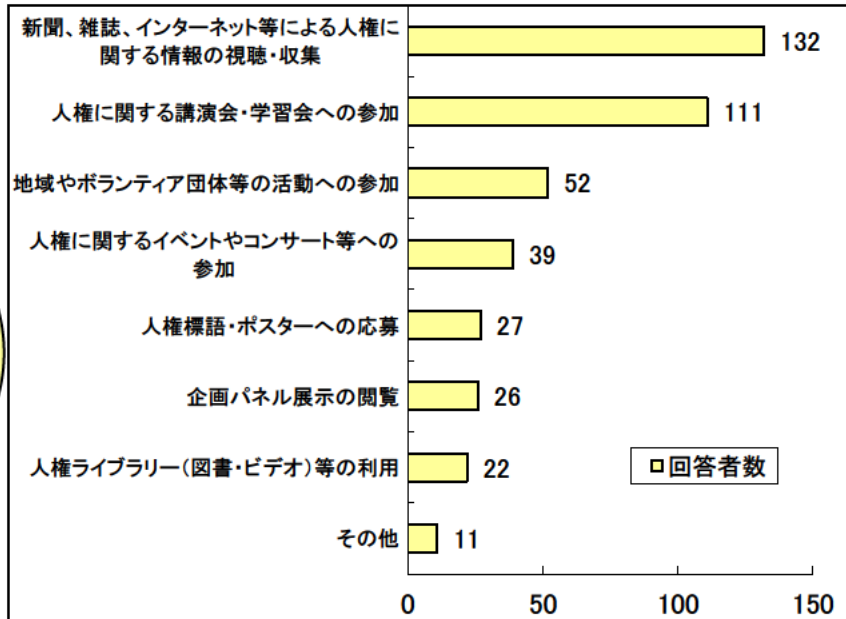
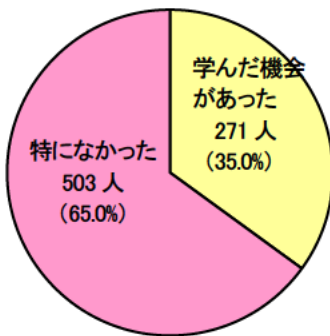
■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】人権に関する学習の機会（三重県）

資料：「人権に関するe-モニターアンケート」(平成25年度)



データに関するコメント

【関連データ1】平成26年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されているのは27市町で、93.1%となっています。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権学習の機会について、最近1年間で人権に関して学んだり、知識を得たりした方は271人(35.0%)で、その機会については、「新聞、雑誌、インターネット等による人権に関する情報の視聴・収集」が132人と一番多くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正（平成23年4月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）
- 「三重県人権施策基本方針」の改正（平成18年3月）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省では、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を構築し、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進しています。
- 法務局・地方法務局では、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 都府県及び政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換及び今日的課題についての研修・意見交換や国への要望活動を行うとともに、多くの都府県が関係するインターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼などの取組を行っています。

【三重県の状況】（平成25年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとの主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権の視点に立った行政の推進

- ① 県と市町との連携を強化するとともに、市町が人権問題について主体的な取組ができるよう、市町長をはじめとする市町の幹部や職員などを対象に人権をテーマとしたトップセミナーを地域防災総合事務所・地域活性化局単位等で開催しました。
〔市町等トップセミナーなどの開催／地域連携部地域連携総務課、環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ② 市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」において、県の取組等を報告し、情報の共有化を図りました。
今後も、市町と連携・協働を図りながら、課題解決に向け、取組を進めていく必要があります。〔三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課〕
- ③ 県の行政職員においては、職階に応じた人権研修や人権啓発推進員を対象とした必須研修を実施し、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。
今後も、職員の人権意識を一層高めるため、企画や運営に工夫を凝らし、効果的な研修を実施していく必要があります。〔人権等研修事業／総務部職員研修センター、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

④ 「人権問題に関する県職員意識調査」を実施しました。平成 26 年度は調査結果を詳細に分析し、人権研修の見直しについて検討していく必要があります。〔人権問題県職員意識調査／総務部人事課〕

⑤ 人権教育・啓発等の施策に活用するため、概ね 7 年ごとに実施している「人権問題に関する三重県民意識調査」を平成 24 年度に実施し、平成 25 年度には調査結果を分析しました。

今後は、分析結果を人権施策に反映し、「三重県人権施策基本方針」の見直しに活用していく必要があります。

〔人権に関する県民意識の把握／環境生活部人権課〕

(2) 多様な主体と協働で進める推進体制の構築

① 三重県人権擁護委員連合会が開催する意見交換会に、県の各関係部局が出席し、それぞれの実施している事業について情報共有を行い、年間を通じた連携・協働を図りました。今後も、連携・協働を図りながら、効果的な啓発活動を進めていく必要があります。〔県・三重県人権擁護委員連合会意見交換会への参加／関係各部署〕

② 各種研修会・会議の開催時や企業、住民組織・NPOなどの団体訪問の際に、「人権施策基本方針（第一次改定）」や「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の趣旨・概要を説明し、県民への周知を図りました。また、「人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を周知するため、啓発用リーフレットの作成や、三重県人権擁護委員連合会への事業委託を通して、県内各地域で啓発に取り組みました。今後も、基本方針や第二次行動プランの周知・広報を行い、さまざまな主体と連携して人権施策を推進していく必要があります。〔関連取組（人権施策基本方針等の県民への周知）／環境生活部人権課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔NPO・団体等〕

（事例 1）公益財団法人反差別・人権研究所みえでは、研究者、団体、企業、自治体等と連携を図りながら、「人権が尊重される三重をつくる条例」の具現化をめざし、部落問題をはじめとする人権課題についての調査・研究事業や、三重県人権大学講座による研修・育成事業など、さまざまな取組を展開しています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 亀山市では、平成 25 年 6 月 28 日、「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」を制定し、同日施行しました。
- 桑名市では、平成 25 年 10 月に「人権問題に関する意識調査」を実施しました。（対象者 3,000 人）
- 鳥羽市では、平成 26 年 3 月に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。（対象者 500 人）

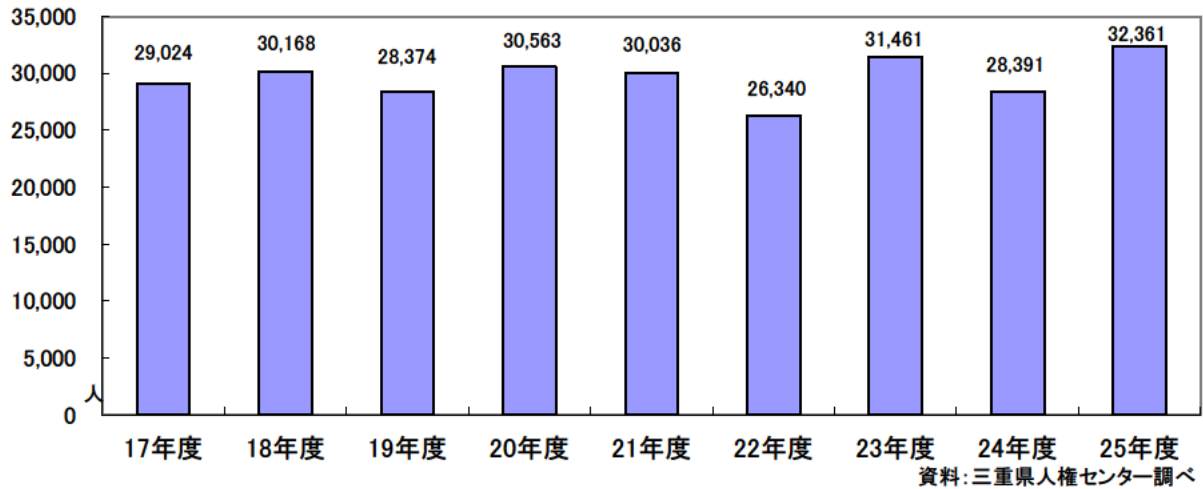
■ 今後の取組方向（平成 26 年度以降の取組方向）

- 国や他の都道府県の動向などの情報収集に努めるとともに、全国人権同和行政促進協議会などの活動を通して、国への要望等の取組を進めていきます。また、三重県人権・同和行政連絡協議会を通じ、市町との連携・協働の強化を図っていきます。
- 県のあらゆる事業が人権の視点に立って実施されるよう、職員人権研修の効果的な実施に努めます。
- 平成 25 年度に実施した「人権問題に関する県職員意識調査」の結果をもとに、平成 26 年度に詳細分析を行い、人権研修の見直しについて検討していきます。
- 津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会等と県の関係部局が互いに情報共有等を行い、公的機関の機能が相乗的に発揮されるよう、連携・協働の強化を図っていきます。
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいて、県事業の取組の結果等を年次報告としてまとめ、広く県民にその内容を周知するとともに、次年度以降の人権施策の推進に生かしていきます。
- 平成 24 年度に実施し、平成 25 年度に詳細分析を行った「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を今後の人権教育・啓発等の施策に活用していくとともに、平成 27 年度を目途に行う「三重県人権施策基本方針」の改定に係る基礎資料としても活用します。

人権啓発の推進

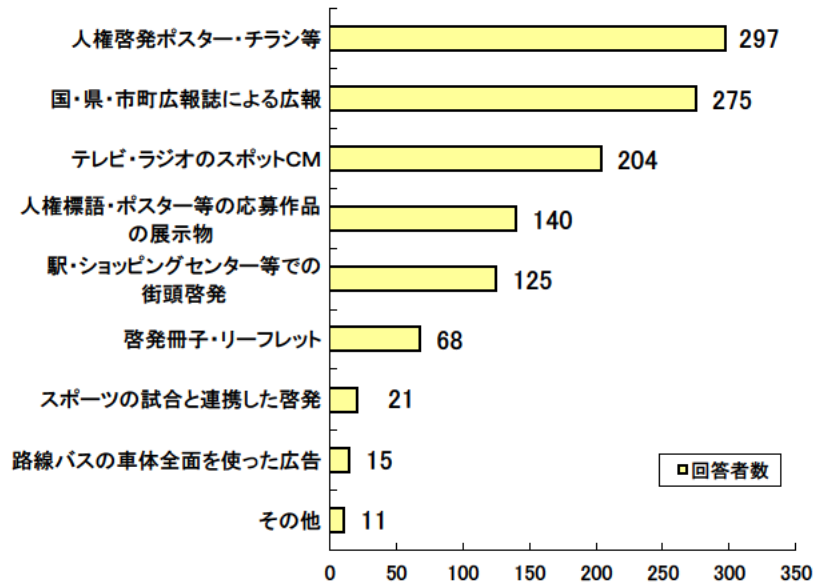
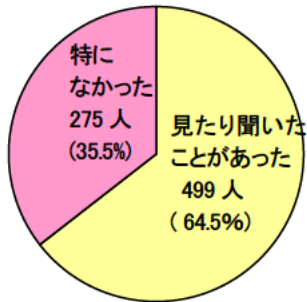
■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター来館者数



【関連データ2】人権に関する啓発の機会（三重県）

資料：「人権に関するe-モニターアンケート」（平成25年度）



データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターは、人権尊重の思想を県民に広く普及していくための人権啓発の拠点施設として、平成8年に開設されました。同センターでは、常設展示室、多目的ホール、図書室等の啓発施設を活用するとともに、定期的に企画パネル展示を行うなど、人権啓発に取り組んでおり、年間約3万人の来館者があります。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権啓発について、最近1年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたりしたことがあった方は、499人（64.5%）で、特になかった方は、275人（35.5%）でした。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正（平成23年4月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）
- 「三重県人権施策基本方針」の改定（平成18年3月）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」としています。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の一週間を「人権週間」として人権問題を身近な問題としてとらえるよう啓発活動を行っています。
- 人権啓発を効果的に行うため、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を全ての法務局において構築し、さらにネットワークを市町村レベルにも拡大するため、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。
- 人権啓発活動地域ネットワーク協議会のホームページでは、各都道府県の啓発活動の予定や報告等を紹介しています。
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に位置づけられている、公益財団法人人権教育啓発推進センターは、民間団体としての特性を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターをめざし、人権教育・啓発活動を行う各種団体への支援・連携を図り、広く国民に対し、人権に関する情報提供等の活動を行っています。

【三重県の状況】（平成25年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 効果的な啓発活動の推進

- ① 三重県人権センターでは、あらゆる差別を解消し、全ての県民の人権が保障される地域社会の実現を図るため、さまざまな啓発事業を行いました。

・企画パネル展事業

特別企画展「小中学生人権ポスター5年間の歩み」展を開催（夏期）。企画パネル展「さまざまな人権課題に関するパネル」（差別をなくす強調月間：11月11日～12月10日）の開催をはじめ、三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展示を実施しました。

・人権フォトコンテスト事業

「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、入選作品をパネル化して、三重県人権センター及び各県庁舎において展示しました。（応募数409点）

・移動人権啓発事業

幅広い人権啓発を実施するため、「連携と協力による包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、普段、人権啓発と関わりの少ない方々へ、広く呼びかけを行いました(10市町で15回開催)。

また、市町や法務局等と連携した「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」においても、啓発活動を行いました。

・街頭啓発事業

市町等と協働して、県内主要駅やショッピングセンターなどにおいて街頭啓発を実施しました。(差別をなくす強調月間及び人権週間)

・ラッピングバスによる啓発

県内の1つのバス路線において、啓発標語等を車体に掲載したラッピングバスを運行し、年間を通じて啓発を実施しました。

・スポーツ組織と連携した啓発

日本女子サッカーリーグ「なでしこリーグ」加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。

各地域防災総合事務所・地域活性化局においても、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しました。

機 関 名	事 業 概 要
桑名地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域人権まちづくりトップセミナー H25. 11. 13 参加者 59名 「広がる組織の社会責任と自治体の役割 ～ISO26000時代の地域づくりとは?～」 田村太郎(一般財団法人 ダイバーシティ研究所 代表理事) ・映画会 H26. 2. 11 参加者 275名 映画「遺体 明日への十日間」上映
四日市地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域ミニ人権大学講座(桑名・鈴鹿地域防災総合事務所共催) H25. 9. 5～10. 24 (全6回) 参加者 延べ547名 山口由香里 ほか ・人権講演会 H26. 1. 25 参加者 300名 「みんな違ってみんないい～メディアと野球の現場から～」 春川正明(読売テレビ解説副委員長)
鈴鹿地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域行政職員人権フィールドワーク H25. 10. 30 参加者 31名 ・人権啓発講演会 H26. 1. 13 参加者 300名 「角～いじめっこ姫の物語」 劇団 芸優座

津地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・津地域防災事務所管内「ミニ人権大学講座」 H25. 9. 11～11. 26 (全7回) 参加者 678名 「人権とは？」～その概念と歴史から考える～ 友永健三 (一般社団法人部落解放・人権研究所理事) ほか ・地域人権まちづくりトップセミナー H25. 8. 7 参加者 37名 「企業と人権」ISO26000が求めるもの 松岡秀紀 (一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター 嘱託研究員)
松阪地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・松阪ミニ人権大学講座 H25. 9. 12～10. 31 (全4回) 参加者 296名 「市民意識調査から見えてきたもの」 中村尚生 (反差別・人権研究所みえ調査・研究員) ほか ・松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー H25. 11. 5 参加者 116名 「インターネットと人権侵害」 松井修視 (関西大学社会学部教授) ・出前人権講座 H25. 5. 11、10. 15、H26. 1. 7、3. 26 参加者 279名 『「今伝えたいこと (仮)」の上映と渡部さんのトーク』 渡部義弘 (相馬高校放送部顧問) ほか
南勢志摩地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> ・南勢志摩地域人権啓発講座 H25. 8. 28～10. 2 (全4回) 参加者 延べ292名 「インターネットと人権」 田中稔美 (反差別村民ネットワーク会員) ほか ・人権トップセミナー H25. 6. 19 参加者 75名 「差別のからくり」 奥田均 (近畿大学教授) ・人権出前講座 H25. 10. 12、12. 15、H26. 1. 20 参加者 140名 「福祉活動における権利擁護の視点とは」 市川知律 (社会福祉士) ほか
伊賀地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域ミニ人権大学講座 (関係団体・機関と共催) H25. 6. 8～H26. 3. 1 期間中14講座 参加者 2,073名 講演「そっとやさしく～絆～」 長島 洋 (長島りょうがん) ほか ・地域人権まちづくりトップセミナー H26. 2. 18 参加者 125名 「ユニバーサル社会の実現を目指して」 ～すべての人が誇りを持って生きられる社会に！～ 竹中ナミ (社会福祉法人プロップ・ステーション理事長)

	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域インターネット差別事象分析調査研究事業 H25. 4. 17～H26. 3. 27 ・伊賀地域人権関係NPO等協働支援事業 H26. 2. 22 参加者 20名 第1部 人権講演会 「ひとを元気に 地域を元気に」 松崎壽賀子 (NPO法人「あわてんぼう」理事長) 第2部 グループ討議 参加者がグループに分かれ討議。 テーマ:「私たちの街のいいところ」 ほか ・人権週間街頭啓発事業 (名張駅前等)
紀北地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域ミニ人権大学講座 (紀南地域活性化局と共催) H25. 10. 11～12. 6 (内 紀北管内開催 4回) 参加者 272名 「同和問題」 大谷徹 (反差別・人権研究所みえ事務局長) ほか3講座 ・人権トップセミナー H25. 11. 27 参加者 53名 「障害者差別解消法の制定の意味すること」 荒川哲郎 (三重大学 教育学部教授) ・みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語を募集しカレンダー作成
紀南地域活性化局	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域ミニ人権大学講座 (紀北地域活性化局と共催) H25. 10. 11～12. 6 (内 紀南管内開催 3回) 参加者 120名 「人権教育・人権啓発の課題は何か —人権問題に関する大阪府民意識調査2010より—」 神原文子 (神戸学院大学人文学部教授) ほか ・紀南地区人権トップセミナー H26. 2. 18 参加者 25名 「人権行政の推進をするために —行財政改革と人権施策について」 中川幾郎 (帝塚山大学法学部教授、大学院法政策研究科教授) ・人権講演会 H26. 3. 1 参加者 100名 「「笑い」を考えると見えてくる人権」 笑福亭松枝 (落語家) ・出前人権講座 H26. 2. 13 参加者 49名 「三重県の相次ぐ差別事象から見えてきたもの」 大谷徹 (反差別・人権研究所みえ事務局長)

各市町での啓発事業の実施状況をふまえて、事業内容を工夫していく必要があります。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

- ② 県民の人権意識の高揚を図るため、県広報紙「県政だより みえ」で連載「シリーズ人権」のコーナーを設け、1年間継続して啓発を行いました。

また、「差別をなくす強調月間」にちなんで、平成25年11月号では特集「インターネットと人権」と題し、インターネット利用者数が年々増加している状況のもと、インターネット上の人権侵害の問題と対応について、具体的な事例をあげながら紹介しました。

今後も、人権に関する身近なテーマや取組を紹介するなど、読者の共感が得られるような工夫をしていく必要があります。〔県政だより事業／戦略企画部広聴広報課〕

(2) 多様な主体との協働による啓発活動の推進

- ① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 62 人／31 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 77 人／45 社・団体）を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

- ② 三重県人権擁護委員連合会へ委託し、人権に関する紙芝居や手作りの人形など工夫を凝らした啓発資材による親しみやすい啓発活動を幼稚園、保育所、小学校、高齢者施設等で 361 回実施しました。

今後も、「人権が尊重される三重をつくる条例」の目的を実現するため、啓発の対象を明確にした、心に響く手法等を工夫していく必要があります。〔地域に密着した普及啓発事業／環境生活部人権課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）県との「連携と協力による包括協定」に基づいて、三重県人権センターの移動人権啓発事業に協力している企業があります。

その企業は、経営しているショッピングセンター内のスペースの一部を、啓発コーナーとして提供しています。三重県人権センターは、そのコーナーで啓発パネル等を掲示したり、アンケートを実施したりして啓発活動を行いました。その結果、普段、人権啓発と関わりの少ない方々にも、広く呼びかけを行うことができました。

○【NPO・団体等】

（事例1）DVや虐待などの被害者が新しい人間関係をつくるためのスキルの習得やトラウマやPTSD（心的外傷後ストレス障害）に重点を置いたカウンセリングなどを学ぶ研修会を開催している法人があります。

（事例2）性同一性障害についての認知と理解の促進をめざして活動している団体があります。メンバー自らが、当事者の立場から、自身の体験談を交えて講演会等で発信することで、参加者の理解を深めるとともに、意識の変革につなげていま

す。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

※ 地方委託事業及び人権啓発活動推進事業等から抜粋しています。

※ 【活】地域人権啓発活動活性化事業

市町名	事業概要
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和問題学習講座 H25. 9. 18、9. 25、9. 28、10. 2、10. 5、10. 24 「三重県の相次ぐ差別事象からみえてきたもの」 大谷徹 (反差別・人権研究所みえ常務理事) ほかに5講座 参加者 延べ179名 ・人権講演会 H25. 10. 15 参加者140名 「差別と戦争をなくすために」 有馬理恵 (劇団俳優座所属俳優) ・人権フェスタ in くわな 人権講演会 H25. 11. 30 参加者 719名 「子どもたちの未来のために私たちができること」 紺野美沙子 (俳優・国際開発計画 (UNDP) 親善大使) ・人権週間のつどい 人権講演会 「市民意識調査から見えてきたもの」 H25. 12. 6 参加者 59名 中村尚生 (反差別・人権研究所みえ調査・研究員) ・人権啓発物品作成・配布 (随時) ・人権の花運動【活】 多度中学校
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> ・いなべ市民人権フェスティバル H25. 12. 8 参加者 延べ1,067名 「尾木ママと考える『大切な心』」 尾木直樹 (教育評論家) ・人形劇 「天人松と兄ちゃん」 人形劇団むすび座 ・北勢人権啓発活動地域ネットワーク協議会展示 (3市・5町の取組) いなべ市募集事業入賞作品展示 いなべ市人権機関メシレいなべの取り組み紹介展示 ・映画会 H25. 7. 13~10. 12 計4回 「はやぶさ」 ほかに3品 参加者計949名 ・人権啓発物品作成・配布 (人権フェスティバル会場等) ・中学校人権教育推進事業 H25. 8. 10~H25. 11. 29 計3回 腰塚隼人 (元体育教師) 講演会 ほかに2事業 参加者 計1,007名 ・市民つながり人権講座 H25. 10. 10~H25. 11. 30 計4回 川村妙慶 (真宗大谷派僧侶/フリーアナウンサー) ほかに3講座 参加者 延べ167名
木曾岬町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H26. 2. 23 参加者 115名 「笑いと情けが人の輪をひろげる」 三代目 林家染二 (落語家)

東員町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H25. 12. 8 参加者 547名 渡部陽一 (戦場カメラマン) ・人権研修会 H26. 2. 22 「部落差別の解決をめざして」 原田朋記 (反差別・人権研究所みえ調査・研究員) 「今日から実践。子供とのふれあい方 ママだけじゃない子供と関わるすべての人に向けて」 H25. 12. 7 増田喜昭 (子どもの本専門店メリーゴーランド店主) ・人権標語コンクール H25. 12. 8 標語取組 714名 ・人権啓発物品作成、配布 H25. 10. 13、12. 6
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・じんけんフェスタ 2013 H25. 12. 7～12. 8 参加者 4,258名 人権講演会、人権啓発映画上映、人権のひろば展等 ・人権啓発リーダー養成事業 よっかいち人権大学あすてっぷ H25. 6. 15 ～12. 8 「お笑いライブ&トークショー、松本ハウスが語る統合失調症のこと」 松本ハウス (お笑い芸人) 他7講座 参加者 延べ1,180名 よっかいち人権大学ステップアップ H25. 8. 10～11. 2 「映画『ベアテの贈り物』映画鑑賞及び男女共同参画センターの見学・ 交流」 他4講座 参加者 延べ71名 ・学習機会提供事業 デートDV予防教育 9回実施 参加者 延べ1,754名 「映画『The Lady アウンサン・スーチー 引き裂かれた愛』」 参加者 483名 自己尊重講座「自分を知り自分を大切に生きる」 参加者 30名 女性に対する暴力防止セミナー「声なき声を聴くDV相談をめざして」 参加者 100名 ・人権研修リーダー養成講座 大人の発達障害の現状と支援 他2講座 参加者 延べ181名 ・人権教育・啓発推進プログラム事業 高齢者の人権 基本分析 (A4、40ページ) 高齢者の人権 初級編 (A4、12ページ) 高齢者の人権 中・上級編 (A4、16ページ) ・人権啓発物品作成・配布 人権尊重都市宣言を印刷した啓発ティッシュ 他 ・人権の花運動【活】 県小学校
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H26. 1. 25 参加者 300名 「みんな違ってみんないい～メディアと野球の現場から～」 春川正明 (読売テレビ 報道局 解説副委員長)

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品作成・配布等（H25. 10. 20、11. 3、12. 2～27）
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> ・お笑いライブ&トークショー H25. 11. 30 参加者 150 名 「お笑い芸人松本ハウスが語る統合失調症のこと」 松本ハウス（お笑い芸人） 下方宏明（障害者相談支援センターソシオ）
川越町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品作成・配布等（H25. 12. 4）
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> ・平和への祈り展 人権を考える市民のつどい H25. 8. 3 参加者 280 名 「原爆のはなしをきこう」 吉岡清美 ミュージカル「火垂るの墓」劇団ポプラ ・人権フェスタ in すずか H25. 11. 24 参加者 310 名 「生きながら生まれ変わる」 米良美一（歌手） ・人権ふれあい劇場 H26. 1. 13 参加者 378 名 「角〜いじめっこ姫の物語」 ・地区別人権尊重まちづくり講演会 H25. 4～H26. 2 15 地区 参加者 延べ888 名 ・人権啓発物品作成・配布等（H25. 12. 16～） ・人権の花運動【活】 玉垣小学校
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学生 夏休み課題として「人権ポスター」の取組 ・「ヒューマンフェスタ in 亀山」 H25. 12. 7 参加者 320 名 人権展示ブース、人権作文発表（中学生・高校生）、 講演「多文化共生社会の実現をめざして」 田村 太郎（ダイバーシティ研究所 代表理事） ・人権啓発チラシ作成・各戸配布（H26. 3 約 15,000 部） ・広報かめやまへの人権に関するコラムの掲載（年 2 回） ・人権啓発物品作成・配布等（H25. 12. 4、12. 7）
津市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題講演会 H25. 9. 1～H26. 2. 15 計 4 講座 演劇「百万回生きた猫」 劇団たんぽぽ ほかに 3 講座 参加者 延べ 950 名 ・市民人権講座（香良州地域） H25. 11. 5～11. 19 計 6 講座 人権寄席「身も心もほぐし、ちょっと考えてみよう子どもの人権」 切磋亭琢磨（社会人落語家） ほかに 5 講座 参加者 延べ 181 名 ・市民人権講座（久居地域） H25. 7. 4～9. 9 計 5 講座 「三重の女性史研究」 佐藤ゆかり（三重県女性史研究会）ほかに 4 講座 参加者 延べ 144 名 ・市民人権講座（美里地域） H25. 7. 6～11. 16 計 7 講座 「多文化共生社会をともに生きる」 青木幸枝（エスペランサ代表） ほかに 6 講座 参加者 延べ 219 名

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民人権講座（白山地域） H25. 9. 12～10. 17 計6回 「人権のまちづくり「白山からの発信」について」 福田信男（白山市民館生活相談員）ほか5講座 参加者 延べ296名 ・人権啓発物品作成・配布（H25. 9～）
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発強調月間（H25. 6. 1～6. 30）【活】 街頭啓発、人権パネル展「女性の人権問題」「高齢者の人権問題」ほか 講演会 H25. 6. 23 参加者 360名 「転んだら、どう起きる？」 宇梶剛士 ・人権文化フェスティバル松阪【活】 人権啓発映画会 H25. 12. 7 参加者 200名 「エンディングノート」 ・人権図画ポスター表彰【活】 ・作品展示【活】 ・人権関係職員等養成講座 H25. 8. 1～8. 29 計10講座 参加者 延べ249名 ・人権文化フォーラム H25. 7. 18～H26. 3. 18 「高齢社会と人権」ほか10講座 参加者327名 ・人権啓発資料作成 冊子（希望と誇りあふれるまちへ⑩） 「3. 11と人権問題—想像力が未来を創る！—」
多気町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H25. 8. 21 参加者 303名 「菊地流魅力的人生のススメ」 菊地幸夫（弁護士） ・男女共同参画情報誌「きらきら」発行 ・人権の花運動【活】 相可小学校
明和町	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と人権のまちづくり講演会 H25. 9. 8 参加者 500名 「みんなちがって、みんないい」 乙武洋匡 ・街頭啓発活動（斎王まつり ほか）
大台町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会及びダンスパフォーマンス H25. 12. 8 参加者 85名 「ダンスで心のバリアフリーを」 奈佐誠司（プロ車いすダンサー） ・人権啓発チラシ配布 ・人権啓発物品作成・配布（H25. 12. 4～12. 10）
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民の集い H25. 7. 30 参加者数 500名 「二つの国のはざままで翻弄され続ける家族」 蓮池透（元「北朝鮮による拉致被害者家族連合会」副代表） ・人権講演会 H25. 12. 15 参加者 350名 「子どもの心をのぞいてみたら」 香山リカ（立教大学教授）

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ①人権啓発物品作成・配布等 公共施設、文化祭、人権啓発講座等で配布 ②「差別をなくす強調月間」に合わせ、企業へ啓発訪問 H25. 11. 11～11. 13 ③人権週間初日に街頭啓発を実施 H25. 12. 4 (イオン伊勢店ほか7か所) ④人権啓発パネル展 (市役所市民ホール、各総合支所) H25. 11. 12～11. 25 ・障害者週間啓発行事 <ul style="list-style-type: none"> ①障害者週間初日に街頭啓発を実施 (宇治山田駅、伊勢市駅) H25. 12. 3 ②障害者週間事業 H25. 12. 3～9 市役所ホール等で福祉協力校活動発表の掲示、障がい者が作成した陶芸作品の展示等を実施 ③伊勢市障がい者フェスティバル H25. 12. 21 参加者 200名 映画上映「筆子その愛～天使のピアノ」、相談コーナー、パネル展示等
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H25. 11. 30 参加者 67名 「自殺をくい止めろ！～命の灯台・東尋坊からのメッセージ～」 芝 幸雄 (NPO法人心に響く文集・編集局代表理事) 川越みさ子 (NPO法人心に響く文集・編集局長) ・鳥羽ライオンズクラブに対する啓発 紙芝居等による人権擁護委員活動と同委員の活動紹介 ・市内小・中学生人権に関するポスター募集・展示 (233名) ・ひだまりフェスタ啓発 H25. 10. 20 参加者約 150名 風車の作成・配布と啓発物品配布 ・街頭啓発活動 (鳥羽駅 ほか)
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H25. 11. 12 参加者 118名 「貧困と人権～つながりの中で生きるために～」 湯浅 誠 (社会活動家) ・街頭啓発活動 (イオン阿児店 ほか)
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H25. 11. 17 参加者 250名 ジェフ・バーグランド (京都外国語大学教授) ・街頭啓発活動 (アスピア玉城夏祭り ほか)
度会町	<ul style="list-style-type: none"> ・文化人権講演会 H25. 11. 8 参加者 140名 「気楽に生きていきましょう」 桂三弥 (名張市観光大使・落語家)
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発推進事業講演会 H25. 8. 25 参加者 303名 「心の国際化をめざして～人権感覚豊かな社会実現を～」 辺真一 (「コリア・レポート」編集長) ・人権職員研修会 H25. 8. 29 参加者：158名 「人権の視点に立ったインターネットの現状と課題」

	<ul style="list-style-type: none"> ・町民人権講座 H25. 10. 4 参加者：21名 「人権のまちづくりとつながる絆社会のヒント」 ・人権の花運動【活】 南島東小学校
大紀町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教室「仲よしお話し会」 錦あおぞら保育園 H25. 10. 24 参加者…全園児と保護者 津波・地震DVD「シロのないた海」鑑賞 童謡の合唱 人権紙芝居 バルーン人形と遊ぶ ・人権講演会 大宮中学校区人権教育推進協議会主催 H25. 8. 28 人権落語「笑いでコミュニケーションづくり」 笑福亭学光 大紀中学校区人権教育推進協議会主催 H25. 10. 11 講演「車椅子からの出発」 鈴木ひとみ ・第4回大紀ふれあいまつり H25. 11. 10 大紀町錦 大明神広場 人権ブース内でかざぐるま作り エコバッグ配布
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・上野エリア人権モデル地区別懇談会 参加者 延べ399名 ・人権・同和問題地区別懇談会 参加者延べ 237名 ・2013 しまがはら人権フェスティバル講演会 H25. 7. 27 参加者 59名 「見つめてみよう！くらしの中の人権」 金原正紀（反差別・人権研究所みえ調査・研究員） ・ひゅーまんフェスタ 2013「戦争を聴くⅢ」 H25. 7. 28 参加者 109名 「敗戦への道—アジア・太平洋戦争を問い直す」 吉田裕（一橋大学大学院教授） ・同和問題講演会 H25. 8. 25 参加者 257名 「貧困と人権～つながりの中で生きるために～」 湯浅誠（社会運動家・反貧困ネットワーク事務局長） ・部落解放・人権大学講座 H25. 8. 30～ 参加者 38名 「おとなの学び～部落差別をなくす主体者として～」 本江優子（反差別・人権研究所みえ調査・研究員）ほか ・地区人権啓発草の根運動推進会議講演会 H25. 6. 1～ 計21地区 「寝た子を起こして、仲良くごはん」 川崎ともえ ほか20講演 参加者 延べ3,426名 ・阿山地区人権フェスティバル2013講演会 H25. 11. 16 「明るいほうへ～金子みすゞの心とともに～」 ちひろ（歌手・作曲家） 参加者 257名 ・いがまち差別をなくす強調月間講演会 H25. 11. 29 ほか 賤民廃止令（解放令）と日本国憲法 上杉 聰（大阪市立大学人権問題研究センター 特別研究員）ほか 参加者 延べ879名

	<ul style="list-style-type: none"> ・2013 しまがはら人権のつどい講演会 H25. 11. 30 「人権ってなんやろ」 森乃福郎（落語家） 参加者 108 名 ・おおやまだ人権フェスティバル2013 H25. 12. 1 「両側から壁をこえる～大池中学校P T Aおやじバンド奮闘記～」 古川正博（大阪市立大池中学校P T Aおやじバンド代表） 参加者 280 名 ・2013 人権のつどい講演会 H25. 12. 8 「君をいじめから守る」 福永宅司（子どもの学び館代表取締役） 参加者 370 名 ・人権を考える市民の集い 人権トーク&コンサート「魂拓人（コンタクト）」 H25. 12. 14 森秀一、森美栄 参加者 888 名 ・人権啓発作品集作成 ・街頭啓発活動（各地区講演会 ほか） ・人権の花運動【活】 柘植小学校
名張市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習会 H25. 4. 26 参加者 49 名 「部落」って何？ 太田恭治（あとリエ西濱代表） ・人権啓発資料作成 冊子「人権尊重を暮らしのなかに（2013 年版） 人権 PB⑦「障がいのある人と人権」 「人権ア・ラ・カルト」（2014 年版） ・男女共同参画推進フォーラム【活】 参加者 180 名 講演会「雨宮処凜の小心者の幸福論 ～あなたの「生きづらい」をちょっぴり楽に～」 雨宮処凜（作家） ・男女共同参画推進事業 啓発リーフレット「父親のためのワーク・ライフ・バランス」作成・配布 相談事業啓発マグネットステッカー配布
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発講演会 H25. 5. 21 参加者 250 名 「命の光を大きく輝かせるために～私の「夜間中学」教師体験記～」 松崎運之助 ・人権擁護委員による人権教室 三木小学校（男女共同参画） H25. 10. 21 特別養護老人ホーム（合唱・絵本） H25. 11. 20 市内保育所（寸劇・紙芝居） H25. 12. 4 ・人権擁護委員による街頭啓発 ・スーパーマーケット店頭での啓発物品配布 ・人権の花運動【活】 尾鷲小学校

紀北町	・街頭啓発活動（主婦の店海山店 ほか）
熊野市	・人権講演会 H25. 11. 17 参加者 100名 人権サイエンスショー 阿部清人（FMラジオアナウンサー） ・街頭啓発活動（スーパーマーケット ほか）
御浜町	・研修会 H25. 5. 17 参加者 14名 「地震に備えよう」 中本勝、西優輝（御浜町役場防災課） ・講演会 H26. 1. 16 参加者 71名 「自主性を育む指導方法」 速水敏人（熊野市消防署） ・講演会 H26. 2. 25 参加者 130名 「部落差別の解消に向けて」 中村尚生（反差別・人権研究所みえ調査・研究員） ・啓発物品の配布
紀宝町	・人権講演会 H26. 3. 12 参加者 500名 「生きる限り、大きな花を咲かせたい」 正司花江（女優）

※地方委託事業のほか、各市町独自で人権に係る講演会・研修会や街頭啓発等の啓発推進に係る取組を実施しています。

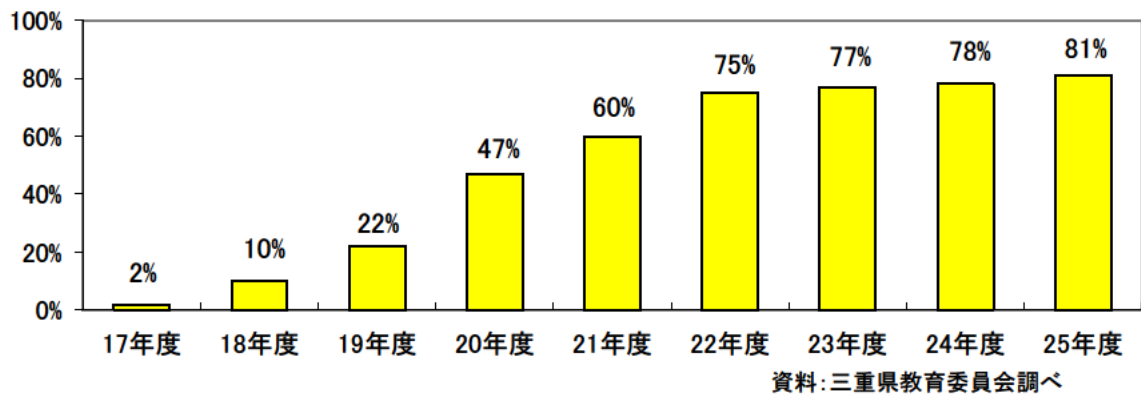
■ 今後の取組方向（平成26年度以降の取組方向）

- 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権啓発の推進について、さまざまな主体と連携を図り、さまざまな人権課題に対し、より一層の啓発活動の推進に努めていきます。
- 人権啓発の拠点施設である三重県人権センターにおいて、常設展示や図書室などの機能を有効活用した啓発を推進するとともに、人権ポスター・人権メッセージの募集など、大人から子どもまで各年齢層に応じた多様な手法による啓発活動を推進していきます。
また、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、県内各地域の特性を生かした人権啓発活動を推進します。
- スポーツ組織と連携した人権啓発イベント、商業施設や地域のイベントでの移動人権啓発等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、テレビ・ラジオスポット等のメディアを活用した人権啓発を実施します。
- 人権啓発事業の実施にあたっては、人権問題に関する県民意識調査結果をふまえ、より多くの県民が啓発の機会を得られるよう多様な機会を提供するなど、啓発の手法について工夫をしていきます。

人権教育の推進

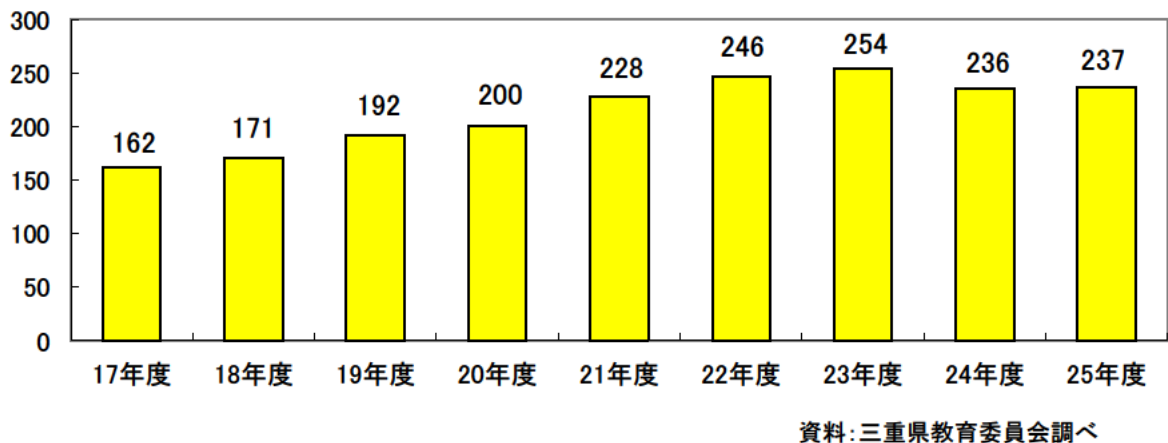
■ データからみた状況

【関連データ1】「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合



※人権教育推進協議会：人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことをめざして、各中学校区及び県立学校に設置された協議会。

【関連データ2】人権問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数



データに関するコメント

【関連データ1】学校や地域において、校区住民を対象に、人権に関する体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動などの人権意識を高める活動に取り組んでいる「人権教育推進協議会」の割合は着実に増えました。

【関連データ2】人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながることを目標として、人権問題に取り組む児童生徒たちが、中学校や高等学校を中心に多くの学校のサークルの中で活動しました。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正（平成23年4月）
- 「三重県教育ビジョン」の策定（平成22年12月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成22年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連は、人権教育を強化するため「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年からスタートさせ、その第1段階として、2005（平成17）年から2009（平成21）年まで、初等・中等学校制度における人権教育に取り組んできました。
さらに、2010（平成22）年から2014（平成26）年までを第2段階として、高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育に取り組むこととされています。
- 国においては、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進しているところですが、依然としてさまざまな人権問題が生じています。
- 国はこうした現状をふまえ、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、平成16年から平成20年にかけて、3次にわたる取りまとめを公表しました。
その取りまとめに基づき、文部科学省は平成21年と平成25年の2回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表しました。また、人権教育に関する特色ある実践事例を、ウェブサイトにて紹介しています。

【三重県の状況】（平成25年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）カリキュラム、教材、手法の開発

- ① 県内全ての学校において人権教育カリキュラムが作成されることをめざし、各学校の管理職や人権教育担当者に対して、人権教育カリキュラムの目的や意義について発信しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ② 人権学習教材「わたし かがやく」を有効活用するための情報発信や教職員対象の連続講座を行いました。また、人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」の活用促進のため、県立学校の教職員を対象に連続講座を実施しました。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

（2）人材の養成と活用

- ① 県立学校及び小中学校の管理職を対象とした研修会と人権教育推進委員会等代

表者を対象とした研修会をそれぞれ実施し、人権教育を推進するリーダーとしての役割を周知するとともに、人権感覚あふれる学校づくりについて先進事例から学ぶ機会をもちました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 自主的学習の促進

- ① 県内6地区において、県立学校で取り組まれている人権学習について実践研究校を含む7校が取組の成果を発表し、それを受けて、生徒及び教員が意見交流を行う「人権まなびの発表会」を開催しました。今後も、各学校での取組内容の充実を図るため、実践事例の提供等の支援を行っていく必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(4) 学校教育における人権教育の推進

- ① 指導主事等が、各市町教育委員会や学校等を訪問し、研修の支援、人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムの検討、授業内容の充実、児童生徒による人権活動への助言等に取り組みました。

今後も、市町教育委員会等との連携をさらに深め、各地域の実態を把握し、学習内容等の充実を図っていくことが必要です。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 児童生徒の主体的・実践的な人権学習の充実や教育的に不利な環境のもとにある児童生徒の学力を向上させることで、全ての児童生徒の学力・進路を保障する取組の充実をめざし、大学の研究者等と連携して実践研究に取り組みました。今後は、人権学習指導資料の活用促進を図るとともに、大学等の研究者と連携した実践的研究等を行い、それらの取組や成果を広く県内に公開、発信する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(5) 社会教育における人権教育の推進

- ① 県内29市町に対し人権教育の実態把握調査を行うとともに、市町を訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 市町人権教育主管課長会議(2回)と市町人権教育担当者会議(1回)を開催し、市町教育委員会と人権教育の総合的な推進について、情報共有を行いました。

今後は、学校・家庭・地域が一体となって取り組む人権教育を推進していくため、市町教育委員会とより連携を深めていく必要があります。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 人権教育推進協議会が再整備され、中学校区において人権教育の内容を共有したり、意見交換をしたりする体制が整っています。

今後は、「子ども支援ネットワーク」(注)として子どもたちの学びを保障する取組をより一層拡げていく必要があります。〔子ども支援ネットワーク構築事業／教育委員会人権教育課〕

(6) 企業・民間団体における人権教育の推進

- ① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」(参加者62人/31社・団体)と「三重県人

権啓発懇話会講演会」(参加者 77 人/45 社・団体)を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業/雇用経済部雇用経済総務課〕

- ② 三重労働局と連携し、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底などの人権啓発に努めました。

事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していく必要があります。また、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導/雇用経済部雇用対策課〕

(7) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ① 教職員が人権問題についての認識を深め、全ての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会等代表者研修会等を開催しました。

今後も、人権教育を推進するリーダーとしての意識と実践力向上を図るための研修を実施していくことが必要です。〔学校教育研修事業/教育委員会人権教育課〕

- ② 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。

今後も、保健、福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人びとの人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費/健康福祉部健康福祉総務課〕

(8) 人権課題に応じた人権教育の推進

- ① 人権学習教材及び人権学習指導資料の活用促進や実践事例集などの作成をとおして、学校における「個別の人権問題に対する取組」の推進を図りました。

今後は、人権学習指導資料等を有効活用しながら、子どもや地域の実態に応じた特色ある実践が行われるよう支援をしていく必要があります。〔学校教育研修事業・実践研究事業/教育委員会人権教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況 (事例)

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例 (取組事例の紹介)

○ [企業]

(事例1) 人権啓発推進委員会を設置し、階層別研修計画の策定、人権啓発ビデオの選定、管理職研修の企画を行ったり、毎月1回の職場内懇談会の時間で人権研修に取り組んだりすることで、社内の人権研修の充実につなげている企業があります。

○ [NPO・団体等]

(事例1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組む、教育実践研究の成果や手法等、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。同協議会が主催する「三重県人権・同和教育研究大会」には県内各

地より地域住民、教職員、行政職員等、2日間で5,300名を超える参加があり、先進的・具体的な教育実践について「学びあい」が行われました。

(事例2) 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会は、「不動産と人権」「土地差別を考える」をテーマに協会内で同和問題の研修を行っています。

(事例3) 県内小中学校における各PTA組織の58%が人権教育に関する研修会を実施しています。また、その21%が人権教育推進部等を設置しています。

○【住民組織】

(事例1) 子どもが小学校に入学したことをきっかけにして、保護者たちが集い、「自分と同和問題との出会い」や「子どものころからのもやもや」などを振り返り、語り合いを重ね、つながりを深めている自主活動組織があります。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

- 亀山市では、各中学校区において県教育委員会の事業等を活用し、教育的に不利な環境にある児童生徒の自尊感情や学習意欲の向上を図るため、地域連携の仕組みとしてネットワークづくりの構築に取り組みました。
- 津市では、多文化共生をテーマに地域イベントを開催することにより、違いを認め合う住民意識の醸成を図り、教育的に不利な環境のもとにある子どもが安心して学べる環境づくりを進めました。
- 伊賀市の中学校区では、文部科学省事業等を活用し、人権教育を総合的・系統的に進めるための人権教育カリキュラムを作成し、小中学校9年間の見通しを持った人権感覚あふれる学校づくりを進めました。
- 尾鷲市では、学校・家庭・地域が連携して親子学習会や中学校区人権フェスタなどの活動に取り組むことで、子どもの自尊感情や学習意欲の向上がみられました。また、「将来は地元に住みたい」という子どもの割合が増加しました。

■ 今後の取組方向(平成26年度以降の取組方向)

- 学校教育活動全体を通じ、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育て、一人ひとりの自己実現を可能にする人権教育に取り組みます。
- 教職員が日々の教育実践に生かせるよう、人権学習教材や指導資料の活用促進や開発、人権教育カリキュラムの研究、実践事例の提示などを進めるとともに、参加体験型の研修なども取り入れ、より実践的な研修を実施していきます。
- 人権尊重の地域づくりにおいては、市町教育委員会をはじめ各実施主体がその担うべき役割をふまえ、いじめなど子どもたちを取り巻く課題の解決やその未然防止を図るための仕組みづくりやその要となる人材の育成を図ります。

注) 子ども支援ネットワーク

いじめなどによって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。

コラム・みんなの取組 ③

団体・企業名	万協製薬株式会社
関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策202 人権教育の推進 人権施策402 子ども
まとめ	○ 高校生・企業・地域の協働による製品開発（CSR）が、生徒たちが自己有用感を感じ、自己実現を可能にする「人権のまちづくり」につながります。

1. 万協製薬株式会社について

万協製薬株式会社は、昭和35年に神戸市で創業した、医薬品・医薬部外品・化粧品等を製造する企業です。平成7年の阪神大震災にて被災した翌年に多気町に移転しました。

2. 取り組んでいる人権課題～生徒たちの自己実現を通して、地域に留まる人材を育成する

万協製薬株式会社と同じ多気町内に、県立相可高等学校があります。「生産経済科の生徒たちの活躍できる場を」と考えた町役場は、生徒たちが市場調査から企画・生産・販売までを行うプロジェクトを企画しました。この企画に賛同した万協製薬株式会社は平成22年にCSR（地域貢献）として、生産経済科の生徒による、「NPO法人植える美ing（ウェルビーイング）」とともに、地元の特産品を使ったハンドクリームの開発を始めました。開発にあたって、生徒たちが発想したコンセプトは、「お母さんやおばあちゃんが使い、幸せになるハンドクリーム」「自分たちが持っているかわいい商品」でした。万協製薬株式会社は、生徒の意見を最大限に反映させ、製品知識、処方、価格、仕様などについて講習や議論を重ねました。配合成分には、多気町特産の伊勢茶や柿葉エキス、三重県特産の春光柑の香りのするオレンジ油を選びました。

10月、試作のハンドクリームを高校生が使い、アンケートをとりました。その中に、「もっと使い心地がさっぱりしている方がいい」という意見を受け、ジェルタイプになりました。完成した製品は、「孫のような高校生が、おじいちゃん、おばあちゃん、あるいはお父さん、お母さんへ感謝の気持ちを込めてプレゼントするジェル」という意味で、「まごころ tea ハンドジェル」と名付けました。

製品は、高校生が県内の薬局などへの営業に出向いたりして販売しました。また、学校にも通信販売用のパソコンを置いて、販売促進にもつなげています。

販売によって得られた利益は、「NPO法人植える美ing」の活動に充てています。その活動は、花の苗などを保育園や高齢者施設に植えるというもので、園芸を通じた社会貢献活動となっています。



3. まとめ

万協製薬株式会社との協働を通して、高校生は経済の仕組みを学ぶことや、働くことの意義、コミュニケーション力、働くために必要な社会規範やマナー、自己を生かせる生き方などについて学んでいます。これらは、文部科学省が提唱するキャリア教育を通して育てていきたい能力である、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力に重なると考えられます。

商品開発に携わった高校生の中には、卒業後に万協製薬株式会社に就職している人もいます。その一人は、「町の人たちや社長さんが期待してくれているとか、大人の人たちがわたしたちの話を真剣に聞いてくれるという実感がありました。だからこそ、本気になれたし、変わることができたのだと思います」と話しています。また、「万協製薬株式会社に入社するために相可高校の生産経済科に入学した」という高校生や、町外に出ても「多気町にもどってきて住みたい」という若者も出てきています。「まごジェル」の開発は、多気町や相可高等学校、万協製薬株式会社の魅力を実感することにつながっていると考えられます。

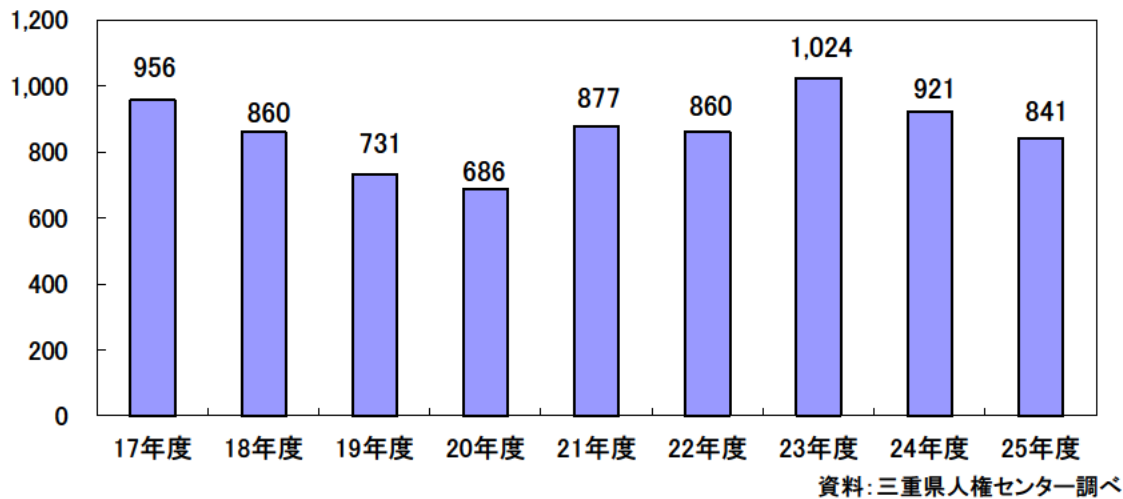
若年層の雇用を確保し、地域とのつながりの中で働くことができ、こんな仕事や暮らしがしたいという「願い」が実現されることが、若者たちの流出を防ぎ、新たな地域の活性化が期待できるのではないかと考えます。



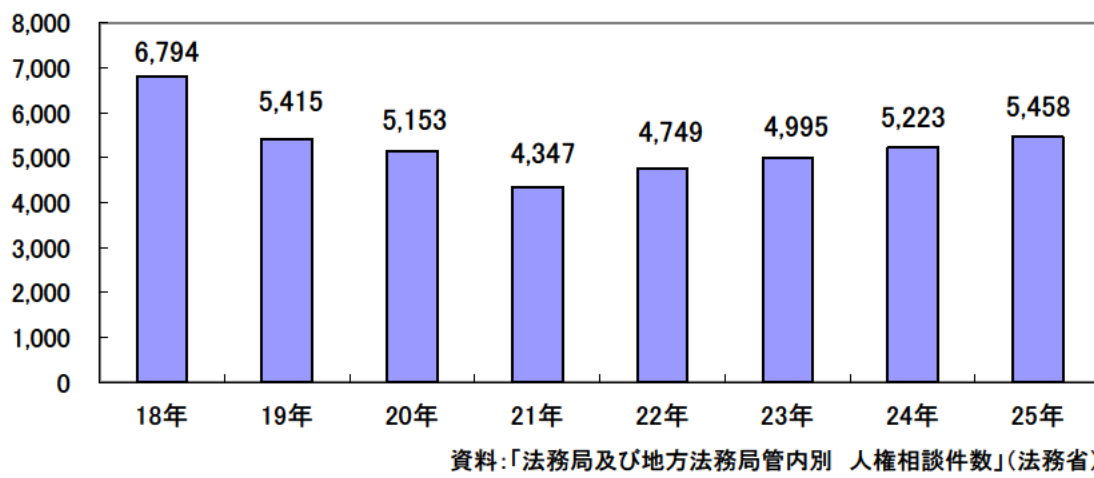
相談体制の充実

■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター相談受案件数



【関連データ2】法務省人権相談受案件数（津地方法務局総数）



データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターでは、複雑・多様化するさまざまな人権問題の相談に応じています。平成25年度には841件の相談があり、平成24年度から80件減少しています。近年、心の問題に関する相談の占める割合が高くなっています。

【関連データ2】平成25年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受案件数は、5,458件（職員取扱2,257件、人権擁護委員取扱3,201件）でした。

各種の専門相談機関が設置され、課題に応じた相談体制が整う中で人権相談件数が減少傾向にありましたが、社会的不安の高まりからここ数年、増加傾向に転じています。

【関係法令等の動き】

- 「人権擁護委員法」の制定（昭和24年6月施行）
- 「人権救済制度の在り方について（答申）」（平成13年5月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省では、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国の各市町村（東京都においては区）に約14,000名〔三重県：252名（平成26年1月現在）〕の人権擁護委員が配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民からの人権相談を受けたりするなど、積極的な活動を行っています。
また、いじめ、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。
- 法務省の人権擁護機関では、高齢者や障がい者をめぐる人権問題の解決を図る取組をさらに強化するため、平成25年度は9月9日～15日までの7日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しました。期間中は、法務局・地方法務局の本局において、平日の電話受付時間を延長し、また、土曜日・日曜日にも電話による相談を受けました。
- 内閣府では、「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」として、長引く避難生活や原子力発電所の事故に伴う不安や悩み、配偶者からの暴力（DV）などの相談を受けるため、岩手県、宮城県、福島県と共催して電話による相談窓口を開設しています。
- 民事・刑事を問わず法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、総合法律支援法に基づき、平成18年4月に日本司法支援センター（愛称：法テラス）が設立され、法的トラブル解決のための総合案内所として相談を受けています。

【三重県の状況】（平成25年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）相談窓口の広報と充実

- ① 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ② 県内には38館の隣保館が設置され、地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わ

る相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として、今後もさまざまな相談援助活動を実施していけるよう、引き続き支援を行っていく必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕

- ③ 児童虐待の一因ともなる若年者の予期せぬ妊娠について、専用電話相談窓口「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を平成24年11月に開設し、児童虐待の未然防止に努めています。平成25年度は、学校、図書館、コンビニエンスストア等にカードやチラシの配布等の啓発を行い、50件の相談がありました。〔若年層における児童虐待予防事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ④ いじめ電話相談紹介チラシ「一人で悩まず相談しよう」を平成25年7月、12月、平成26年3月に配布しました。〔生徒指導・進路指導総合連携事業／教育委員会生徒指導課〕
- ⑤ 学校における体罰の問題について、生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、三重県総合教育センターに「体罰に関する電話相談窓口」を平成25年2月に設置しています。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ⑥ いじめ問題に対する早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、「いじめ」に関する電話相談を実施しています。平成25年度は182件の相談がありました。〔いじめ相談電話事業／教育委員会研修企画・支援課〕

（2）関係機関とのネットワーク

- ① 人権に係る相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の19相談機関）を開催しています。

さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するためには、各種相談機関による連携が不可欠であり、ネットワークの充実を図る必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

- ② 「人権に係わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。
さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制が充実するように努めていく必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ③ 児童虐待防止に向け、全ての市町と定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣や市町職員に対する研修等を実施して、市町の児童相談体制の強化を支援しました。引き続き市町の実情に応じた支援を行い、県全体の相談体制の強化を図っていく必要があります。〔市町児童相談体制支援推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

（3）相談体制づくり

- ① 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に係わる相談員スキルアップ講座（17講座等）」を開催し、延べ896名の参加者がありました。

今後とも、各種相談担当職員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を

図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕

- ② 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、事件・事故等の被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口、派遣警察官及び上級カウンセラーの資格を有する専門のスタッフを配置しているほか、専門的研修を積んだボランティア支援員 12 名が支援活動を行っています。

被害者のニーズは多岐にわたることから、今後も継続した研修を行い、支援に当たるボランティア支援員等のさらなる技能の向上を図る必要があります。〔犯罪被害者支援体制の整備／警察本部広聴広報課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例 1）社員の人権問題の相談窓口を外部に委託して設置している企業があります。この相談窓口は、家族や関連会社からの相談にも対応しています。

○【NPO・団体等】

（事例 1）県内においてさまざまな人権分野の相談業務が行われています。また、三重県人権センターが開催する「人権に係わる相談員スキルアップ講座」などに、のべ 896 名（平成 25 年度）が参加しています。

（事例 2）母子の健全育成をサポートするため、助産師や看護師、心理カウンセラー、小児科医師などのスタッフによる子育てに関する電話相談や出張相談に取り組んでいる団体があります。

（事例 3）18 歳までの子ども専用電話「チャイルドライン」を通して、子どもの悩みや相談に応え励ますなど、子どもが自身をエンパワーメント（注）し、権利の主体者として自己決定等の保障をめざして取り組んでいる団体があります。

（事例 4）「性同一性障害」について知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動や SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した個人相談に取り組んでいる団体があります。

（事例 5）DV 被害者を支援するため、専門相談員を配置し電話相談等を行うとともに、予防教育や心理的ケア等に係る講座を開催し、DV 啓発事業に取り組んでいる団体があります。

（事例 6）外国人との共生が地域づくりに欠かせない課題となってきた中で、日本で暮らす外国人に、住居や雇用、教育、医療などに関する悩みに応えたり、事故や自動車保険などの具体的な手続きの仕方について対応したりすることを通して、外国人住民が安心して暮らすことができるよう取り組んでいる団体があります。

○【学校】

(事例1) ハラスメント相談員を置き、ハラスメント相談を受ける体制を整備している学校があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めたり、リーフレットを発行したりして、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 人権擁護委員による「特設人権相談」が、県内各地域の公共施設等において実施されています。

なお、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。

○ 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施しています。地域住民に対して、人権に関わる相談、生活上の相談等に応じて適切に助言し、相談の結果必要に応じて関係行政機関・社会福祉施設等に連絡・紹介を行い、適切な支援を行っています。

○ 伊賀市では、児童生徒や保護者からの相談を受け、いじめ、対人関係のトラブル等の問題の早期解決に資するため、平成24年9月に「学校いじめ問題相談員」を設置しました。市教育委員会から委嘱された学校評議員、学校評価委員、教員であった者、青少年団体の指導者その他の教育に関する知識及び経験を有する者等が対応にあたっています。

○ 名張市では、増加傾向にある相談に対応するため、子ども相談室の相談業務を土日や夜間にも受け付けています。

○ 鳥羽市では、毎月第2火曜日に人権擁護委員による人権相談所を開設しています。

■ 今後の取組方向（平成26年度以降の取組方向）

○ 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。

○ 多様化・複雑化する相談内容に的確かつ迅速に対応できる体制づくりをめざして、国、県、市町の相談機関の連携強化や地域における相談ネットワークづくりの支援を進めるとともに、各種機関の相談員等の資質や専門性の向上を目的とした研修を実施します。

○ 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に係わる相談員等のスキルアップ講座」の開催案内など、相談に関わる取組の周知方法について工夫していきます。

○ 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言をふまえ、児童相談所の組織を強化し、法的対応やリスクマネジメントの向上を図るとともに、市町の児童相談体制の強化の取組を支援し、県全体の相談対応力の強化をめざします。

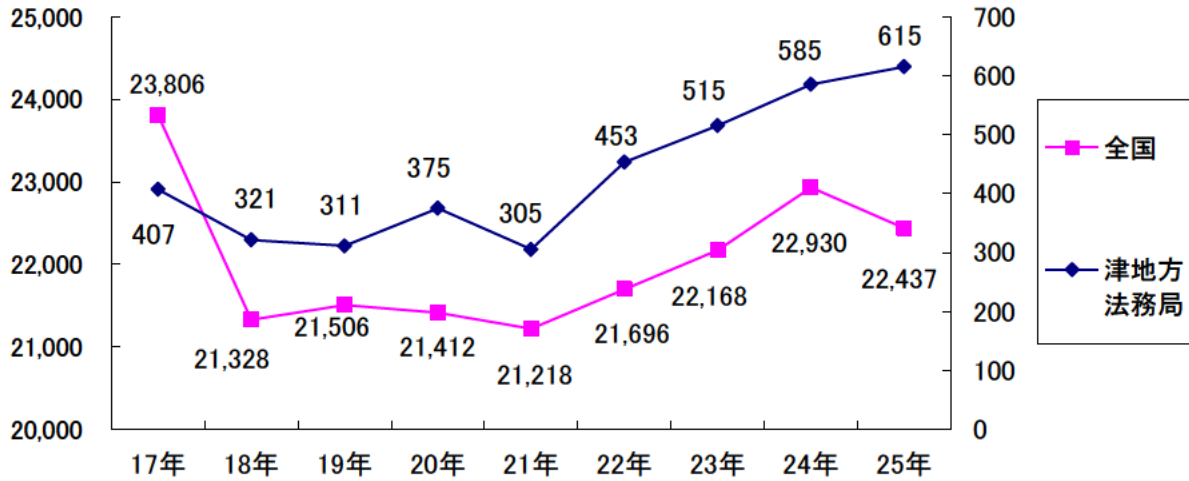
注) エンパワーメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

さまざまな人権侵害への対応

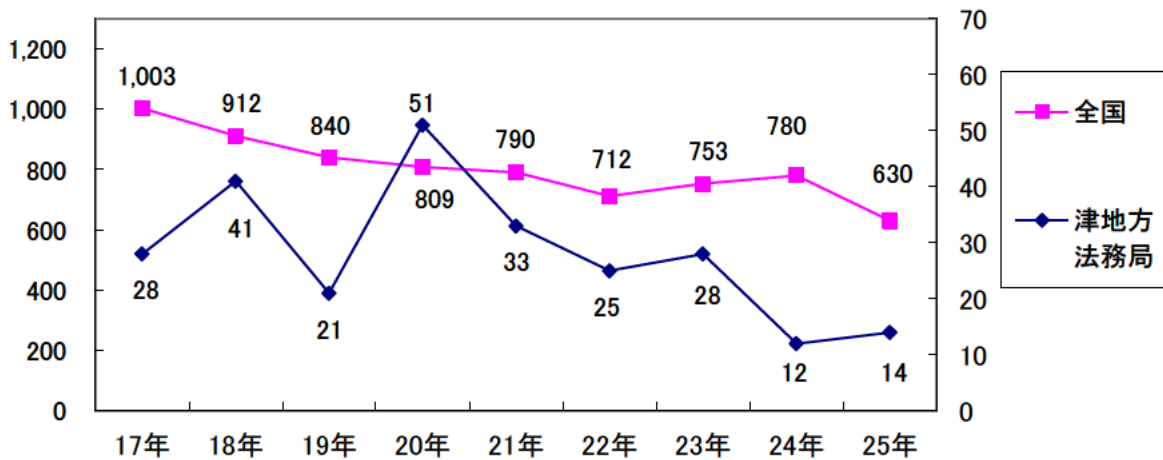
■ データからみた状況

【関連データ1】 全国及び県内の人権侵犯事件の新規受理件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

【関連データ2】 人権侵犯事件受理件数における差別待遇件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】 全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数（新規）の推移を示しています。全国の様子は平成17年をピークとして、以降は21,000件を超える件数で推移しています。県内の様子は、平成21年以降増加傾向となっています。

【関連データ2】 全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数（新規）の内、私人間の差別待遇（女性、障がい者、同和問題、外国人等に関するもの）の推移を示しています。全国では、平成17年以降概ね減少傾向となっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権侵犯事件調査処理規程」の改正（平成16年4月施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成18年4月施行）
- 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成19年4月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正（平成26年1月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正（平成20年4月施行）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成24年10月施行）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成16年4月施行）
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（第4次改定版）の策定（平成26年3月）
- 「公職選挙法」の改正〔成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復（平成25年6月施行）〕

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件に対する被害者等からの申告を受けて、救済手続を開始します。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。
また、地方法務局は「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 厚生労働省は、「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が平成24年3月に公表した「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を踏まえ、職場のパワーハラスメントの実態を把握するとともに、この問題が発生する要因の分析や、予防・解決に向けた課題の検討を行うことを目的として、国として初となる職場のパワーハラスメントに関する実態調査を実施し、平成24年12月に報告書を公表しました。
- 平成25年5月に「公職選挙法」が改正され、平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人は選挙権・被選挙権を有することとなりました。
- 住民票の写し等の不正請求並びに不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」が、全国の市町村に広がりつつあります。

【三重県の状況】（平成25年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権侵害に対応するための取組

- ① DV（注）事案については、複雑化、多様化、深刻化しており、女性相談員等の資

質向上に向けた研修を充実させるなど、より適切な相談対応ができるように取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。

引き続き、相談対応力の充実や啓発に取り組む必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ② 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止啓発キャンペーンとして、街頭啓発や講演会等を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ③ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。また、実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて国へ要望を行いました。

なお、平成24年11月に、「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、衆議院の解散に伴い廃案となっており、今後も実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて取組を継続していく必要があります。〔関連取組（差別事象に対する取組と制度確立に向けた働きかけ）／環境生活部人権課、人権センター他〕

- ④ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシー（注）の啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

（2）人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、市町、警察、関係機関等と連携して街頭啓発（18か所）を実施したほか、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）と桑名市が連携して「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、同センターでは、別途、性別役割分担意識にとらわれることなくさまざまな困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起らない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② デートDV防止について、県立高校（全日制）1年生に「デートDV防止パンフレット」を配布し啓発を行ったほか、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）が、平成24年度に行った「デートDV」に関するアンケート調査の結果を活用し、

セミナーでの啓発や高等学校等への出前講座（22回）を実施しました。

将来のDV防止にもつながる取組として、デートDV防止の啓発を引き続き行っていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業、男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ③ 県内各地の特性を生かした啓発活動を推進するため、各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や地域の関係機関と連携し、同和問題をはじめとする人権課題について、「ミニ人権大学講座」（43講座）・地区「トップセミナー」（7講座）など、地域人権啓発事業を実施しました。（延べ6,555名参加）

県民に幅広く、人権啓発が推進されるよう市町等との連携強化が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）各部門に相談・苦情対応担当者を置き、総務に女性管理職を置いて、個別の対応にあたっている企業があります。この企業では、就業規則セクハラ防止規定の見直しを行いました。

（事例2）男性が多い職種である総合建築業のある企業では、土木現場における女性現場監督の社員へのセクハラ防止のための研修会を実施しています。また、この企業では、外部講師を招いて、管理職対象のパワハラ研修会も実施しています。

○【NPO・団体等】

（事例1）子どもへの暴力防止など、子どもの人権を守るためのセミナーやワークショップ等のプログラムによる研修を実施している団体があります。

（事例2）DV被害相談専門のカウンセラーによる面接相談や同行カウンセリングに取り組んでいるNPO法人があります。

○【学校】

（事例1）校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントガイドライン」を定め、ハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメントに対する理解を深めようと啓発活動や研修等を行っている大学があります。また、ハラスメント相談窓口（相談員）を置き、ハラスメント情報や相談を受ける体制の整備にも努めています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。

○ 伊賀市は平成24年11月1日から、四日市市は平成26年2月3日から本人通知制度を導入しています。この制度の導入により、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人等の代理人や第三者に交付した場合、その交付の事実を事前登録者に通知しています。

■ 今後の取組方向（平成 26 年度以降の取組方向）

- 多様化・複雑化する相談に対する体制の充実をさらに図るため、相談員の資質向上に一層努め、助言や相談内容に応じて専門機関等へ紹介を行います。
そのため、相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、各種相談業務を担当している相談員を対象とした「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及び携帯電話サイト上における三重県に関する差別的な書き込みについて、モニタリングを行います（ネットモニター）。発見した書き込みについては、関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- 「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、ネット上で氾濫する差別的な書き込みや人権侵害に関する問題に対して認識を深め、モニタリングや削除等スキルを向上するとともに、地域におけるネットモニタリングのリーダーを養成します。
- 差別事象の発生については、県は引き続き関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 児童虐待相談件数は増加傾向にあり、また、平成 24 年に発生した 2 件の児童虐待死亡事例の検証をふまえ、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会等関係機関相互の連携を強化して、児童虐待に的確に対応していきます。
さらに、11 月の子ども虐待防止啓発月間において、子ども虐待防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- DVをはじめとする性別に基づく暴力を許さない意識を高めるため、市町や民間団体を含む関係機関と連携し、被害者相談・保護・自立支援等の充実を図るとともに、セミナーの開催など意識啓発に取り組みます。
- 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して引き続き要望活動を行っていきます。

注) DV：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。

夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった者からの身体的・心理的暴力などをいいます。

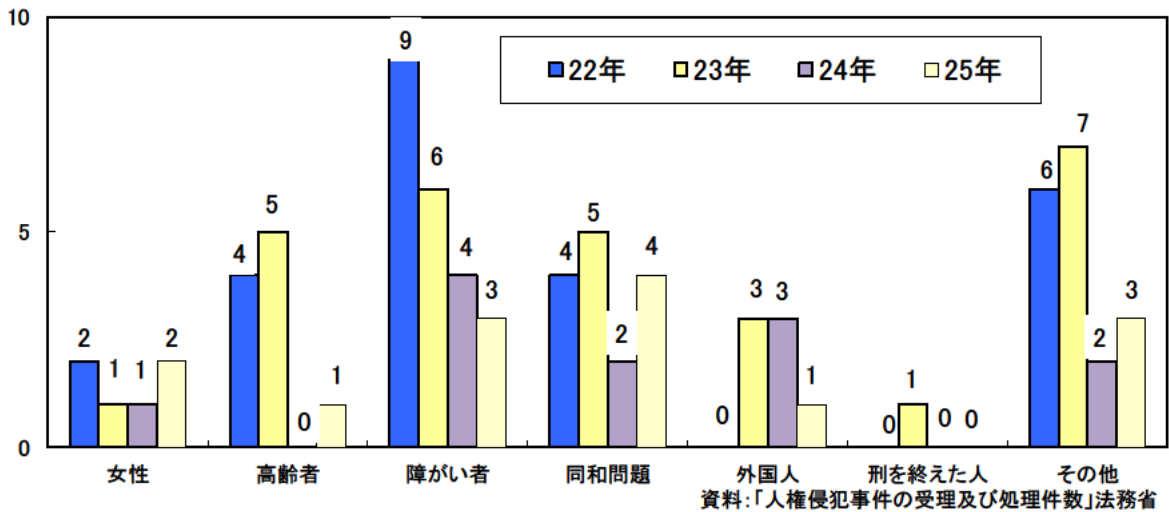
注) メディア・リテラシー

メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

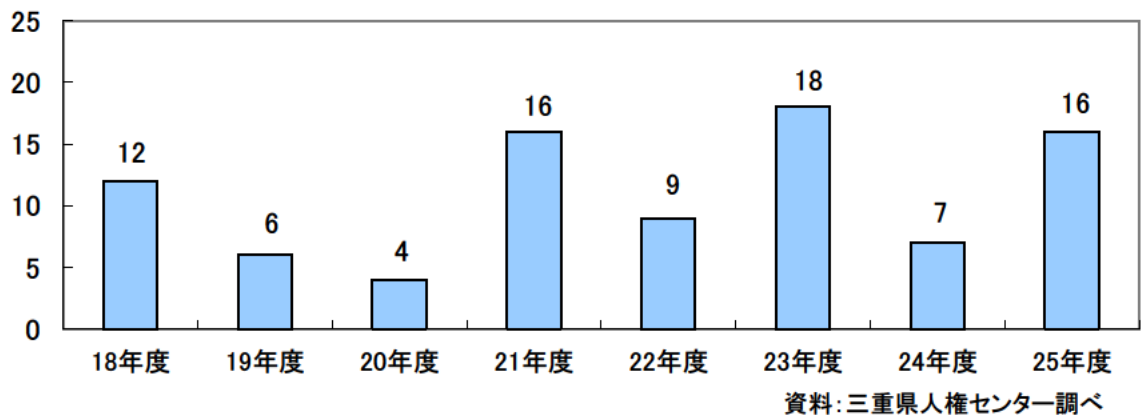
同和問題

■ データからみた状況

【関連データ1】津地方法務局管内人権侵犯事件の差別待遇受理件数



【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数



データに関するコメント

【関連データ1】津地方法務局管内の人権侵犯事件の差別待遇に係る新規受理件数の合計は、平成25年においては、前年に比べて2件増えて14件となっており、「同和問題」の件数は2件増えて4件となっています。

【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数は、平成24年度においては7件でしたが、平成25年度は16件となっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月施行)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正(平成23年4月)

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国連では、人権小委員会において「職業と世系に基づく差別」について重要な人権課題として取り上げられてきている中、2006(平成18)年3月に、国連の人権問題への対処能力強化のため、人権小委員会に代わり、総会の下部機関として人権理事会が設置され、日本は、理事会設置から現在に至るまで理事国を務めています。
- 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」が、全国の市町村に広がりつつあります。
- 平成19年、不動産会社がマンション建設等に先立ち、その建設予定地にかかる土地調査を広告会社に依頼し、広告会社はさらにリサーチ会社に調査委託する中で、リサーチ会社等が同和地区の所在など差別につながる土地調査を行っていた事実が、大阪府で発覚しました。大阪府は、このような調査を規制するため、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を平成23年3月に一部改正(同年10月1日施行)し、土地調査を規制の対象に追加しました。
- 法務省委託事業として、公益財団法人人権教育啓発推進センターが、平成25年の1年間を調査対象期間として、えせ同和行為実態把握のためのアンケート調査に取り組みました。調査結果からは、依然としてえせ同和行為による被害が生じていることがうかがわれるため、根絶に向けて関係機関が連携し、今後とも粘り強く啓発活動に取り組むことが求められています。

【三重県の状況】(平成25年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 放送メディアを活用した啓発として、テレビスポットを放映するとともに、人権メッセージを募集し、1,758点の応募の中から選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。また、啓発ポスターを作成して、県内主要駅に掲出するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布したほか、結婚差別や就職差別につながる身元調査のお断りのステッカーを作成し市町等へ配布しました。土地差別調査問題の解決に向けては参加型啓発リーフレットの作成と講演会の開催に取り組みました。今後も、同和問題をはじめとした人権課題を知識としてとらえるだけでなく、日常生活の中で行動に移していけるような啓発となるよう工夫が必要です。〔同和問題等啓発事業(土地差別研究啓発事業)／環境生活部人権センタ

一]

② 同和問題の解決をめざして、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、「『部落差別の解消に向けて』～出会いのなかで得られるもの～」等をテーマに県民人権講座を開催しました。今後も、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため県民への啓発と人材育成が必要です。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕

③ 「えせ同和行為」に対しては、その対応に関する冊子を県関係機関、市町などに配布しながら、啓発に努めています。

今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、えせ同和行為の排除に向け取り組んでいく必要があります。〔関連取組(えせ同和行為への対応取組)／環境生活部人権センター〕

④ 平成 23 年度に実施した宅地建物取引における人権に関するアンケート調査で明らかになった人権問題を解決するため、県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を平成 25 年 4 月に策定し、県内に事務所を有する全ての宅地建物取引業者に送付するとともに、業界団体が実施する研修会等で周知を図りました。

今後も、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会など啓発活動を実施していく必要があります。〔関連取組(宅地建物取引業者への対応取組)／県土整備部建築開発課〕

(2) 同和問題の解決に向けた教育の推進

① 教職員が人権問題についての認識を深め、全ての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会等代表者研修会等を開催しました。

また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に 4 人の教職員を派遣しました。今後も、人権教育を推進する実践力向上を図るための研修を実施していくことが必要です。〔学校教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

② 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」の活用促進を図るため、教職員を対象にした連続講座を開催しました。教職員のニーズを的確に把握し、指導方法等の研修を充実していく必要があります。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

③ 市町教育委員会に対し、人権教育の実態把握調査を行うとともに、直接訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。今後、地域・学校・行政が連携して取り組む人権教育を推進していく必要があります。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 同和問題の解決に向けた自己実現がはかれる社会環境づくり

① 地域福祉と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などの取組に対して支援を行いました。

今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。〔隣保館運営費等補助金／環境生活部人権センター〕

② 隣保館のバリアフリー化など機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しま

した。平成 25 年度は、2 市 2 館で大規模修繕等が実施されました。

今後も、計画的な整備が図られるよう、支援していく必要があります。

[隣保館整備費補助金／環境生活部人権課]

- ③ 庁内の推進組織として、人権監等会議を開催し、情報共有を行うとともに、同和問題の解決に向けた施策等の総合調整を行いました。また、市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」において、情報交換を行うなど、同和行政の円滑な推進に努めました。今後も、同和問題に係る課題に迅速に対応するため、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。[同和行政の総合推進／環境生活部人権課ほか]

(4) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシー(注)の啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。

インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。[インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター]

- ② 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。

今後も、相談員の資質向上を図るとともに、他の専門相談機関との連携を充実させていく必要があります。[人権相談事業／環境生活部人権センター]

2. 県以外の多様な主体による取組状況(事例)

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例(取組事例の紹介)

○【企業】

(事例1) 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会三重県本部では、県と連携して、会員を対象とした土地差別調査問題等に関する人権研修会を開催するとともに、宅地建物取引主任者の更新時講習の際に、新たに人権学習の機会を設けるなど、人権問題に関する研修機会の充実に取り組んでいます。また、「同和問題に関する啓発ステッカー」を会員事務所に配布しています。ステッカーの貼付や、外国人、障がい者等の入居における差別をなくしていくための「家主を対象としたチラシ」の配布を通して、土地差別の解消に向けた啓発に取り組んでいます。

○【住民組織】

(事例1) 保育所、幼稚園から小・中・高等学校までの「18年間(社会へ)の育ちプログラム」づくりを通して、教育関係機関と家庭、地域が連携して取組を行っている地域があります。同和問題を中心に据えて、地域と一体となった人権教育

を実践するとともに、雇用に係る連絡調整会議の開催や情報交換を重ねることで、進路保障の取組を続けています。

(事例2) 中学校区内の小中学校・幼稚園・保育所・家庭・地域が連携し、企画・運営を含めた校区ぐるみのイベントを開催し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす地域づくりをめざしている組織があります。人と人との関わりが、参加者の偏見や差別意識を克服することにもつながっています。

○【学校】

(事例1) 子どもの小学校入学をきっかけに、保護者たちが先輩保護者や教職員とともに立ち上げた「親の会」があります。「自分と同和問題との出会い」や「子どものころからのもやもや」などを振り返り、語り合いを重ね、つながりを深めています。また、母親だけでなく、父親が参加しやすいように「親父の会」も開催し、親子で人権について考えたり、一緒に活動したりしています。

○【NPO・団体等】

(事例1) 市内の教育集会所を拠点に行われている高校生友の会（青少年友の会）や青年の活動を束ねる広域ネットワーク組織があります。この組織では、「差別を許さない」という思いをもった青少年が互いにつながりを深め、広げていくことをめざして、交流会活動を展開しています。

(事例2) 地域での差別事件をきっかけに、自分たちの考えや思いを発信していく必要性に気づき、同和問題を題材にした寸劇を取り入れた講演会を開催するなど同和問題をはじめとする人権問題の学習と啓発に取り組んでいる団体があります。

(事例3) 地域の企業、宗教団体、医師会、労働組合、行政職員、教職員等が集結し、同和問題をはじめとするすべての差別をなくすための継続的な活動に取り組んでいる団体があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 市町の設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などに取り組んでいます。
- 伊賀市は平成24年11月1日から、四日市市は平成26年2月3日から本人通知制度を導入しています。この制度の導入により、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人等の代理人や第三者に交付した場合、その交付の事実を事前登録者に通知しています。

■ 今後の取組方向（平成26年度以降の取組方向）

- 同和問題の解決に向けた取組においては、「差別をしない、させない、許さない」ということを引き続き人々の心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした人権講座等の開催に引き続き取り組んでいきます。
- 地域や生活などの身近な場面において、人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、啓発を進めていきます。引き続き、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒を対象にした人権ポスター・人権メッセージを募集し、これらを生かした人権カレンダーの作成などを行います。
- 平成25年4月に策定した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に

基づき、業界団体と連携して、宅地建物取引業者や宅地建物取引主任者を対象とした人権研修を実施するなど、啓発を推進していきます。

- 同和問題の正しい理解と認識を深め、部落差別を許さない社会を実現するため、土地差別問題に関する調査、分析・研究を実施するとともに、平成 25 年度に作成した啓発リーフレットを活用するなどして、学習会の開催等に取り組みます。
- インターネットを利用した差別的な書き込み等についてのモニタリングを実施し、早期発見・早期拡大防止・早期削除要請に努めます。また、ネットモニターリーダー養成講座を開催し、ネット上で氾濫する差別書き込みや人権侵害に関する問題に対して認識を深め、モニタリングや削除等スキルを向上するとともに、地域におけるネットモニタリングのリーダー養成に取り組みます。
- 地域に密着した住民交流の拠点としての機能が期待されている隣保館において、引き続き相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業など、さまざまな活動を実施していきけるよう支援を行っていきます。

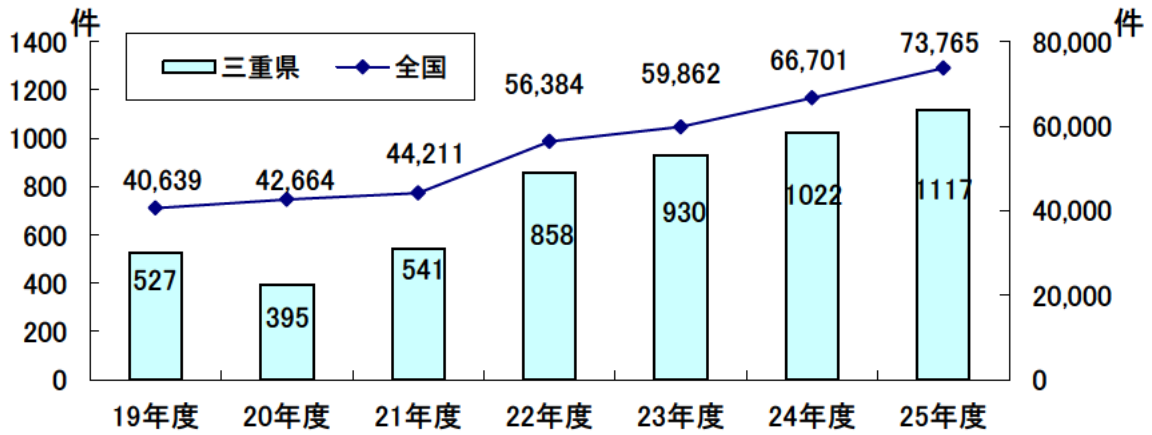
また、インターネット上の差別事象については、最近大きな課題となっていることから、市町の隣保館でインターネット上の差別事象に対するモニタリングを行う場合、隣保館モデル事業に位置づけて支援を行います。

注) メディア・リテラシー → P.54 (注) 参照

子ども

■ データからみた状況

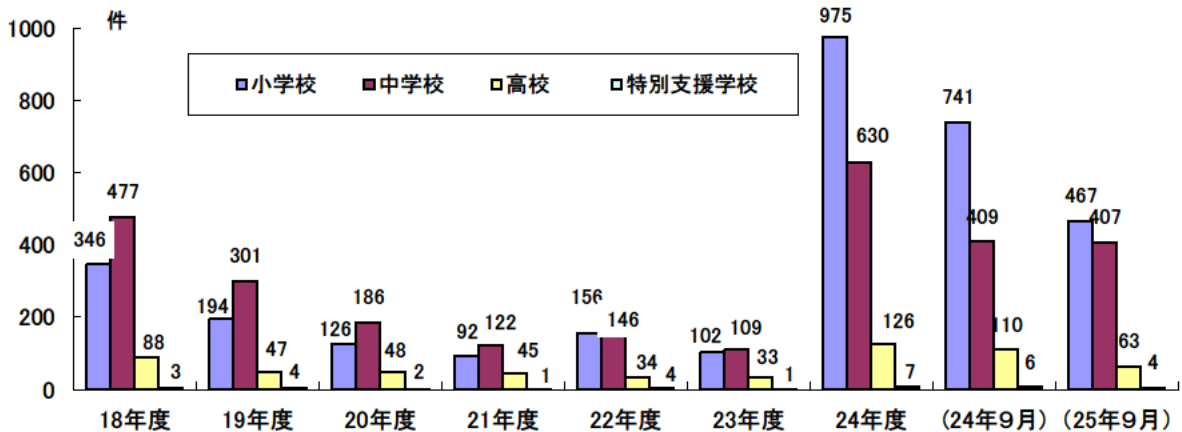
【関連データ1】児童虐待相談対応件数の推移（全国・三重県）



※25年度の全国件数は速報値です

資料：（全国）厚生労働省（県）三重県児童相談センター調べ

【関連データ2】いじめの認知件数の推移（三重県）



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（三重県教育委員会）

いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る調査（三重県教育委員会）
（24年9月及び25年9月実施）

データに関するコメント

【関連データ1】児童相談所では子どもの養護や障がい等に関するさまざまな相談を行っていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、平成12年度以降全国集計では年々増加を続けています。三重県における平成24年度の相談対応件数は1,022件を記録し、4年連続の増加となっています。相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。（25年度件数は8月公表）

【関連データ2】平成24年度のいじめの認知件数は、小学校975件、中学校630件、高等学校126件、特別支援学校7件の計1,738件となっています。

【関係法令等の動き】

- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」の制定（平成 11 年 5 月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」及び「児童福祉法」の改正〔児童の安全確認等のための立入調査等の強化、要保護児童対策地域協議会の設置等（平成 20 年 4 月施行）〕
- 「少年法」の改正〔犯罪被害者やその家族の少年審判傍聴が可能に（平成 20 年 6 月施行）〕
- 「民法」および「児童福祉法」の改正〔親権停止制度の新設等（平成 24 年 4 月施行）〕
- 「いじめ防止対策推進法」の制定（平成 25 年 9 月施行）
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定（平成 26 年 1 月施行）
- 「いじめ防止基本方針」の策定（平成 25 年 10 月）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成 16 年 4 月施行）
- 「三重県子ども条例」の制定（平成 23 年 4 月施行）
- 「三重県いじめ問題対策連絡協議会条例」、「三重県いじめ対策審議会条例」及び「三重県いじめ調査委員会条例」の制定（平成 26 年 3 月施行）
- 「三重県人権保育基本方針」の策定（平成 13 年 7 月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成 21 年 2 月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成 22 年 3 月）
- 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の策定（平成 22 年 3 月）
- 「三重県いじめ防止基本方針」の策定（平成 26 年 1 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連は、1989（平成元）年秋の総会において、18 歳未満の全ての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、「児童の権利に関する条約」を全会一致で採択しました。1990（平成 2）年に日本はこれに署名し、1994（平成 6）年に批准しました。
- 「児童の権利条約」批准に伴い、いじめ、体罰、虐待などの子どもの権利侵害から子どもを救済・予防するため、法務省では、平成 6 年から「子どもの人権専門委員」を設置しました。
- 平成 12 年 11 月の「児童虐待防止法」施行以降、厚生労働省では、さまざまな施策を推進し、児童虐待防止に関する理解や意識の向上を図ってきましたが、児童虐待事件は後を絶たず、子どもの生命や身体の安全に関わる事件が発生しています。このため、児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権停止制度の新設等を内容とした民法等の改正が行われ、平成 24 年 4 月から施行されています。
- 平成 23 年に大津市で起きた、いじめによる中学生の自殺をきっかけに、各地でいじめの実態把握や防止に向けての取組が行われています。岐阜県可児市では、いじめ防止は社会全体で取り組む重要課題であることを宣言し、その対策を実施するための、「可児市子どものいじめの防止に関する条例」（平成 24 年 10 月 3 日施行）を制定しました。

- いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 6 月に制定されました。
- 貧困の状況にある子ども等の健やかな成長及び教育の機会均等を図るために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。同法は、子ども等の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子どもの貧困対策の当面の目標及び子ども等の貧困対策に関する計画の作成等について定めています。

また、「子どもの貧困対策会議」及び「子どもの貧困対策に関する検討会」において、子どもの貧困対策を総合的に推進するための政府の大綱の作成が進められています。

【三重県の状況】（平成 25 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）子どもの権利に関する啓発、理解の促進のための取組

- ① 平成 23 年 4 月に、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」を施行し、さまざまな主体が連携して子どもの育ちを見守り支えることのできる地域社会づくりを進めていくため、条例の広報啓発を行いました。また、子どもが主体的に参加し意見を表明する機会や地域で子育て支援を実施する場の拡大をめざして、こども会議を 3 回開催するとともに、その開催手法をモデルケースとして取りまとめました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ② 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11 月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止啓発キャンペーンとして、街頭啓発や講演会等を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ③ 児童・生徒からのポスター募集や人権フォトコンテスト・人権メッセージの募集を行い啓発に活用しました。また、差別をなくす強調月間において、パネル「さまざまな人権課題に関するパネル」を三重県人権センターで展示しました。
今後、効果的で幅広い啓発につなげるためには、市町、教育関係者をはじめとするさまざまな主体との一層の連携が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター・各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ④ 青少年や地域社会に影響力を持つ、スポーツ組織（日本サッカーリーグなでしこ加盟 F C くノ一）と連携した人権啓発冠試合の開催、街頭啓発等、子どもの人権擁護と青少年の健全育成をめざした啓発事業を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕

（2）人権を尊重し、子どもの主体性をはぐくむ保育、教育の推進

- ① 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切にすることを育てる保育を推進するため、県内 10 か所で合計 19 講座の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。〔人権

保育専門研修事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課]

- ② 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で取組事例の調査を行い、その調査内容をリーフレットとして作成し、県内全保育所で活用できるように配布しました。〔人権保育推進支援事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ③ 高校生等を対象とした「地区別人権学習活動交流会」や「人権まなびの発表会」を開催するなど、学校間の交流を図りました。今後も、教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる人権感覚あふれる学校づくりを推進する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 子どもの権利擁護のための取組

- ① 児童虐待防止のため、本庁に「子ども虐待対策監」の配置や、児童相談センターへの法的対応室の設置と弁護士・警察官の配置及び市町支援プロジェクトチームの設置など組織体制の充実を図りました。〔児童虐待防止対策／健康福祉部子ども・家庭局、児童相談センター〕
- ② 児童相談所において児童虐待の初期対応時の危険度を適切に査定するため、千葉大学との協働によりリスクアセスメントツール(注)の研究開発を行うとともに、本庁ー児童相談センターー各児童相談所で情報共有を行うシステムに機能を追加しました。

今後、初期対応後の対象家庭への支援の的確性を高めるためのアセスメントツールの研究開発に取り組む必要があります。〔児童虐待法的対応推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ③ 市町の児童相談体制の強化支援を目的に、全ての市町と定期的協議を実施し、それに基づき、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザーの派遣や市町職員に対する研修等の充実を図りました。引き続き、市町支援を行い、県全体の児童相談体制の強化を図る必要があります。〔市町児童相談体制支援推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ④ 子どもが悩みを相談できる窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を平成24年2月設置し、平成25年度は3,267件の相談を受けました。子ども自らが課題と向き合い、解決に向かおうとする姿に寄り添うとともに、子ども自らでは解決が難しい案件について、危険の回避や子どもを取り巻く側の問題解決に向けて、児童相談所や教育委員会など関係機関との連携の強化を図りました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ⑤ 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、高等学校の計487校に配置しました。また、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを7名配置し、学校への支援を行いました。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕
- ⑥ 他県での深刻ないじめ事案が社会的な問題となったのを受けて、平成24年7月に知事、県教育委員会委員長による「かけがえのない命！いじめを許さない緊急アピール」を発表し、かけがえのない子どもたちの命を守るために、子どもたちに関

わる全ての人に対して積極的な行動を行うよう呼びかけました。また、平成 24 年 9 月には「いじめ問題に関する緊急調査」を実施し、平成 25 年 9 月にも同様の一斉調査を実施しました。〔いじめ問題緊急対策／教育委員会生徒指導課〕

- ⑦ いじめの問題等で困ったときの電話相談窓口の周知を図るため、児童生徒向けのいじめ電話相談紹介チラシ「一人で悩まず相談しよう」を平成 25 年 7 月、12 月、平成 26 年 3 月に配布しました。また、いじめに関する教職員用リーフレット「一人ひとりの子どもが輝くために」及び保護者用リーフレット「STOP!いじめ」を平成 24 年 10 月にそれぞれ発行しました。保護者用リーフレット「STOP!いじめ」は、平成 25 年 11 月の子ども虐待防止啓発月間においても配布・啓発を行いました。〔生徒指導・進路指導総合連携事業／教育委員会生徒指導課〕
- ⑧ 「いじめ防止対策推進法」を受け、「三重県いじめ防止基本方針」を平成 26 年 1 月に策定しました。この方針では、「いじめの防止等のための対策の基本的な方向」や「三重県が実施するいじめの防止等に関する施策」、「県立学校及び私立学校が実施するいじめの防止等に関する施策」、「市町教育委員会との連携及び支援」について定めています。また、子どもが自殺や長期欠席に追い込まれる等の重大事態が発生した場合には、いじめが発生した学校又は学校の設置者が調査を実施することとしています。県立学校及び私立学校でのいじめ事案に係る調査結果は知事に報告がなされ、知事が必要と認めた場合は、三重県いじめ調査委員会により、再調査を実施することになっています。〔三重県いじめ防止基本方針策定/教育委員会、子ども家庭局〕
- ⑨ いじめや不登校の未然防止を図るため、「魅力ある学校づくり」について調査研究を行い、実践研究校の成果や取組について国立教育政策研究所主催の中部ブロック協議会（全国を 3 か所に分けたブロック）等において、県内の学校や市町教育委員会に周知しました。また、県内 20 か所の教育支援センター（適応指導教室）の活動を充実するために、指導員のスキル向上を目的とした実践交流会等を年間 5 回実施するとともに、教育支援センタースタッフガイドの活用を促進するとともに、フリースクール等民間施設との連携を進める取組を支援しました。〔いじめ・不登校対策事業／教育委員会生徒指導課〕
- ⑩ 体罰等の未然防止・再発防止を図るため、各市町等教育委員会及び各学校での体罰防止の取組について年 2 回の報告を求め、体罰禁止の徹底及び情報ルートの確立を図ってきました。

実態の把握にあたっては、各学校において、学期に 1 回程度のアンケートの実施により、直接児童生徒からの声を把握するとともに、児童生徒への面談や保護者との面談を合わせて行うこと等で、より正確な実態把握の取組を進めています。

また、未然防止の取組としては、各学校において県教育委員会作成の映像教材を活用した研修や職員会議等での管理職からの注意喚起により、体罰禁止に係る認識の徹底を図るとともに、体罰によらない組織的な指導体制の構築や、相談体制の充実等による児童生徒理解に基づいた生徒指導の徹底などの取組を積極的に進めています。〔体罰等の防止のための取組／教育委員会事務局関係各課〕

(4) 子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体が構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（平成26年3月末現在1,228会員）等と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」や「子ども虐待防止啓発キャンペーン」などを行いました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ② 家庭や地域において、子どもの育ちを理解し子どもを見守り支えていける大人を育成するために「みえの子育ちサポート出前講座」を実施しています。平成25年度は出前講座61回、公開講座3回を実施し2,260人の「子育てサポーター」を養成しました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ③ 発達障がい児等に対する早期支援を図るため、市町の保健師・保育士・教員を1年間あすなろ学園に受け入れ、専門支援を学び、市町の核となる「みえ発達障がい支援アドバイザー」4人を養成しました。

引き続き、市町職員の人材育成を支援するとともに、「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進していくことが必要です。〔発達障がい児への支援事業／健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT〕
- ④ 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力向上を支えるため、いじめなどの背景にあるものを解決し未然に防止することを目的にした地域連携の仕組みである「子ども支援ネットワーク」(注)を、11中学校区に構築しました。その中で、外国人児童生徒や児童養護施設から通う児童生徒の自尊感情、基礎学力に課題がみられることから、夏季休業時、地域住民や教員OBによる学力支援（16日間実施）、三重大学の学生による授業サポートなどを実施し、学校と地域が一体となった活動を展開しました。〔子ども支援ネットワーク構築事業／教育委員会人権教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）県が行っている「みえのこども応援プロジェクト」の趣旨に賛同する企業や個人が、県と協働してプロジェクトを進めています。このプロジェクトの一環として、四日市市内のショッピングセンター内に「よっかいちステーション」を開設し、子どもの育ちや子育てを支援する企業や団体が参加して、太鼓体験や工作体験、おもちゃの病院などのイベントを開催しています。

（事例2）県は、三重の子どもたちが健やかに成長していくことのできる環境をつくるため、子育てをしている家庭を社会全体で応援するためのキャンペーンを展開しています。その一環として、県内の企業や商店等が子育て家庭に対して、特典や割引などのサービスを提供する事業を実施しています。

（事例3）高校生が中心となった商品開発を全面的に支援し、高校生たちに労働の意義を伝えたり、販売のためのコミュニケーション力を身につけさせたりする取組

を進めている企業があります。開発した商品の販売は、社会規範やマナーを実践的に身につけ、自己を生かせる生き方や進路について考える取組につながっています。

(事例4)「みえ次世代育成応援ネットワーク」に参加し、11月の子ども虐待防止啓発月間には社員全員でオレンジリボンを付けている企業があります。

自社従業員への子育て支援や、社会見学の受け入れ、親子が触れ合う場の提供、子育てに関する情報発信、通学路の草刈りなど、各会員がそれぞれの日々の活動の中で、さまざまな取組を展開しています。

○【NPO・団体等】

(事例1)乳幼児を抱える母親に向け、地域に密着した子育て情報を発信するため情報誌を発行したり、母親が子どもを預けてホッと一息つけるネットワークづくりの交流拠点の開設・運営をめざしている団体があります。また、他県などから転入した母子が地域の文化や自然を体験できるイベントの開催や、主婦が短時間就業できる「マザー・ワーク・ステーション」の開設・運営などを展開しています。

(事例2)保育所の夏祭りや運動会、文化祭などに卒園生や地域住民が参加できるようにしたり、園児たちが地域のサツマイモ掘りなどの行事に参加することで、園児たちが地域の中で居場所を感じたり、人との関わりの中で自己有用感を獲得することにつなげている社会福祉法人があります。

(2) 市町の取組事例（主な取組事例の紹介）

○ 児童福祉法の改正により、市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。

また、全ての市町で要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関間での連携強化に向けた取組が進められています。

○ 各市町において、福祉、教育、保健が連携して発達障がい児等への途切れのない支援に向けた取組が行われています。

市町から派遣され、県立小児心療センターあすなる学園において1年間の研修を受けた「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」は、平成26年4月現在で20市町46名が養成されており、各市町において発達支援の取組を行っています。

○ 「子ども人権フォーラム」が各市町で開催されるようになり、小学生や中学生がこれまで人権について体験したことや学習したことをふまえて自分の考えや意見を交流する場が整ってきています。

○ 伊賀市では、児童生徒や保護者からの相談を受け、いじめ、対人関係のトラブル等の問題の早期解決に資するため、平成24年9月に「学校いじめ問題相談員」を設置しました。市教育委員会から委嘱された学校評議員、学校評価委員、教員であった者、青少年団体の指導者その他の教育に関する知識及び経験を有する者等が対応にあたっています。

■ 今後の取組方向（平成26年度以降の取組方向）

○ 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるため、引き続き「三重県子

ども条例」の周知に努めます。また、条例に基づき、子どもの主体的な活動への支援、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材を養成し、県民が行う活動への支援などに取り組みます。

- 児童虐待相談対応件数は、依然として増加傾向にあり、また、平成 24 年に発生した 2 件の死亡事例に対する三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による検証をふまえ、引き続き市町を含めた県全体の児童相談体制の強化に取り組みます。

平成 25 年度に児童虐待初期対応時のリスクアセスメントツールを研究開発したことに引き続き、平成 26 年度は対象家庭への中長期の支援をより適切に行うためのアセスメントツールの研究開発に取り組みます。

また、各市町との定期協議により、市町の実情に応じて、市町や要保護児童対策地域協議会等の対応力向上、児童相談担当職員の専門性の向上等の取組を支援し、児童虐待の防止につなげていきます。

さらに、11 月の子ども虐待防止啓発月間において、関係機関・団体等の協力を得て、子ども虐待防止啓発キャンペーンを行い、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。

- 育児に不安や悩みを持つ親子に対する相談や援助を行うため、地域において親子の交流の場の提供や相談を行う地域子育て支援拠点の事業を支援していきます。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所の保育士、児童福祉施設等の職員を対象に多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力向上を支えるため、引き続き「子ども支援ネットワーク」のモデル中学校区数を増やしていくとともに、全ての中学校区においてこのネットワークが構築されるよう、市町教育委員会との連携をより一層深め、モデル中学校区の取組を県内に広く発信していきます。
- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、引き続き、市町の人材育成を行うとともに、保育所等への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入について、市町等との連携を進めます。

注) 子ども支援ネットワーク → P. 43 (注) 参照

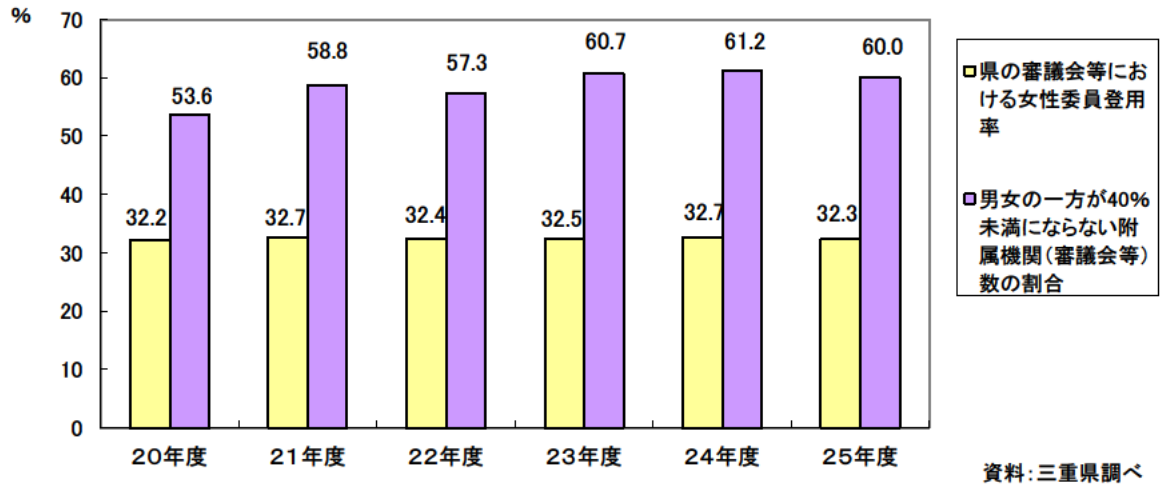
注) リスクアセスメントツール

児童虐待通告時における児童相談所の初期対応の的確性、客観性を高めるための危険度を評価するシートと使用ガイドライン

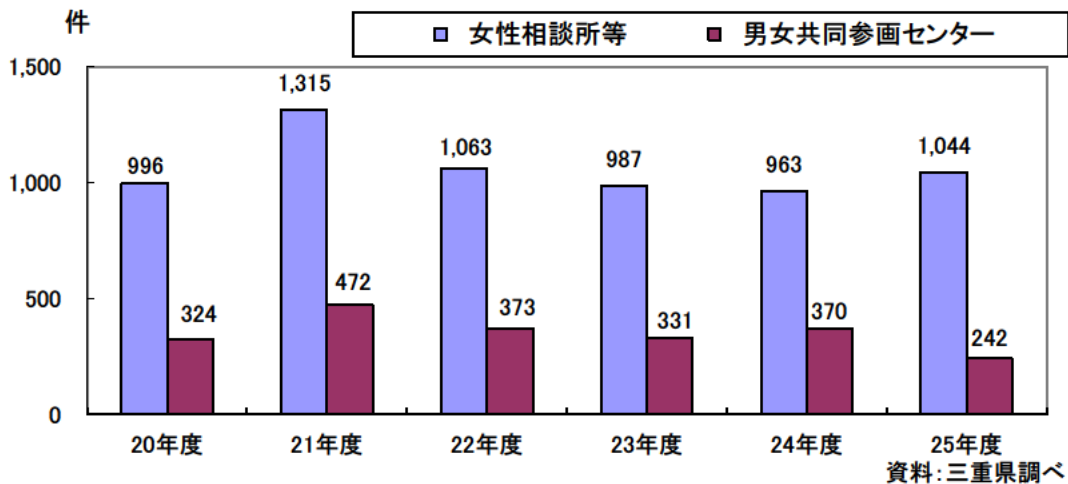
女性

■ データからみた状況

【関連データ1】 県の附属機関（審議会等）の委員の男女構成比等の推移



【関連データ2】 県内DV相談件数の推移



データに関するコメント

【関連データ1】

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（平成24年4月1日改正）に基づき、県の附属機関における委員の男女構成が均衡の取れたものとなるよう取組を進めましたが、平成25年度の女性委員の登用率、委員の男女構成が均衡の取れた附属機関数の割合はともに前年度を下回りました。

【関連データ2】

平成25年度のドメスティック・バイオレンスに係る相談件数は、女性相談所等、男女共同参画センターをあわせると、依然として高い水準にあります。

【関係法令等の動き】

- 「男女共同参画社会基本法」の制定（平成11年6月施行）
- 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正（平成19年4月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正（平成26年1月施行）
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正（平成22年6月施行）
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の改正（平成22年6月）
- 「第3次男女共同参画基本計画」の策定（平成22年12月）
- 「三重県男女共同参画推進条例」の制定（平成13年1月施行）
- 「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定（平成23年3月）
- 「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」の策定（平成24年3月）
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（第4次改定版）」の策定（平成26年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等で構成された「ワーク・ライフ・バランス（注）推進官民トップ会議」において、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました（平成22年6月に改定）。これにより、多様性を尊重しながら、仕事と生活が好循環を生む社会をめざした取組が行われています。
- 国連の「女子差別撤廃委員会」から、平成21年8月に、女子差別撤廃条約に係る日本の取組状況について最終見解が出され、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組の強化等が指摘されました。
これらをふまえて国では、「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、平成22年12月に閣議決定されました。
- 「育児・介護休業法」が改正され、平成22年6月から、子育て期間中の労働者のための短時間勤務制度の設立が義務化されるとともに、父親も子育てができるよう、父母ともに育児休業を取得する際に、育児休業期間が2か月延長される（パパ・ママ育休プラス）等の制度支援が行われています。
- 内閣府では、「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」として、長引く避難生活や原子力発電所の事故に伴う不安や悩み、配偶者からの暴力（DV）（注）などの相談を受けるため、岩手県、宮城県、福島県と共催して電話による相談窓口を開設しています。
- 女性の活躍は、少子化で労働力人口が減少する中、わが国経済社会が持続的に成長し

ていくためにも欠かせないものとして、国において成長戦略の中核に位置付けられました。具体的には、女性が活躍できる環境整備を推進するため、女性の活躍促進に取り組む企業に対するインセンティブの付与等をはじめ、女性のライフステージに対応した活躍支援や男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備などに取り組むこととしています。

- 配偶者からの暴力のみならず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいことから、「DV防止法」が改正され、平成 26 年 1 月 3 日から、配偶者からの暴力に準じて DV 防止法の対象となりました。

【三重県の状況】（平成 25 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）女性の地位向上と政策決定の場への参画促進

- ① 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関等における委員の男女構成が均衡のとれたものとなるよう働きかけました。

引き続き、女性登用を働きかけるとともに、女性委員のいない附属機関等の解消を図る必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② 社会経済情勢の変化、取組の進捗状況等をふまえ、三重県男女共同参画審議会が 3 年ぶりに知事に対し、提言を行いました。

なお、今回の提言は、「女性の活躍による経済の活性化」、「安心して産み育てられる環境の整備」、「女性の参画による防災力・地域力の向上」の 3 点に重点が置かれました。〔関連取組（男女共同参画連絡調整事業）／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

（2）男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

- ① 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、男女がともに自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについて、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談、からだ相談）や男性のための電話相談などの相談事業を実施しました。

今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、女性のエンパワーメント講座や地域リーダー養成講座、男性の意識改革を図る講座等を開催するとともに、男女共同参画フォーラム等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画意識の普及を進めました。

男女共同参画意識の普及を進めるため、女性のみならず男性、企業などさまざまな層から新規講座参加者が得られるよう、企画内容、目的や対象者の明確化、周知

方法等について工夫していく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

(3) 男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 女性の能力活用、仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援などに積極的に取り組む県内企業等 88 法人を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、さらに認証された企業等の中から、特に意欲的な取組を行っている 5 法人を表彰し、その取組を紹介しました。また、関係機関と連携してセミナーを行い、特に中小企業の事業主への啓発を行いました。

今後、認証制度への登録企業等を拡大するため、さらに効果的な制度の啓発を行い、より多くの事業主等の取組の推進を支援する必要があります。〔働きやすい職場づくり事業／雇用経済部雇用対策課〕

(4) 女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくり

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、市町、警察、関係機関等と連携して街頭啓発（18 か所）を実施したほか、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）と桑名市が連携して「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、同センターでは、別途、性別役割分担意識にとらわれることなくさまざまな困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② デートDV防止について、県立高校（全日制）1年生に「デートDV防止パンフレット」を配布し啓発を行ったほか、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）が、平成24年度に行った「デートDV」に関するアンケート調査の結果を活用し、セミナーでの啓発や高等学校等への出前講座（22回）を実施しました。

将来のDV防止にもつながる取組として、デートDV防止の啓発を引き続き行っていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業、男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ③ DV被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケアなど、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）三重県が認証を行う「男女がいきいきと働いている企業」に88社が認証されました。なお、平成25年度の認証企業の中から、「シンフォニアテクノロジー株式会社伊勢製作所」、「株式会社山下組」、「日本キャボット・マイクロエレクトロニクス株式会社」、「国立大学法人三重大学」「株式会社マサグループ本社」が知事表彰を受けました。

シンフォニアテクノロジー株式会社伊勢製作所は、女性の継続就業のための支援や、女性の職域拡大を積極的に行っているほか、社内結婚の場合は、「配偶者とともに転勤」を考慮するとともに、「転勤休暇」という特別休暇を設けるなど、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

株式会社山下組は、女性の取締役への登用や建設現場監督への採用など、女性の管理職登用、職域拡大に積極的に取り組んでいます。また、100人以下の企業ではあるものの、次世代育成支援計画推進法に基づく一般事業主行動計画を策定するなど次世代育成に関する取組も行っています。

日本キャボット・マイクロエレクトロニクス株式会社は、ダイバーシティの推進をめざし、女性の職域拡大や柔軟な働き方の導入に取り組んでおり、社内の空きポジションは要件を満たせば誰でも応募できるなど、就業と自律的なキャリアアップの機会を拡大させるとともに、在宅勤務等柔軟な労働時間制度を導入しています。また、休暇取得状況の「見える化」など、休暇取得促進にも積極的に取り組んでいます。

国立大学法人三重大学は、男女共同参画を推進するため「男女共同参画推進室」を設置するとともに、国立大学としては数少ない女性理事の登用や女性教員のいない学部への女性教員の採用など、女性の能力活用の取組を推進しています。また、学内附属病院には、院内保育園や学童保育室を設置するなど職場環境も充実しています。

株式会社マサグループ本社は、女性を積極的に採用・登用することで、他のグループ各社に影響を与えています。また、女性管理職が中心となり、残業時間の削減に向け担当者と事業の実施方法等の見直しを行い、手作業のシステム化や社員の意識改革等を進めるなど働きやすい職場づくりに成果をあげています。

（事例2）各従業員の生活状況に応じて休暇が取得できる体制を工夫したり、出産後の職場復帰に配慮したりするなど、女性が働きやすい職場をつくっている企業があります。

○【NPO・団体等】

（事例1）自己主張のためのスキルを身につけ、自己を確立して生活していくことにつながるため、自己啓発のための連続講座や暴力防止教室を開催しているNPO法人があります。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

- 県内 14 市の男女共同参画担当者で構成される「C I T Y ネット男女共同参画 i n みえ」において、業務に関する課題や問題点について、情報交換や意見交換が行われています。
- 県内市町において、平成 25 年度中に男女共同参画に関する計画が以下のとおり新たに策定されました。

木曾岬町	平成 26 年 3 月「木曾岬町男女共同参画基本計画」策定
度会町	平成 26 年 3 月「度会町男女共同参画基本計画」策定

■ 今後の取組方向 (平成 26 年度以降の取組方向)

- 第 2 次三重県男女共同参画基本計画の着実な推進を図るため、平成 24 年 3 月に策定した第一期実施計画に基づき、取組を一層推進していきます。
- 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進のため、県及び市町における審議会等への女性登用を働きかけるとともに、女性のエンパワーメント (注) を促進する各種取組を進めます。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消や男女が共に多様な生活や働き方を実現できる環境づくりのため、引き続き男女共同参画意識の普及に取り組みます。また、地域における子育て家庭等に対する相談、情報提供、子育てサークル等の育成活動等を支援しながら、地域で子育てを支援する基盤づくりを進めます。
- 働く女性が安心して妊娠・出産し、夫婦で子育てしながら仕事を継続できるよう、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場風土の醸成を促します。
- 働く場における男女共同参画を推進し、女性の活躍により地域経済の活性化が図られるよう、地域経済団体等と連携し、企業等における女性の登用、女性の活躍を働きかけます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 (第 4 次改定版)」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

注) ワーク・ライフ・バランス

ワーク (仕事) とライフ (仕事以外の生活) を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

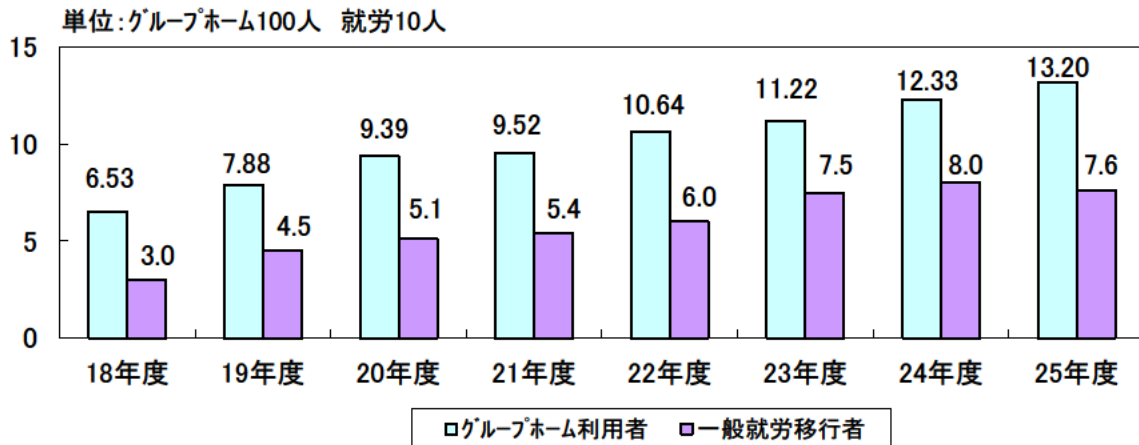
注) DV → P. 54 (注) 参照

注) エンパワーメント → P. 49 (注) 参照

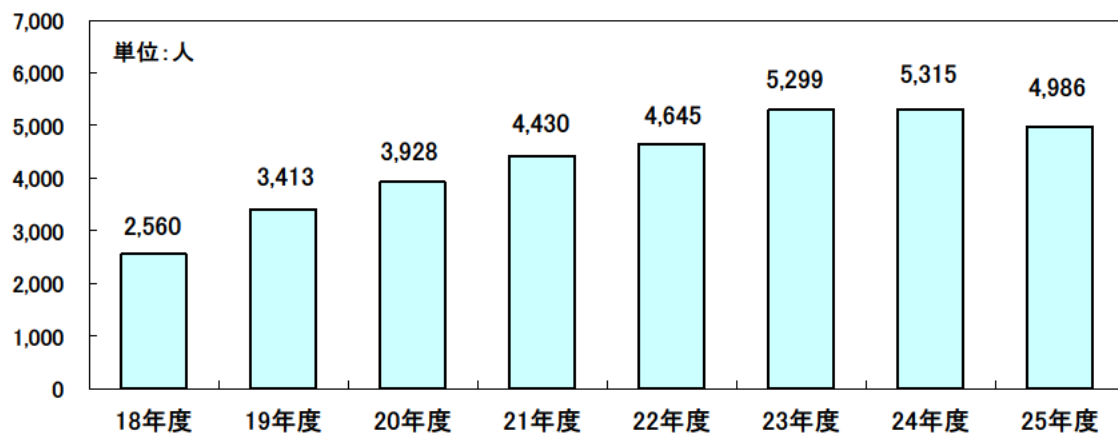
障がい者

■ データからみた状況

【関連データ1】グループホーム等で地域生活をしている障がい者数
一般就労へ移行した障がい者数



【関連データ2】障がい者総合相談支援センター登録者数



データに関するコメント

【関連データ1】障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、年々増加していますが、これらの取組は、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、計画的に進められています。

【関連データ2】県では、「障がい者総合相談支援センター」を障害保健福祉圏域ごとに設置するとともに、県内全域では、自閉症・発達障害支援センター等の運営委託を行っており、平成25年度には4,986人の登録がありました。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定（平成 18 年 12 月施行）
- 「良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とした法律（身体障害者補助犬法）」の一部改正〔各都道府県等の相談窓口設置の義務化（平成 20 年 4 月施行）、一定規模以上の民間企業での従業員使用の受入義務化（平成 20 年 10 月施行）〕
- 「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月施行、平成 24 年 5 月一部施行）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成 24 年 10 月施行）
- 「障害者自立支援法」の改正〔「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称変更（平成 25 年 4 月一部施行、平成 26 年 4 月一部施行）〕
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正（平成 30 年 4 月施行、一部平成 25 年 6 月、平成 28 年 4 月施行）
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の制定（平成 25 年 4 月施行）
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の改正（平成 26 年 4 月施行）
- 「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28 年 4 月施行）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成 25 年 4 月施行）
- 「第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成 23 年 3 月）
- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定（平成 24 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 2006（平成 18）年 12 月に「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が国連総会において採択され、2008（平成 20）年 5 月に発効しました。
日本では、同条約の批准に向けて国内法の整備を進め、発効から 6 年後の 2014（平成 26）年 1 月に批准しました。
- 障がい者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする我が国の障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進本部」において、平成 23 年 8 月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられ、この骨格提言をふまえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成 24 年 6 月に成立しました。
これにより、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者総合支援法」として平成 25 年

4月（一部は平成26年4月）に施行されました。また、その間、権利条約批准に向け、平成23年6月に「障害者虐待防止法」（平成24年10月施行）が成立、同年8月には「障害者基本法」が改正されています。さらに、障がい者の就業を支援するため、平成24年6月に「障害者優先調達推進法」が制定され、平成25年4月に施行されました。

- 「障害者雇用促進法」において、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の改正が平成25年6月に行われました。
- 障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定されました。
- 内閣府においては、障がい及び障がい者に対する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とするために5年に1度行われている「障害者に関する世論調査」を平成24年7月に行いました。
- 奈良県では、障がいのある人たちへの「働きと暮らしに対する支援」と、授産所で働く障がい者の工賃アップを果たすため、行政・経営者団体・労働団体・福祉団体が一体となって一般社団法人を設立し、就労理解促進、商品販路拡大、雇用モデル実践を行う「KIZUNA Cafe」を運営しています。
- 鳥取県では、平成25年10月に全国で初めて手話を正式な言語と位置付ける手話言語条例が制定されました。また、同年12月には、北海道石狩市においても同様の条例が制定されました。

【三重県の状況】（平成25年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）障がいに関する理解を深めるための啓発活動の推進

- ① 「障害者週間（12月3日～9日）」の広報活動として、小・中・高校生の体験作文やポスターを募集しました。これらの事業の実施により、障がい者が地域生活を送る上で必要な支援について、普及・啓発を図っていきます。〔「障害者週間」啓発広報事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ② 保健所において地域住民や精神障がい者に関わる人々に、正しい知識の普及を目的とした研修会を開催するとともに、精神保健福祉相談を実施しました。また、三重県精神保健福祉協議会など関係団体が行う講演会等について後援を行いました。これからも保健所の活動や関係団体への支援を通じて普及・啓発を図っていきます。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 特別支援学校におけるセンター的機能として、地域の小中学校等の要請に応じた研修会等の支援や、教育相談を実施しました。今後も、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への指導・助言や、地域の小中学校及び高等学校への研修支援や教育相談等を行う必要があります。〔関連取組（早期からの一貫した教育支援体制整備事業）／教育委員会特別支援教育課〕

(2) 地域社会での自立・生活支援の促進と環境づくり

① 障がい者の自立した生活の場の確保のため、グループホーム・ケアホーム(注)の整備を図りました。障がいのある人の地域移行を促進するとともに、グループホーム・ケアホームを計画的に整備することにより、地域の重要な資源として積極的にその活用を図ります。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／健康福祉部障がい福祉課〕

② 障がい者が地域で安心した生活を送ることができるように、各障害保健福祉圏域に身体・知的・精神障がいを対象とした総合相談支援センター(注)を設置しました。加えて、専門性の高い相談支援事業として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する相談事業を行っています。また、ピアカウンセラー・ピアサポーター(注)の養成を行いました。〔障がい者相談支援体制強化事業／健康福祉部障がい福祉課〕

③ 一般就労した障がい者をアフターフォローする就労安心事業、知的障がい者、精神障がい者の県庁舎での職場実習などを行いました。また、工賃アップのための共同受注窓口の運営を行いました。

福祉的就労でも一般就労でもない新たな就労形態である「社会的事業所」の来年度創設に向けて関係機関と調整を行いました。今後は「社会的事業所」の創業と安定的な運営を支援していく必要があります。〔障がい者就労支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕

④ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎(3駅)のバリアフリー化に対し支援しました。

バリアフリー法に基づく基本方針の達成に向け、国、関係市、交通事業者と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課〕

⑤ 障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーにより、県内事業所に対して啓発や支援制度についての助言、求人情報の収集を行うとともに事業所等への就労を支援する人材の派遣等を行いました。

県内民間企業における障がい者の実雇用率は、前年から0.03ポイント上昇し1.60%となりましたが、全国平均1.76%を下回っており、関係機関との連携のもと、障がい者雇用の促進を一層図っていく必要があります。また、県民、企業が障がい者と交流し、障がいの理解を深め、就労支援のため共に集う場やサービス産業分野などへの職域拡大のため接客スキルの習得、実践訓練を行うなどの機能をもつステップアップカフェ事業の整備等を推進する必要があります。〔障がい者の雇用促進／雇用経済部雇用対策課〕

⑥ 障がい者の社会参加促進に関する各種事業に取り組む中で、手話通訳者・要約筆記者の養成、障がい別の生活訓練、情報支援、各種障がい者スポーツ教室、障がい者芸術文化祭を行いました。また、平成33年に三重県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けて、新たな障がい者スポーツ競技団体の設立を支援しました。

障がい者の社会参加を促進するには、各種事業に対する障がい者の参加意欲の向上と機会の増大や地域活動の担い手である手話通訳者や障害者スポーツ指導員等

のさらなる人材育成や技術向上が必要です。〔障がい者社会参加促進事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ⑦ 障がい者の職業訓練機会の拡大と雇用・就労を支援するため、企業や社会福祉法人などの多様な委託先を活用し、障がい者一人ひとりに応じた職業訓練を行いました。

今後とも一層公共職業安定所や教育委員会と連携を図り、県内の事業所、学校等への事業周知を行うことが必要です。〔障がい者委託訓練／雇用経済部雇用対策課〕

- ⑧ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するために、職業に係るコース制を導入する学校を拡大するとともに、職場実習を中心に据えた教育課程の編成を進めました。

また、外部人材による生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を行いました。今後も、関係機関、企業、NPO等と連携することで、事業所就労者の増加を図る必要があります。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕

(3) 精神保健福祉の推進

- ① 精神疾患の急性発症等に対応するため、精神科救急医療システムを整備するとともに、疾病の重篤化を軽減するよう 24 時間電話相談を開設して、相談・助言により適切な医療が受けられるよう支援を行いました。

これからも精神障がい者や家族等が、24 時間電話相談を十分に活用できるよう一層周知する必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ② 入院中の精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するための審査を行いました。入院の妥当性について、引き続き厳格・迅速な対応が求められています。〔精神医療審査会／健康福祉部障がい福祉課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）広報誌など多くの方が目にする印刷物については、誰もが見やすいユニバーサルデザインフォントや、字の大きさ、色彩等に考慮したバリアフリー印刷を心がけている企業があります。

（事例2）障がい者を、「給料をもらって仕事をするプロ」として信頼して仕事を任せ、障がい者の働きやすい職場づくりを進めるため、それぞれの持つ特性に合わせた作業工程づくりを実施している企業があります。また、地域の特別支援学校から職場体験やインターンシップを積極的に受け入れています。

（事例3）車いす利用者が利用しやすいよう、ユニバーサルルームを設けている宿泊施設があります。そこでは、バリアフリーに配慮し、車いす対応トイレを完備するとともに、室内をフラット化して車いすを移動しやすくしています。また、配

慮の必要な利用者の視点に立った接客を、経験の豊富な従業員が行っています。
(事例4) 障がい者を雇用する際、特別支援学校の進路担当者や外部人材等と事前協議を重ねたうえ、入社後も指導担当職員による個別指導体制を整えたり、特別支援学校の担当教師によるフォローの時間を設けたりしている医療社団法人があります。

○【NPO・団体等】

(事例1) 当事者自らが運営主体となり、障がい者が当たり前地域で自立した生活を営むために、居場所の提供やスポーツ、文化活動の支援、相談支援、ピアカウンセラーの養成など精神障がい者の活動支援を行っている団体があります。

(事例2) 東日本大震災による障がい者の死亡率は、住民全体の死亡率の2倍以上であったことから、災害時に支援活動がすぐ行えるように、社団法人三重県聴覚障害者協会では、手話通訳者及び要約筆記者の支援団体と連携して、聴覚障害者災害救援三重本部を設立し、平成25年8月に津市で聴覚障害者災害支援リーダー養成講座、また10月に熊野市で聴覚障害者災害支援サポーター養成講座を行いました。

(事例3) 高齢者や障がい者を狙って、高額な商品を売りつける悪質商法の被害を防ぐ取組として、相談事業、ステッカーの配布などの啓発活動のほか、市民による見守り活動に取り組む団体があります。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

- 大規模災害発生時に、一般的な避難所では支障をきたす恐れのある災害時要援護者の避難を目的とした「福祉避難所」の設置・運営が円滑に行えるように、多くの市町が社会福祉施設等と協定を結んでいます。
- 鈴鹿市では、“障がいのあるなしにかかわらず、だれもが自分らしく輝くことのできるぬくたい(温かい)町を作ろう”と、地域の学校などの関係団体と保護者や地域の方々が集い、障がい者差別をなくす強調週間実行委員会を組織し、「ぬくたいフェスタ」を毎年開催しています。
- 鈴鹿市では、救急隊が本人確認や医療情報を迅速に把握できるように、番号を記載した「救急情報ネックレス」を希望する一人暮らしの高齢者や障がい者に無料配布しました。
- 松阪市では、平成26年3月に、東海地方で初めて手話を言語とすること等を内容とする「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」を制定しました。

■ 今後の取組方向(平成26年度以降の取組方向)

- 障がいに関する理解や障がい者の人権について、「障害者週間」での広報活動や県政だよりへの掲載など、機会を捉えて啓発広報を行います。
- 特別支援学校においては、センター的機能を発揮し、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。また、卒業後の充実した社会生活の実現に向けて、キャリア教育を推進します。
- 地域社会での自立・生活支援の促進に向けて、障がいのある人が地域で自立した生活をおくることができるよう、広域的・専門的な相談体制の整備を行うとともに、就労に

向けた支援を行います。また、障がい者の日中活動の場の確保及びグループホーム、ケアホーム等居住の場の確保を支援します。

- 障がい者の就労と職場定着の支援を行うとともに、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社（注）の設立支援や、障がい者雇用アドバイザー等による普及啓発、職場定着を進めるための人材の職場への派遣などにより、障がい者雇用の取組をより一層促進します。また、障がい者の就労支援として、多様な職業訓練を実施します。
- 障がい者がいきいきと働き、多くの方に障がい者雇用の重要性を認識してもらえる「場」の創設や、企業等における障がい者雇用が促進される新たな仕組みづくりを検討します。
- 「社会的事業所」の創業支援に係る補助を行い、障がいのある人もない人も共に働く場づくりを進めます。
- 三重県で開催される平成33年の全国障害者スポーツ大会に向けて、平成24、25年度に結成した競技団体の強化や既存の競技団体の支援、専門的な知識を有する障害者スポーツ指導員の育成を行います。
- 精神保健福祉の推進に向けて、精神疾患の急性発症等に対応するため精神科救急医療システムを整備するとともに、24時間電話相談により、疾病の重篤化を軽減するよう相談・助言を行い、適切な医療が受けられるよう支援を行います。
- 平成24年10月の障害者虐待防止法施行をきっかけに、通報等件数が増えていることから、体制の充実を図るとともに、関係機関の職員の研修や専門家会議の開催により、専門的知識及び技術を有する人材の育成と適切な支援に努めます。
- 障害者優先調達推進法による調達方針に基づき、障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組みます。
- 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化等に対し支援します。

注) グループホーム・ケアホーム

障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

注) 総合相談支援センター

県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービスを基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。

注) ピアカウンセラー・ピアサポーター

同じ課題や不安などを共有している当事者自身が、カウンセラーとなって相談支援活動を行う「ピアカウンセリング」における相談者や支援者のこと。

注) 社会的事業所

障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や就労継続支援事業所等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

注) 特例子会社

障がい者の雇用促進を目的とした「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度（子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例制度）により、特別に認定を受けた子会社のこと。

コラム・みんなの取組 ④

団体・企業名	扇芳閣
関連する県の 人権施策	人権施策404 障がい者
まとめ	○ 施設面や接客面で、バリアフリーの視点を持つことが、障がい者や高齢者はもちろん、すべての宿泊客の快適な滞在につながります。

1. 扇芳閣について

扇芳閣は「みんなが使いやすい部屋づくり」をめざして、当事者の意見を取り入れながら、施設を改善してきました。

2. 取り組んでいる人権課題

平成12年頃から、バリアフリーを積極的に取り入れてきました。平成15年には、NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと協働し、3室のユニバーサルルームを作りました。

室内は段差をなくし、車椅子対応トイレを備え、露天風呂には手すりやベンチを設置し、入口の呼び鈴を押すと部屋にあるライトが点滅し音が出るなどの工夫がなされ、障がいがある人や高齢者だけでなく、みんなが使いやすい部屋をつくりました。



◇工夫

○みんなで食事をするためのオリジナルテーブル

和室、洋室の段差を利用したテーブルを社員が独自で作り、家族全員で同じ部屋で食事ができるようにしました。



○ユニバーサルルームの接客担当者

経験豊富な従業員が接客するようにしています。また、それ以外の従業員も徐々に経験を積みながら、いずれは、だれもが接客できるようになることをめざしています。

○接客にあたっての情報共有

ミーティングや研修、会議等で、お客様と目線を合わせることや接遇の際の留意点について、共通理解を図り、ソフト面でのバリアフリーをめざしています。

3. まとめ

「みんなが使いやすい部屋づくり」をめざすことや、その人の立場に立った接客をすることで、施設や接客を改善していくことが、障がい者や高齢者はもちろん、すべての宿泊客の快適な滞在につながります。

コラム・みんなの取組 ⑤

団体・企業名	紀洋精密株式会社
関連する県の人権施策	人権施策403 女性 人権施策404 障がい者 人権施策406 外国人
まとめ	○ 障がい者や外国人などの、すべての人が働きやすい職場環境をつくること、さまざまな地域の人がいきいきと働くことにつながります。

1. 紀洋精密株式会社について

紀洋精密株式会社は昭和 38 年に設立されました。「ものづくりは人づくり」の企業理念のもと、従業員の働きやすさに配慮した就業形態をつくっています。

2. 取り組んでいる人権課題

20 年ほど前、公共職業安定所からの依頼で、数名の知的障がい者を受け入れました。また、それ以降、聴覚障がい者を採用し、会長が手話に関心を持ち、手話の学習を進めたことで、理解が深まり、もう一人の採用に至りました。他に現在では、町在住の外国人やひとり親家庭の母親、家族を介護している人も働いています。紀洋精密株式会社では、さまざまな人たちがともに働く職場をつくるために、次のような工夫をしています。

○誰もが働きやすい形態

立って作業をする製造ラインは、身体に障がいがあると、作業が難しいことがあります。そこで、座って作業をするラインをつくり、就業環境を整えました。

○「見る」管理・・・誰にもわかる表示

仕事中にわからないことを聞くと、作業が遅れ、納期に間に合わないことになってしまいます。質問をしなくても、見てわかる、また、作業がしやすくなるための作業手順表を作成しています。

○生活状況に合わせて休暇がとれるように

外国人労働者やひとり親家庭で子どもを育てている保護者 20 名が就業しています。それぞれのライフスタイルに合わせて休暇等がとれるよう工夫をしています。

○職場での悩み等を相談しやすい雰囲気づくり

4月にアンケートを実施し、仕事への理解度、困りごと、不満（上司に聴いてもらえないこと）などを調べています。生産性を上げるためにも従業員の声を大切にしています。また、日常的に管理職が現場に出て、従業員がわかりにくいところや不便、不自由なところについて点検し、職場の改善につなげています。



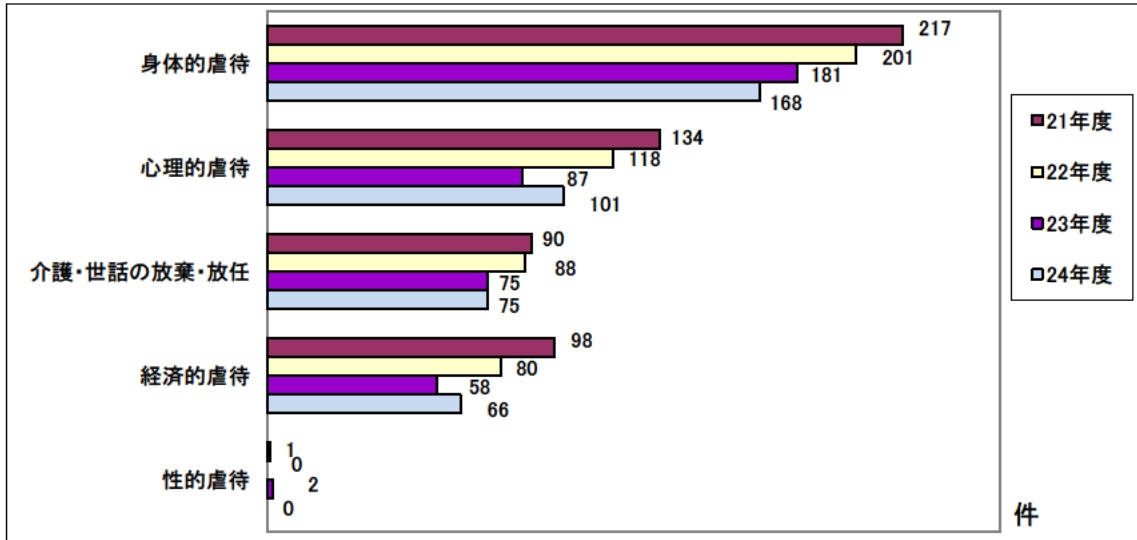
3. まとめ

生産年齢人口の減少、高齢者の増加といった、地域の企業を取り巻く課題があります。紀洋精密株式会社では、そのような状況を見据え、持続可能な職場づくりに取り組んでいます。また、今後、若い世代の在住外国人従業員を管理者にすることも考えています。

高齢者

■ データからみた状況

【関連データ1】高齢者虐待の事実確認状況

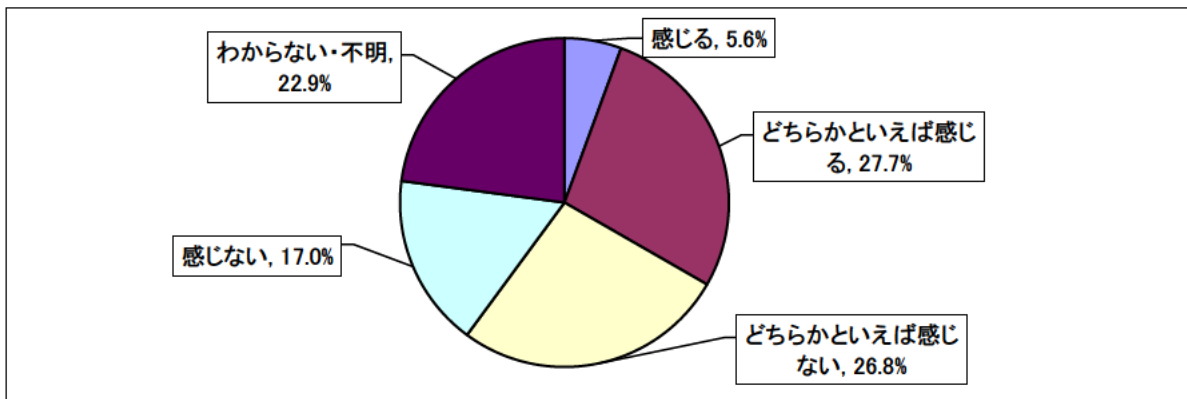


（複数種類の虐待を受けている場合は、重複して計上しています。）

資料：三重県調べ（健康福祉部長寿介護課）

【関連データ2】福祉サービスの利用に関する実感

（必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感）



資料：みえ県民意識調査（H26年1～2月）

データに関するコメント

【関連データ1】県では、平成18年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内での平成24年度中の虐待に関する相談通報件数は502件ありましたが、このうち267件が虐待と判断されました。

【関連データ2】必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感については、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合が43.8%で、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合（33.3%）より高くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定（平成18年12月施行）
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正（平成25年4月施行、平成24年9月一部施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の改正（平成24年10月施行）
- 「介護従事者等の人材確保のための介護事業者の処遇改善に関する法律」の制定（平成20年5月施行）
- 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の制定（平成24年4月施行）
- 「みえ高齢者元気・かがやきプランー改訂版ー（第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画）」の策定（平成24年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 厚生労働省は、平成18年度から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査を実施しています。この調査結果等を踏まえ、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等が高齢者虐待に関する正しい知識と理解のもとに、高齢者虐待を発生させない体制整備への取組を促しています。
- 厚生労働省は、「介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日」として、11月11日を「介護の日」と決めました。
- 定年退職後の希望者全員の65歳までの安定した雇用を確保するため、継続雇用制度の対象となる高年齢者を限定する仕組みの廃止などを定めた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が平成24年9月改正され、平成25年4月に施行されました。また、「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを取りまとめた平成25年「高年齢者の雇用状況（平成25年6月1日現在）」の集計結果によると、三重県は「希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合」が5位、70歳以上では7位となっています。
- 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成24年4月施行されました。
- 厚生労働省の「生涯現役社会の実現に向けた就労のあり方に関する検討会」では、平成25年6月に高年齢者が地域社会に貢献できるような就労を支援するための方策を取

りまとめるとともに、同省では、この報告書の方向性を踏まえ、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。

- 内閣府は、平成 24 年 9 月に政府が推進すべき高齢者対策の中長期的な基本指針である「高齢社会対策大綱」を 11 年ぶりに改定しました。この大綱では、「人生 90 年時代」を前提とし、高齢者を一律に「支えられる」人と考えるのではなく、意欲や能力のある高齢者には社会の支え手となってもらおうと同時に、支えが必要となった時には、周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社会を実現することを目的としています。
- 内閣府においては、高齢社会対策の総合的な推進に資するため、一般高齢者の意識に関する総合的な調査を行う「高齢者対策総合調査」を毎年計画的に実施しており、平成 25 年度においては、「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」と、「高齢期に向けた『備え』に関する意識調査」を実施しました。
- 厚生労働省においては、平成 25 年度から 29 年度までの認知症対策の方向性を定めた「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」を平成 24 年 9 月に策定しました。

【三重県の状況】（平成 25 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）健康で生きがいをもって生活できる社会環境の整備

- ① 学習活動、スポーツ、芸術、地域づくり活動を通じて高齢者が社会参加活動を行える場づくりを行いました。全国健康福祉祭こうち大会への選手団の派遣や三重県シニアスポーツ交流大会などを開催しました。地域の福祉課題への対応に、高齢者の活力を生かしていくことが必要です。〔高齢者健康・生きがいづくり支援事業委託／健康福祉部長寿介護課〕

（2）介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実とその家庭への支援

- ① 介護保険制度におけるケアマネジメントを中心的に担う介護支援専門員の役割は重要であり、そのため、質の向上を図ることを目的に各種の研修を実施しました。今後も増加が予想される医療依存度の高い利用者に対して、適切なケアマネジメントができるように、研修内容の検討を行い、より質の高い介護支援専門員の養成と資格の管理をしていく必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業／健康福祉部長寿介護課〕
- ② 認知症の早期発見、専門医療機関への誘導等を行う「かかりつけ医」の研修や、認知症高齢者ケアに係る介護サービスの職員等の資質向上を図るための研修を実施しました。また、認知症の方への「応援者」である「認知症サポーター」の養成や養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」の養成、認知症の本人や家族の相談窓口（三重県認知症コールセンター）の設置を行いました。さらに、認知症疾患医療センターを 5 か所指定し、地域における認知症に関する専門医療や専門医療相談の充実に取り組むとともに、若年性認知症のケアの質の向上を図るための研修を実施しました。〔認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ③ 地域包括ケア（注）の中核的な拠点となる地域包括支援センター（注）の機能強化に向けて、職員のネットワーク形成力の向上などの研修会を実施するとともに、市町の地域ケア会議等へ専門家をアドバイザーとして派遣しました。〔地域包括ケア推進・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

（3）高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

- ① 要介護状態が重くなり、在宅でのくらしが困難になった場合など、入所が必要な高齢者の入所が円滑に進むよう、特別養護老人ホーム6施設（350床）の整備に対し支援を行いました。

今後とも、施設サービスを必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、引き続き市町と緊密な連携を図りながら施設整備を進める必要があります。〔介護サービス基盤整備補助事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ② 高齢者虐待防止の相談窓口となる地域包括支援センター職員が専門的な支援を必要とする場合に、地域ごとに、三重弁護士会、三重県社会福祉士会と連携して「三重県高齢者虐待防止専門職チーム」を設置し、専門的な相談に応じるなど市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

高齢者虐待防止の業務を行う市町や地域包括支援センターへの支援について、情報交換・研修事業などを実施していきます。〔認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ③ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（3駅）のバリアフリー化の取組に対し支援しました。

バリアフリー法に基づく基本方針の達成に向け、国、関係市、交通事業者と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【NPO・団体等】

（事例1）認知症の方の介護を行う家族が悩みを抱え込まないように、交流会を開催したり、認知症の介護経験者による電話相談を行ったりしている団体があります。家族会のサポートの利点を生かし、介護経験からの共感をしながら寄り添い傾聴することで、相談者の孤立感や不安の解消を図り、前が見える声かけを通じ、介護力の向上を図るサポートを行っています。

（事例2）高齢者や障がい者を狙って、高額な商品売りつける悪質商法の被害を防ぐ取組として、相談事業、ステッカーの配布などの啓発活動のほか、市民による見守り活動チームを発足させた団体があります。

（事例3）災害時に備えて高齢者等の「安否確認シート」「災害時安否確認マニュアル」を作成し、市全体で活用されることになった団体があります。

（事例4）公共交通機関の不便な地域に住む高齢者を対象に、ショッピングセンター

までの送迎を行う買い物支援を行っている団体があります。

(事例5) 高齢者介護や保育、障がい者支援事業等に取り組む社会福祉法人では、各施設内だけでなく、施設間や地域との交流活動に積極的に取り組み、人と人との触れ合いを通して生きがいつくりや地域への愛着の醸成に取り組んでいます。

(事例6) 地域住民・自治会が主体となって、地域完結型の日常生活支援を目的とした会員制の組織を立ち上げた地域があります。65歳以上の高齢者等向けに、地域住民による安価な日常生活支援サービスの提供に取り組むとともに、社会福祉法人と連携して、地域で高齢者を孤立させないための取組も実施しています。

○【企業】

(事例1) 県内の牛乳販売店グループが県警と協力し、振り込め詐欺や金融詐欺などの防止のために、配達時に啓発チラシを配布しています。

(事例2) コンビニエンスストアなど宅配サービスを展開する企業が増えてきている中で、県内には宅配サービスを開始して30年近くになるスーパーマーケットがあり、今では、商品の宅配だけでなく、家の修理や庭木の剪定のための業者斡旋や仲介サービスの提供にも取り組んでいます。

(事例3) 日帰り温泉施設を運営している企業では、企業の社会的責任を果たすため、高齢者等を対象に、買い物ツアーや健康増進運動などを実施することで、高齢者の元気づくりに取り組むとともに、高齢者の持つ知識や経験を活用して子どもたちとの交流を深めることにより、地域の活性化をめざしています。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

- 大規模災害発生時に、一般的な避難所では支障をきたすおそれのある災害時要援護者の避難を目的とした「福祉避難所」の設置・運営が円滑に行えるように、多くの市町が社会福祉施設等と協定を結んでいます。
- 鈴鹿市では、救急隊が本人確認や医療情報を迅速に把握できるように、番号を記載した「救急情報ネックレス」を希望する一人暮らしの高齢者や障がい者に無料配布しました。
- 鳥羽市では、高齢者の外出支援や社会参加促進を目的に、市営公共交通機関で利用できる「いきいきお出かけ券」を発行し、70歳以上の申請者に交付しました。
- 玉城町では、町内の交通弱者等の外出を支援するため、利用者が事前に申し出た乗車場所や時間に車両が向かい、希望する目的地まで運ぶオンデマンド形式による「元気バス」や町内を巡回する福祉バスを運行しています。
- 伊賀市では、夫が妻を介護しているとき、女性の下着売り場で買い物をしにくいなどの声が寄せられたことから、周囲に介護をしていることを知らせるための「介護マーク」を作成しました。
- 津市では、高齢者への生活介護支援サービスを行うための担い手として養成された「津市生活・介護支援サポーター」が、高齢者の希望に応じて安否確認や話し相手、簡単な相談などの地域の見守り活動を始めることとなり、平成25年7月1日から受付を開始しました。
- 四日市市では、孤立死を未然に防止するとともに、高齢者・障がい者・児童虐待などで支援が必要な人を早期に発見するため、平成25年7月2日に水道検針事

業者と見守り等の活動に関する協定を締結しました。

- 亀山市では、認知症について正しく理解いただき、多くの人に認知症の人を見守っていただくことを目的に、認知症パンフレット（H24年度作成）の窓口設置及び各種講座等での配布を行ったほか、ヒューマンフェスタ（毎年開催）でのブース出展やスーパーマーケット店頭での啓発ティッシュ配布を行いました。

■ 今後の取組方向（平成26年度以降の取組方向）

- 高齢社会が進展していく中、介護や医療を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができ、人生の最期まで、個人として尊重される地域社会づくりをめざした取組を行います。
そのため、介護支援専門員等の介護サービス関係者が、介護サービスの利用者の視点に立った質の高いサービスを提供できるよう、また、医療ニーズに対応し、医療と介護の推進を実現できる人材を養成するため、研修を実施します。
- 今後、高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が急速に増加すると見込まれていることから、予防から医療・介護・見守り相談といった総合的な支援体制を一層強化するとともに、引き続き若年性認知症の人等への支援に取り組みます。
- 高齢者虐待に対応するため、市町の相談体制の充実や虐待に対する適切な対応を行えるよう、研修等を通じて支援します。
- 地域包括支援センターが地域包括ケア体制づくりの中核機関として、高齢者をさまざまな形で支援できるよう、職員を対象としたネットワーク形成力の向上や介護予防に関する研修を開催するとともに、市町等の地域ケア会議へ介護や福祉分野の専門家等をアドバイザーとして派遣します。
- 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化等に対し支援します。

注) 地域包括ケア

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。

注) 地域包括支援センター

高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。

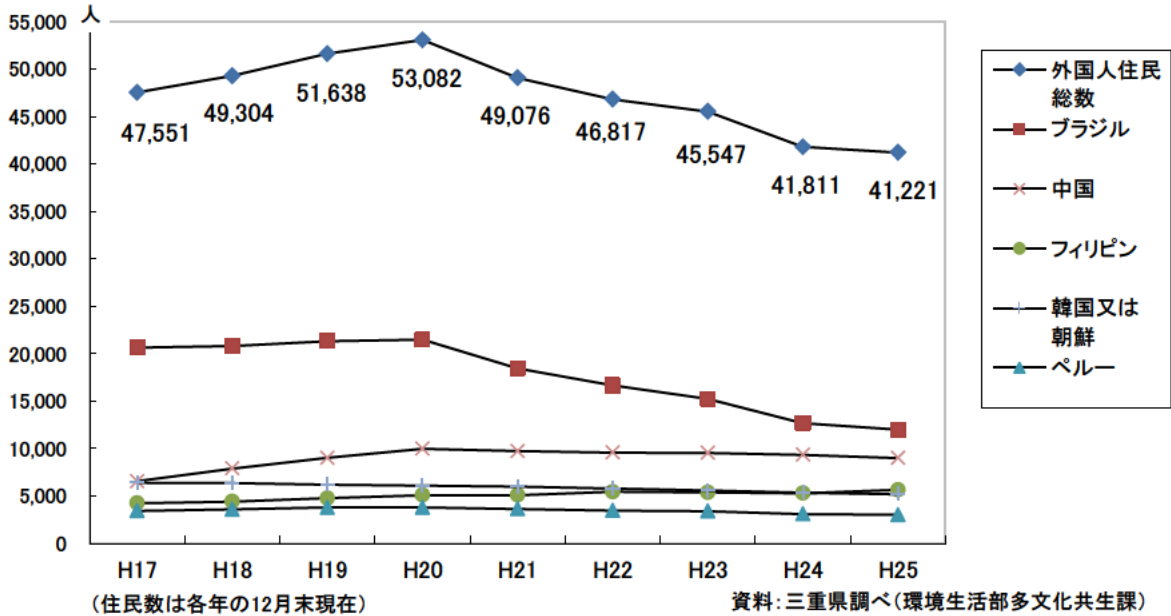
注) OJT : on the job training の略。

仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる指導手法。

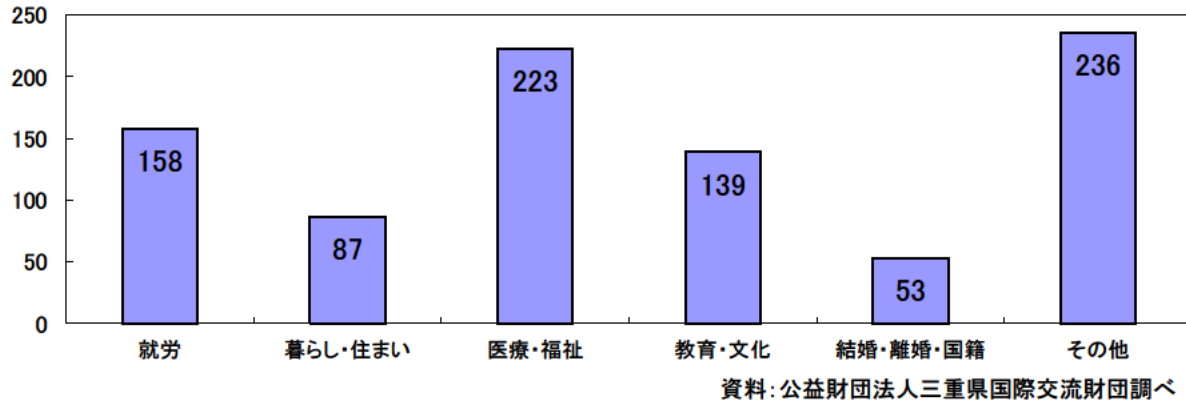
外国人

■ データからみた状況

【関連データ1】外国人住民数の推移



【関連データ2】外国人相談件数（平成25年度）



データに関するコメント

【関連データ1】平成25年12月末現在の三重県の外国人住民数は、41,221人（前年比△1.4%）で約600人減少となり、5年連続で減少しました。県内総人口に占める外国人の比率は、2.21%になりました（前年2.33%：全国第3位）。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが12,002人で全体の29.1%を占め、以下中国、フィリピン、韓国又は朝鮮、ペルーと続いており、上位5か国で86%を占めます。
（H23.12以前は外国人登録法に基づく外国人登録者数）

【関連データ2】公益財団法人三重県国際交流財団に委託し、実施している多言語による外国人住民相談窓口での平成25年度の相談受付は896件でした。相談内容はあらゆる分野にわたっており、その中でも「医療・福祉」、「就労」、「教育・文化」、「暮らし・住まい」に関する相談で約68%を占める結果となりました。

【関係法令等の動き】

- 「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正〔日系人の受入や研修制度など滞在資格の拡大（平成2年6月施行）、外国人登録制度の廃止と新しい滞在管理制度の導入（平成24年7月施行）〕
- 「国籍法」の改正〔日本国籍の取得要件の緩和（平成21年1月施行）〕
- 「住民基本台帳法」の改正〔外国人住民基本台帳の設置（平成24年7月施行）〕
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策定（平成20年1月）
- 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）～多文化を共に生きる三重を目指して～」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国の外国人労働者問題関係省庁連絡会議においては、平成18年12月に『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』を取りまとめ、各省庁において、緊密な連携・協力のもと効果的な施策の実施に取り組んでいます。
- 内閣府においては、平成22年8月に、「日系定住外国人施策に関する基本指針」を、平成23年3月には、「日系定住外国人施策に関する行動計画」を取りまとめました。平成26年3月には基本指針と行動計画を一本化して、「日系定住外国人施策の推進について」を策定しました。
- 東海3県1市では、経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経済界、企業グループ全体で取り組んでいます。
また、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備などに、多くの企業が取り組む契機とするため、経済団体の協力を得て、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を全国に先駆けて、平成20年1月に策定し、各企業・事業者への周知と具体的な取組の促進を図っています。
- 改正入管法及び改正住民基本台帳法が、それぞれ平成21年7月に公布され、平成24年7月に外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民の住民基本台帳制度が導入されました。
- 国が平成26年6月に閣議決定した新しい成長戦略と経済財政運営と改革の基本方針において、外国人技能実習制度を拡充することなどが決定されました。

【三重県の状況】（平成25年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 就業など日本社会への適応のため、外国人住民の間で日本語習得のモチベーショ

ンやニーズが高まっています。そのため、日本語指導ボランティアを育成するとともに、地域で活動する日本語教室の専門性を高めるための研修を実施しました。日本語指導ボランティア入門研修を開催したところ、定員を大幅に超える参加がありました。研修会では日本語教室を開設している団体を紹介するなど、団体との連携を図り、日本語教室の活動の活性化に努めました。また、日本語教室間の連携を図るとともに、コーディネーター機能を担っていただくための研修会を開催しました。

また、多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）で、外国人住民に必要な行政や制度に関する情報を外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供しました。〔コミュニケーション施策推進事業／環境生活部多文化共生課〕

- ② NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携した多文化共生啓発イベントを25年度は「ヒューマンフェスタ in 亀山」と同時開催をし、外国人住民の人権尊重と多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識啓発に取り組みました。

〔多文化共生啓発事業／環境生活部多文化共生課〕

（2）外国人住民の社会生活における支援の充実

- ① 多言語での外国人住民相談窓口を設置するほか、専門家（弁護士・臨床心理士等）による個別相談会、出前講座を開催して、外国人住民の抱える多様な課題に対応しました。

医療通訳（ポルトガル語・スペイン語）育成研修を開催したほか、「外国人住民への医療について考えるセミナー」を開催しました。

大規模災害発生時の外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修と外国人住民を主な対象とした避難所訓練を開催しました。

子どもたちの進路等は保護者の影響が大きいことから、保護者の教育に対する意識啓発を行うため、外国人のための進路・進学ガイダンス等で、保護者向けの「キャリアガイドDVDⅡ ～深めよう絆確かな未来をつくるために～」の普及啓発に取り組みました。〔外国人住民総合サポート推進事業／環境生活部多文化共生課〕

- ② ポルトガル語及びスペイン語の医療通訳のニーズの多い10医療機関等に、緊急雇用創出事業を活用して、モデル的に医療通訳を配置しました。多くの利用があり、利用者・医療機関等を対象としたアンケートの結果でも、通訳がいて助かったという回答が多数でした。医療通訳の必要性・有益性についての一定の理解につながり、複数の医療機関等で、医療通訳の雇用・配置につながりました。〔医療通訳配置モデル緊急雇用創出事業／環境生活部多文化共生課〕

- ② 三重県労働相談室において、ポルトガル語、スペイン語通訳による相談に随時対応しました。外国人労働者に関する相談は年間で44件あり、うち外国人からの直接相談は24件でした。

今後、外国人向け相談の効果的な広報、周知に努めていく必要があります。〔中小企業労働相談事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課〕

（3）外国人の権利擁護と社会参画の促進

- ① 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけ、自己実現が図られるよう、県内の7市において、「初期適応指導教室」(注)を開設し、日

本語指導を行うとともに、進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒やその保護者に進路の情報を提供しました。

また、県内の外国人児童生徒教育をさらに充実させるため、外部支援員（日本語協力者、学習支援ボランティア、通訳等）の資質向上を目的とするテキスト「外国人児童生徒教育に係る外部支援員等研修テキストー効果的な日本語指導のための支援の進め方ー」を作成しました。〔外国人児童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育課〕

- ② 子ども同士や教師等の円滑な意思疎通を図るために、フィリピンの言語であるビザイヤ語の外国人児童生徒支援コミュニケーションハンドブック（ビザイヤ語版）を作成しました。さらに、学校と保護者の連絡を円滑に行うための保護者用連絡文書例のビザイヤ語版を、県教育委員会のホームページに掲載しました。ビザイヤ語は、三重県に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち、中国語を抜いて、4番目に多い人数を占める言語となっています。〔外国人児童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）東海3県1市と静岡県が連携で開催した「外国人の雇用を考えるセミナー」で、外国人の雇用に取り組んでいる企業等が、その取組を発表しました。生活相談など外国人住民の支援を行っている特定非営利活動法人では、雇用する外国人スタッフが、通訳・翻訳や語学講座の講師として活躍しています。

○【NPO・団体等】

（事例1）公益財団法人三重県国際交流財団では、大規模災害が発生した際に、さまざまな主体と協力・連携して、外国人住民等を円滑に支援するため、『「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定」及び「災害時の外国人住民支援にかかる協定」を、平成25年5月に県と締結しました。災害時に設置されるセンターは、多言語で災害情報の提供を行ったり外国人住民からの問合せや相談に対応したりするため、NPOやボランティアへの協力依頼を行うなどの災害時の支援活動を行うこととしています。

（事例2）外国人住民を支援するNPOが、大学等に進学する外国籍生徒に対して奨学金を給付する制度を創設し、支給しています。この奨学金は趣旨に賛同した民間企業の協力をもとに、外国人の地域社会参画を支援するプロジェクトの一環として実施されています。

（事例3）地域の企業で働く外国人研修生の共同受け入れ事業を行っている商工関係団体があります。事業では日本語や法規、交通ルール、生活マナーなどの研修を実施しています。

（事例4）外国人にわかりやすい日本語の講座を開くなど外国人住民が地域とのつな

がりをもち、地域の担い手となれるような多文化共生のまちづくりに取り組んでいるNPO法人があります。

(事例5) 外国人が多く住む地域で、外国人住民に対し、祭りなどの地域のイベントに参加を促すだけでなく、ボランティアやスタッフとしての参画を呼びかけたり、食文化を通じた交流を図ったりするなどの取組を行っている地域づくりの協議会があります。

○ [学校]

(事例1) 外国人生徒の在籍割合が高い県立高校では、校内の「外国人生徒支援委員会」において、外国人生徒への学習支援や進路面での支援を行うとともに、県、市、商工会議所、国際交流協会等が連携し、外国人生徒の日本での生活に必要な基本的知識の習得に向けた支援や、日本語で学ぶ力の育成をめざした授業づくりの研究に取り組んでいます。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

- ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成13年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交流や国、県及び関係機関への提言等を行っています。三重県でも、津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市が加盟しています。
- 津市は小学校の1室を使って開始した外国につながる子どもたちを対象にした、初期日本語教室を子どもたちがより通室しやすいように津センターパレスに移転して開いています。この教室では日常生活に必要な日本語の力を3、4か月で習得することを目的にしています。
- 鈴鹿市では、日本語力が十分でない外国人市民に行政情報を提供するために、外国語版及びルビ付日本語版で、リーフレット、チラシ及び広報紙〔(公財)鈴鹿国際交流協会発行〕などの作成や外国人版ホームページの充実を図っています。
- 松阪市では、官民協働の組織である多文化共生ネットワークが中心となり、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。「松阪やたいむら」には、平成25年度は3,500名が参加しました。

また、外国人児童生徒のための初期適応支援教室や外国人幼児のための就学支援教室を開設し、小中学校への適応と日本語指導を支援するとともに、多言語による相談窓口を開設しています。

■ 今後の取組方向 (平成26年度以降の取組方向)

- 外国人住民は、これまで支援が必要とされる立場とされてきましたが、これからは、地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備していく必要があります。
- 日本語指導ボランティアは、外国人住民と接する機会が多く地域と外国人住民をつなぐコーディネーターの役割を果たすことが期待されていることから、日本語教室間の連携が図れるようネットワークの強化などに取り組めます。

- 大規模災害発生時に設置する「みえ災害時多言語支援センター」が円滑に運営できるよう、人材育成や相談窓口の強化などに取り組むとともにさまざまな主体とのネットワークの拡充を図ります。
- 外国人児童生徒の在籍状況の広域化が進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。

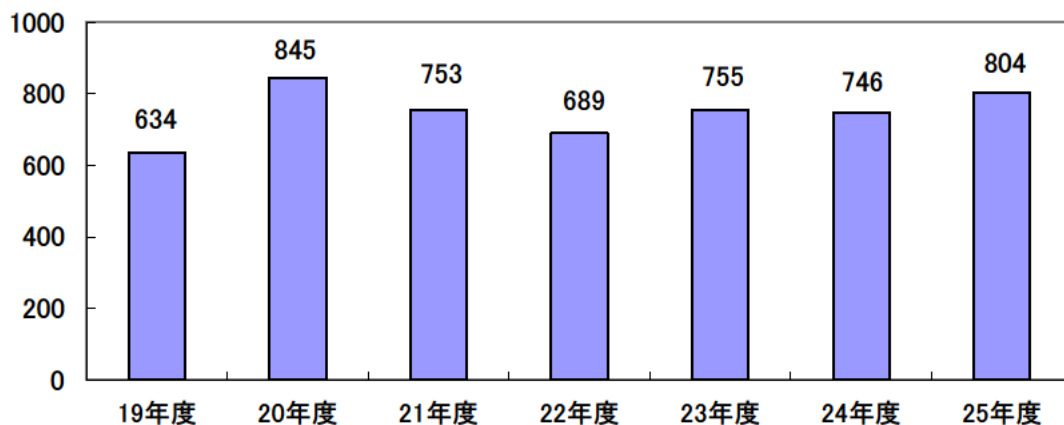
注) 初期適応指導教室

来日間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関。

患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）

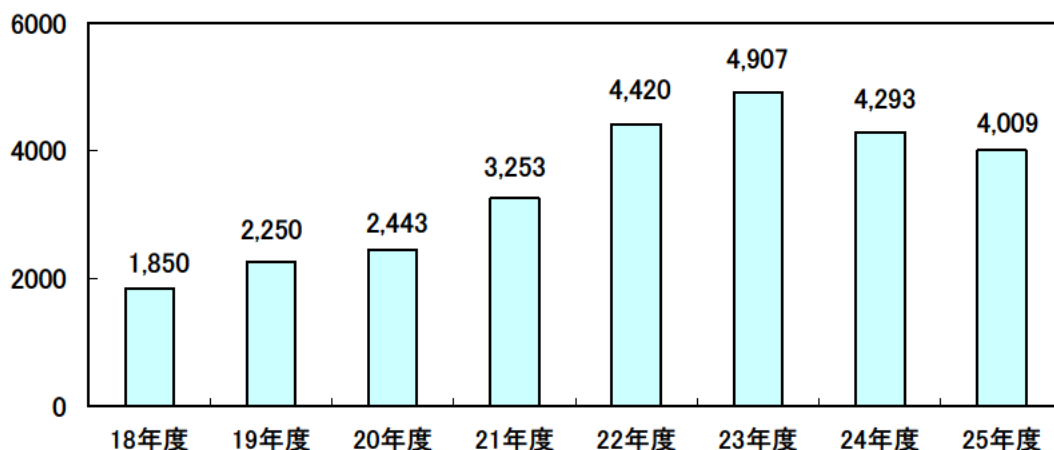
■ データからみた状況

【関連データ1】医療相談件数の推移



資料：三重県調べ（健康福祉部医療対策局医務国保課）

【関連データ2】難病相談支援センター相談件数の推移



資料：三重県難病相談支援センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関の信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高さから、相談件数は、平成19年度以降、年間600件を超えており、平成25年度は平成20年度に次ぐ相談件数となりました。

【関連データ2】三重県難病相談支援センターでは、在宅難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安を解消するため、各種相談等を行っています。平成25年度は4,009件の相談が寄せられました。

【関係法令等の動き】

- 「らい予防法の廃止に関する法律」の制定（平成8年4月施行）
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の制定（平成11年3月施行）
- 「がん対策基本法」の制定（平成19年4月施行）
- 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の制定（平成21年4月施行）
- 「臓器の移植に関する法律」の改正（平成22年1月施行、7月一部施行）
- 「肝炎対策基本法」の制定（平成22年1月施行）
- 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の策定（平成23年5月）
- 「がん対策推進基本計画」の改定（平成24年6月）
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」の制定（平成24年9月施行）
- 「医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例」の制定（平成25年4月施行）
- 「三重県がん対策推進条例」の制定（平成26年4月施行）
- 「三重県がん対策戦略プラン」の第2次改訂（平成25年3月）
- 「三重県保健医療計画」の第5次改訂（平成25年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省の人権擁護機関では、エイズ患者及びH I V感染者に対する偏見をなくし、理解を深めるよう、平成11年度から「H I V感染者等に対する偏見をなくそう」を人権週間（12月4日～10日）の強調事項として掲げるとともに、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を行っています。
- 厚生労働省では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき平成11年に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年1月改正）により、患者等の人権を尊重し、総合的な対策を進めています。
- 国は、ハンセン病患者に対する長年の隔離政策についての誤りを認め、ハンセン病患者及び元患者の名誉回復と社会復帰のための施策を推進するため、「ハンセン病問題基本法」を平成21年4月に施行しました。ハンセン病に関する偏見や差別の解消に向けた啓発を行うとともに、ハンセン病療養所退所者等の相談窓口の設置や専門医による診察・相談、ハンセン病療養所入所者の親族に対する生活援護、ハンセン病療養所に入所している三重県出身者に対する訪問や、里帰りの実施等に取り組んでいます。
- 平成21年7月に「臓器の移植に関する法律」が改正され、遺族の承認による臓器提供や、15歳未満の脳死患者からの臓器提供が可能になりました。また、被虐待児からの臓器提供がされることのないよう、虐待が疑われた場合、移植医療従事者は必要な措置を

講ずるものとなりました。

○ 平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され、同法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、新たに難病患者等が、障害福祉サービス等の対象となりました。

【三重県の状況】（平成25年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）患者本位の医療体制づくりの推進

- ① 平成26年3月、『患者と医療者が協働するコミュニケーションづくり』をテーマに、医療従事者等を対象とした研修会を開催しました。

医療相談窓口寄せられた相談や苦情内容の傾向を整理し、患者の視点に立った医療の安全・安心に関する情報を関係機関に提供していく必要があります。〔患者本位の医療の促進／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

- ② 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族の悩みや不安などの相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点病院や各がん診療連携推進病院、患者会等との連携を進めました。また、サポーター研修会を開催し、がん患者の支援体制の充実に努めました。

今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療にかかる医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。〔がん療養生活向上事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

（2）病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① HIV検査普及週間（6月1日～7日）及び世界エイズデー（12月1日）等キャンペーンイベントとして、講演会、展示会、街頭キャンペーンを実施し、県民に対し正しい知識の普及・啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。

今後も、効果的な普及啓発活動をしていくことが必要です。〔エイズ対策事業／健康福祉部薬務感染症対策課〕

- ② 「ハンセン病問題を考える映画上映会」の開催等を通じてハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めました。

今もなお、多くのハンセン病元患者が家族や友人、地域から分断されたまま過ごしているように、依然として差別は残っており、引き続き、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔ハンセン病に対する理解の促進／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

（3）医療・生活支援体制の充実

- ① 三重県医療安全支援センターにおいて、医療に関する相談等に応じるとともに、医療従事者を対象とした講演会を開催しました。県民の健康や医療に対する関心はますます高くなっており、相談員には、より高い医療に関する知識や相談に応じる技術が求められています。

また、医療相談を受けて、医療機関への指導が必要な案件にも、迅速かつ的確に

対応できるよう、地域機関との一層の連携が必要です。〔医療安全支援事業／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

- ② 三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援、地域活動の促進及び就労支援などを行い、難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安解消に努めました。

今後は、市町が難病対策の取組に理解を深めてもらうよう働きかけていく必要があります。〔難病在宅支援事業費（難病在宅ケア事業）／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔NPO・団体等〕

（事例1）「医療パートナー研修」を実施して、外国人患者の人権に配慮した医療通訳のノウハウについて研修を行うとともに、医療パートナーを医療機関や保健センターに派遣する事業を行っている団体があります。

（事例2）ハンセン病の元患者や識者等によって平成21年に設立された県内の団体が、平成25年12月に三重県と協働でハンセン病問題の根本的な解決を目的とした「ハンセン病問題を考える映画上映会」を開催しました。

○〔医療機関〕

（事例1）県内のがん診療連携拠点病院及び、がん診療連携推進病院が主体となって、市民公開講座を開催するなどの取組が見られるほか、相談窓口等を設置するなどの取組が進んでいます。

（事例2）院内で発生した人権問題や患者からの意見を協議する委員会を設置し、職員への研修を実施している病院があります。

（事例3）外国人住民が集住している地域において、ポルトガル語、またはスペイン語の医療通訳者を定期的に配置する等、複数の基幹病院で医療従事者と外国人患者とのコミュニケーションの促進に関する取組が進んでいます。

○〔学校〕

（事例1）三重県出身のハンセン病元患者を講師として招いて、差別や偏見を受けた体験などについて、児童への講演を行った小学校があります。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 熊野市、御浜町、紀宝町で構成する一部事務組合の紀南病院と3市町が連携して研修を実施したり、ミニ人権大学の講義テーマに患者の人権を追加するなど患者の人権について啓発を進めています。

■ 今後の取組方向（平成26年度以降の取組方向）

- 関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、難病についての正しい知識の普及啓発を行っていきます。また、相談支援や情報提

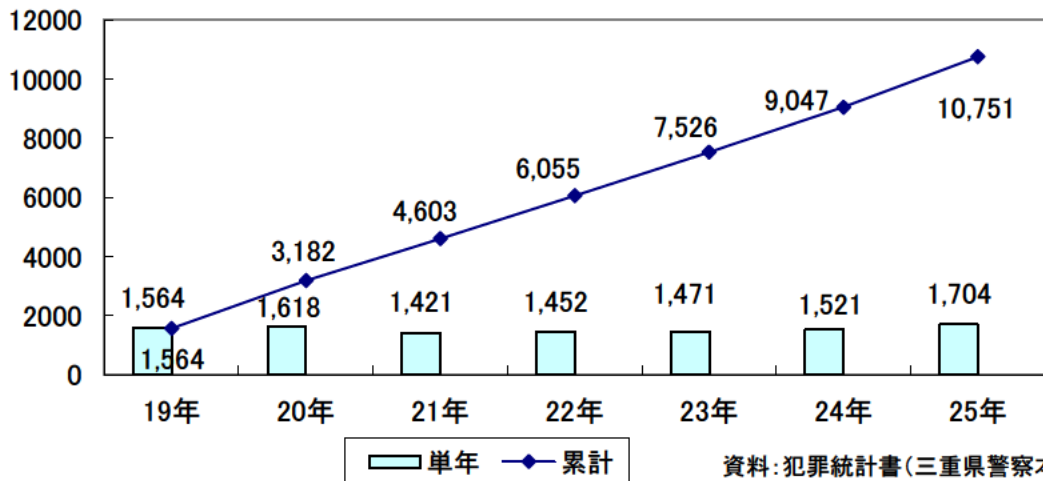
供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。

- 医療安全に関しては、医療相談機能の充実を図るとともに、相談事例の分析を行い、医療相談に寄せられた情報から得られた患者ニーズを、医療機関にフィードバックしていきます。
- がん対策については、県内の拠点病院及び推進病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施します。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。
- エイズに対する関心が薄れていますが、昨年1年間に報告された患者・感染者数は依然高い水準にあります。今後も引き続き、エイズに関する予防啓発、相談・検査、医療体制を強化する取組を進めていきます。

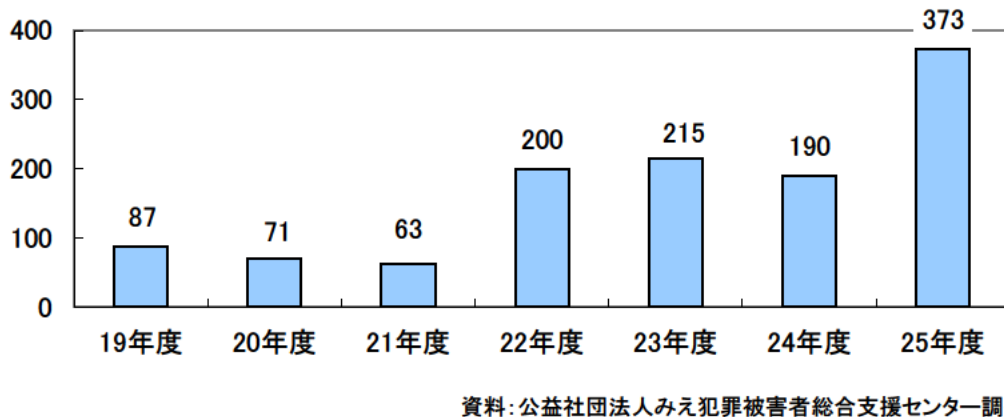
犯罪被害者等

■ データからみた状況

【関連データ1】県内の要支援犯罪件数



【関連データ2】公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの直接支援件数



データに関するコメント

【関連データ1】

犯罪の被害に遭った人が、受けた被害から回復するには長い年月を必要とすることから、支援が必要と思われる人の数は累計で考える必要があります。また、支援が必要な方は、被害者本人だけでなく家族や親族にも及ぶため、データ（要支援犯罪件数）より多い可能性があります。

【関連データ2】

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者の相談や支援を行う民間団体として平成18年に設立され、平成19年4月、三重県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた後、平成21年10月、法人制度改革以後、県内初となる公益社団法人の認可を受けました。平成25年度の直接支援件数は、前年に比べ183件（96.3%）増加しており、要支援犯罪件数を考慮すると、県内のニーズはさらに多くあるものと考えられます。

【関係法令等の動き】

- 「犯罪被害者等基本法」の制定（平成17年4月施行）
- 「犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成17年12月）
- 「民事訴訟法」の改正〔民事裁判への遮蔽措置・ビデオリンク等の導入（平成20年4月施行）〕
- 「更生保護法」及び関係法の改正〔少年事件における仮釈放の際に被害者の意見を聴取するなどの追加（平成20年6月施行）〕
- 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の改正〔「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に名称変更、給付金の上限及び最低額の増額（平成20年7月施行）〕
- 「犯罪被害者等の支援に関する指針」の策定（平成20年10月）
- 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の改正〔公判記録の閲覧・謄写要件の緩和、損害賠償命令制度（平成20年12月施行）〕
- 「刑事訴訟法」の改正〔刑事裁判への被害者参加制度の創設（平成19年12月施行）、殺人罪など凶悪事件の公訴時効を廃止（平成22年4月施行）〕
- 「第2次犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 平成17年4月の犯罪被害者等基本法の施行により、国においては、裁判制度や給付金の見直しなど、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度改正が行われました。また、刑事訴訟法の改正に伴い、刑事裁判への被害者参加制度が創設され、平成19年12月から施行されています。
- 各都道府県において、従来、警察が行ってきた犯罪被害者支援について、警察を中心に行政や民間団体など関係機関が連携して行うための枠組みづくりや県民への啓発などが行われています。
- 内閣府の犯罪被害者等施策推進室は、平成24年3月に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を作成しました。

【三重県の状況】（平成25年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

- ① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対して、財政的及び人的支援を行うとともに、事業についても積極的な支援を行いました。今後も、被害者支援活動の中核としてセンターが活動できるように関係機関、地域社会との交流を進め、社会全体で犯罪被害者を支えていく環境をつくる必要があります。〔公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターへの支援事業／警察本部広聴広報課〕

- ② 事件・事故の被害者やその家族に対し、自助グループの紹介や活動内容の説明等を行いました。また、自助グループの会合等へ参加し、意見や要望を聞き、被害者支援の施策に取り組みました。

今後も、自助グループとの連携を図り、活動内容等を広報するとともに同じ境遇の方が話し合える環境を作っていく必要があります。〔自助グループ等民間団体への情報提供等／警察本部広聴広報課〕

- ③ 犯罪被害者等のニーズと行政サービスや警察の支援をスムーズにつなぐため、犯罪被害者等への支援に有効な県の施策をまとめた冊子「犯罪被害者等支援関連事業」の見直しを行い、県の各部局をはじめ市町・関係機関に配布しました。

各種制度等が年々変わっていくことから、今後も継続して関連施策を把握することが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部交通安全・消費生活課〕

（２）犯罪被害者等の人権問題について幅広い啓発活動の推進

- ① 県民への啓発活動として、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと警察、県・市町等が連携し、一行詩「い・の・ち」の募集や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）を中心に、「犯罪被害者支援キャラバン隊」による広報や「犯罪被害者支援を考える集い」を開催しました。

また、県内の中学校、高等学校及び大学の学生並びに教職員を対象に犯罪被害者遺族による講演などを行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者遺族による講話を行うなど、犯罪被害者支援に対する理解と共感の増進に努めました。

犯罪被害者の心情等については、まだ十分に理解されていないことから、一層工夫した啓発活動を行い、被害者支援意識の高揚を図る必要があります。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

- ② 犯罪被害者等が置かれている現状と支援の必要性を広く知ってもらうため、内閣府等と共催のフォーラムや、三重県臨床心理士会等と共催の講演会を開催しました。また、被害者等と接する機会の多い市町担当者等を対象に、グループ討議等を内容とする研修会を開催しました。今後とも、さまざまな観点から犯罪被害者等の人権に関し、県や市町担当者をはじめ職員の理解を深めることが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部交通安全・消費生活課〕

- ③ 平成25年度人権に係わる相談員スキルアップ講座において、講師に公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの職員を招き、犯罪被害者が置かれている現状について講演を行いました。〔人権に係わる相談員スキルアップ講座／環境生活部人権センター〕

（３）犯罪被害者等に対する精神的ケアをはじめとする支援

- ① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口、派遣警察官及び上級カウンセラーの資格を有する専門のスタッフを配置しているほか、専門的研修を積んだボランティア支援員12名が支援活動を行っています。

県では当センターに対して各種の支援を行い、センターの相談・支援機能の充実を図っています。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【NPO・団体等】

（事例1）公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者支援チャリティコンサートなどの啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員に対しては、「ボランティア支援員の養成講座」及び「同継続研修会」を開催し、相談機能の充実に努めています。

（事例2）県内の5大学が連携して、交通事故被害者やその家族の人権を訴え、生命の尊さを伝える「いのちのキャンパス」を三重大学で開催しました。

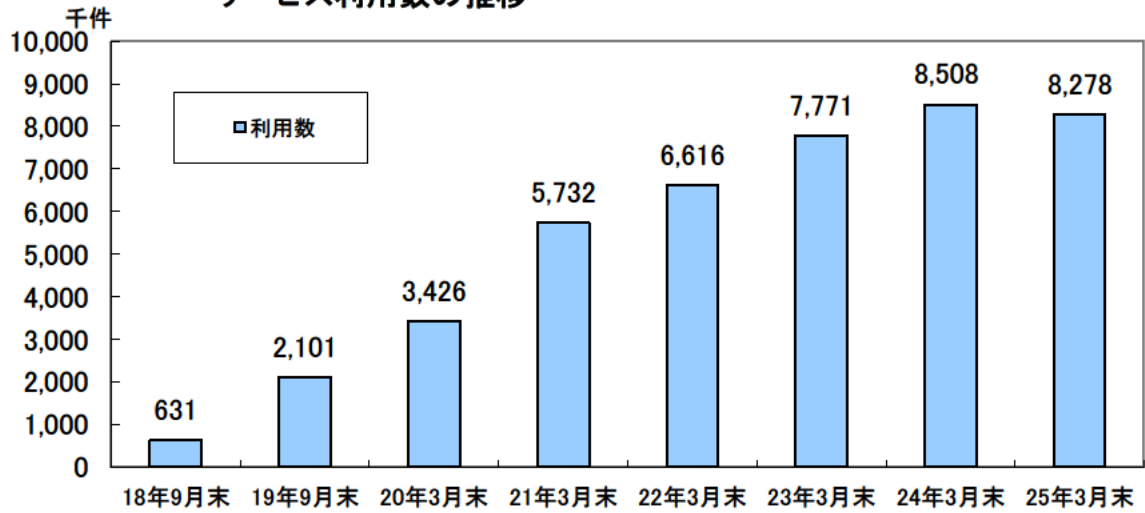
■ 今後の取組方向（平成26年度以降の取組方向）

- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 地域において犯罪被害者が偏見などの被害を受けず、身近な方々が被害者を支援する社会となるには、地域の住民が犯罪被害者の心情等を理解することが重要なことから、さらに効果的な啓発手法の検討を行っていきます。

インターネットによる人権侵害

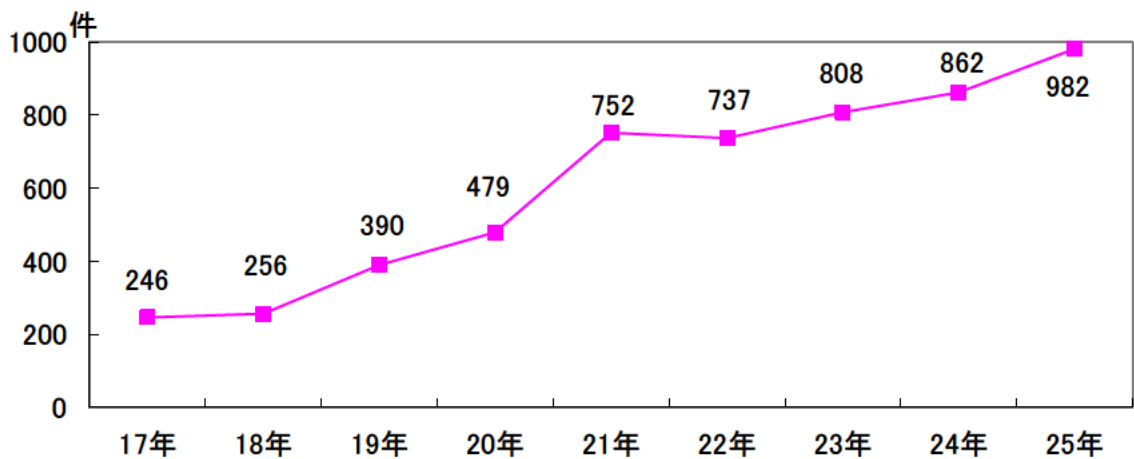
■ データからみた状況

【関連データ1】 携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用数の推移



資料：電気通信事業者協会公表資料

【関連データ2】 インターネットによる人権侵犯事件（プライバシー）
法務局人権侵犯事件の受理件数（総数）



資料：「人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】 有害情報への取組として、有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の利用状況が社団法人電気通信事業者協会から公表されています。平成25年3月末の利用者数は、前年に比べて、23万件の減少となっています。

【関連データ2】 インターネットによるプライバシーに関する人権侵犯事件の受理件数は、全国的に増加しています。

【関係法令等の動き】

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の制定（平成 14 年 5 月施行）
- 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の改正（平成 24 年 4 月施行）
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の制定（平成 21 年 4 月施行）
- プロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の改定（平成 16 年 10 月）
- プロバイダ責任制限法「発信者情報開示関係ガイドライン」の策定（平成 19 年 2 月）
- 「ホットライン運用ガイドライン」の改定（平成 25 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 総務省では、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の成立・施行後の青少年のインターネット利用を取り巻く状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、さらなる取組のあり方を検討し、平成 23 年 2 月に「中間報告書」が取りまとめられました。
法務省は、インターネット上の人権侵害事案に対しプロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に法務省の人権擁護機関による対応指針が盛り込まれたこともふまえ、削除要請などの対応を行っています。
- 都府県・政令市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」では、同和問題に関する差別表現に係る削除依頼の判断基準の検討をふまえ、平成 19 年度より全国的な差別表現の掲載のあったプロバイダ・インターネットサイト等への削除依頼を行っています。
- 携帯電話・PHS 事業者が加盟する一般社団法人電気通信事業者協会は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」への対応として、「安全に安心して携帯電話を利用できるサービスの普及促進」と「携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法の啓発」に取り組むため、「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を平成 24 年 2 月に改定しました。
- 青少年を取り巻くインターネット環境整備をめぐる新たな課題（スマートフォンをはじめとする新たな機器への対応、保護者への普及啓発、国・地方公共団体・民間団体の連携強化）に対応するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 2 次）」が決定されました。（平成 24 年 7 月、子ども・若者育成支援推進本部）

【三重県の状況】（平成 25 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。

「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うリーダーを担う人材の養成に取り組みました。

インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

（2）インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

- ① 啓発パンフレット「正しく知って、楽しく使おうインターネット」等を活用した啓発・各種講座において、インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等のテーマ設定等、教育・啓発・広報活動に取り組みました。

今後とも、インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー教育や啓発が重要となっています。〔インターネット人権モニター事業・みえ地域相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕

- ② 児童生徒のネットモラルを育成するために、教職員に対する情報提供等の支援を行いました。今後も、児童生徒が人権感覚とメディア・リテラシーを養い、インターネット等の適正な利用が行えるよう学習を深めていくことが重要となっています。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、問題のある書き込みなどの現状把握や、インターネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。また、保護者による「ネット啓発チーム」を養成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。〔ケータイ・ネット対策事業／教育委員会生徒指導課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）総務省等による啓発活動「e—ネットキャラバン」が全国で実施されてい

ますが、県内でも複数の情報通信事業者等における講師の派遣により、インターネットの安心・安全利用を目的とした講習会を開催しており、児童生徒・保護者・学校関係者など多くの参加がありました。

(事例2) 小学校、中学校に出前授業を行い、インターネット、電子掲示板等による誹謗中傷、ネットオークションに関わるトラブルなど、さまざまな問題を伝えている企業があります。安心してインターネットを利用する方法を提案することで、人権が尊重されるインターネットの利用を呼び掛けています。

○ [NPO・団体等]

(事例1) インターネット掲示板上の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んでいる団体等があります。これらの取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者による削除も進んでいる事例もあります。

(事例2) 高齢者や視覚障がい者などを対象に、パソコン利用時の情報リテラシーを高める活動を行ったり、地域でインターネットの安全教室を開催したりする活動を行っている団体があります。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

○ 桑名市では、職員自らが、毎月 11 日にインターネットでの差別書き込みモニタリングをしています。

また、事業委託先である外部の事業所もモニタリングを実施しており、その結果につき、報告を受けています。

○ 津市では、県教育委員会と協働してインターネット掲示板や携帯電話の携帯サイトに書き込まれた特定個人への誹謗中傷や人権侵害に係る書き込みに対し、学校に連絡し管理者に削除を求める取組を進めています。

○ インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市および名張市の2市、伊賀地域防災総合事務所で構成する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」において、平成 19 年 7 月から引き続き「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでおり、共同のモニタリングで成果を挙げています。

■ 今後の取組方向 (平成 26 年度以降の取組方向)

○ インターネットを利用した差別的な書き込み等についてのモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動に努めます。

また、ネットモニターリーダー養成講座を開催し、ネット上で氾濫する差別書き込みや人権侵害に関する問題に対して認識を深め、モニタリングや削除等スキルを向上するとともに、地域におけるモニタリングのリーダー養成に取り組みます。

○ インターネットと人権に関する学習が小中学校、県立学校で積極的に行われるよう支援することをおして、児童生徒のネットモラルの育成を図ります。

○ ネット被害から子どもを守るため、インターネットや携帯電話の安全な使用方法等について保護者や地域住民に啓発していきます。

○ 児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、「ネット啓発チーム」の活動をより充実

させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をめざします。

また、教員に対して指導書を作成し、子どもたちに対する情報モラル教育を行うとともに、スマートフォンを持ち始める可能性が高い小学校4年から中学校1年生を対象に、情報モラル・リスクに対する能力を把握する「ネット検定」を実施して、子どもたちのインターネット利用等に対する知識・態度を育成します。

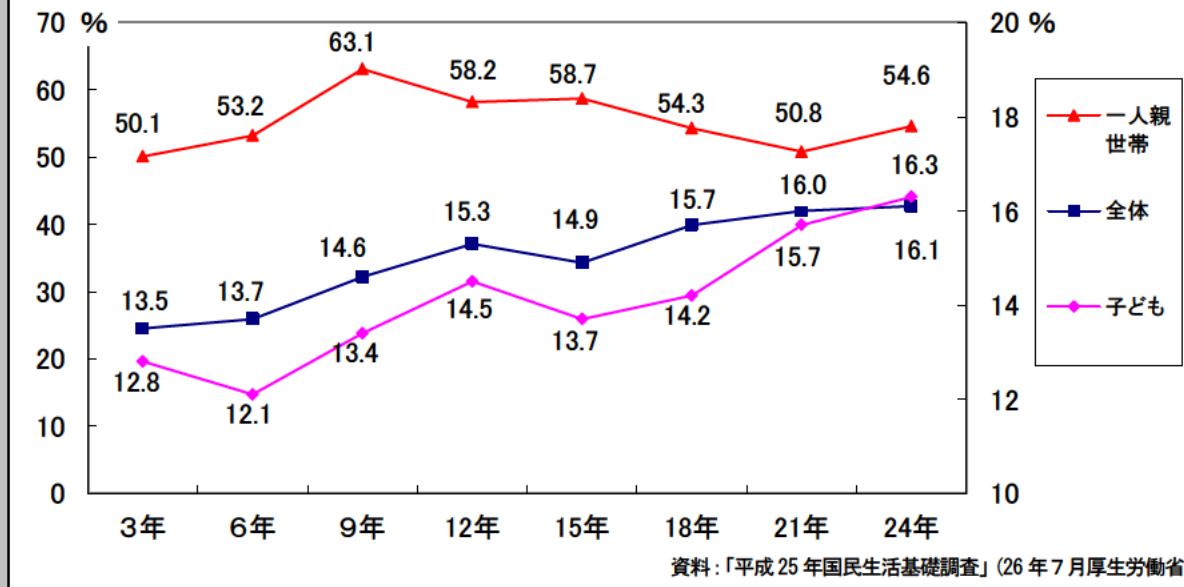
注) メディア・リテラシー → P.54 (注) 参照

さまざまな人権課題

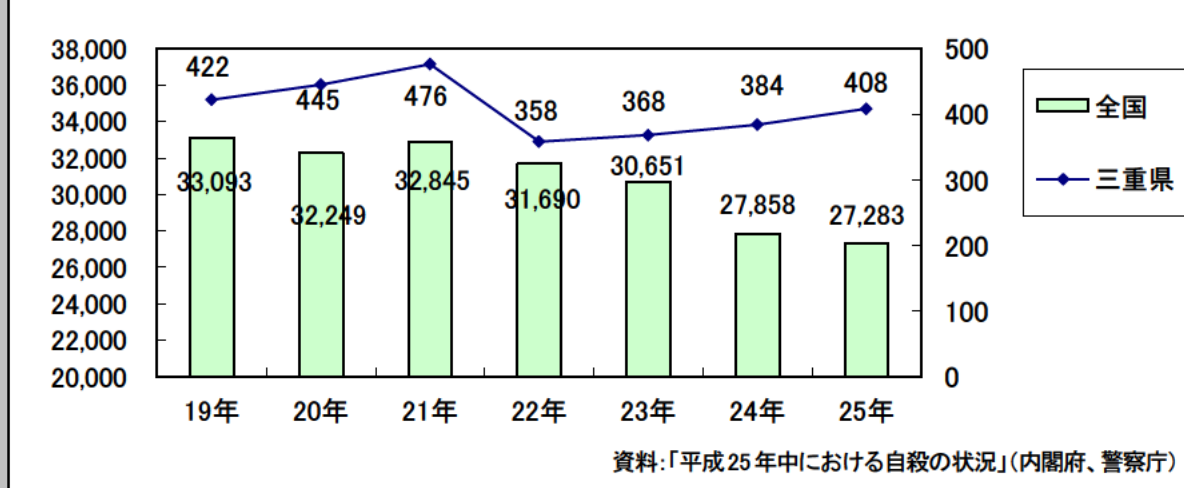
(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス等)

■ データからみた状況

【関連データ1】 相対的貧困率の推移



【関連データ2】 全国および三重県における自殺者数の推移



データに関するコメント

【関連データ1】 厚生労働省が平成23年7月に公表した国民生活基礎調査によると、全国民のうち、低所得の人の割合を示す「相対的貧困率」(注)が「16.0%」となり、前回調査より「0.3%」悪化しています。子ども(17歳以下)は1.5%増となり、低所得の家庭で育てられている子どもが増えていることを裏付けています。また、日本では、ひとり親世帯の貧困率が際立って高く、50%を超えています。

【関連データ2】 全国の自殺者は27,283人と、平成24年に続き3万人を下回りました。三重県の自殺者数は408人となっています。

【関係法令等の動き】

- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」の改正(平成23年7月)
- 「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」の改正(平成24年6月)
- 「自殺対策基本法」の制定(平成18年10月施行)
- 「更生保護法」及び関係法の改正(平成21年4月施行、保護観察対象者の生活実態把握が確実にできるよう対象者に義務を課した)
- 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の改正(平成25年1月施行)
- 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の制定(平成18年6月施行)
- 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択(平成20年6月)
- 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定(平成22年2月)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正(平成23年4月)
- 「第2次三重県自殺対策行動計画」の策定(平成25年3月)
- 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定(平成25年7月)

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 【**アイヌの人びと**】平成20年6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及び平成21年7月にまとめられたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を受け、アイヌの人々の意見等をふまえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、平成22年1月から「アイヌ政策推進会議」が開催されています。

平成22年3月からは、アイヌ政策推進会議の下に、アイヌの人も参画した作業部会が設けられ、平成22年12月に、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とした「北海道外アイヌの生活実態調査」が実施され、平成24年7月には「民族共生の象徴となる空間」基本構想が決定されました。

また、平成25年9月から、公益財団法人人権啓発推進センターにおいて、アイヌの方々のための電話相談が開始されました。

さらに、平成25年10月には、内閣府により、アイヌ政策に関する国民の意識を把握し今後の施策の参考とするため、アイヌ政策に関する世論調査が行われました。

- 【**刑を終えた人・保護観察中の人等**】法務省では、刑を終えて出所したものの、行き場のない人たちの住居確保のため、更正保護施設の受け入れ機能を強化するとともに、平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」による住居の確保の施策を実施しています。また、出所者を試験的に採用する協力雇用主に奨励金を支給するなど、雇用しやすい環境づくりを進めています。

厚生労働省では、高齢又は障がいをもつため福祉的な支援を必要とする矯正施設退

所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるため、各都道府県が設置している「地域生活定着支援センター」と保護観察所との協働により、社会復帰の支援を推進しています。

- 【**性的マイノリティの人びと**】（注）性同一性障がいに関しては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され一定の条件を満たすものについては、審判を受けることができるようになりました。また、平成 20 年 6 月、同法律の改正があり、戸籍変更ができる特定の条件が「現に子がないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されました。

文部科学省は、平成 22 年に性同一性障がいの児童・生徒について、都道府県教委などに対し、本人の心情に十分配慮した対応をするよう通知するなど、性同一性障がいに對する理解が求められています。

内閣府において、「自殺総合対策大綱」の見直しを行い、平成 24 年 8 月に閣議決定されましたが、性的マイノリティについては自殺念慮の割合が高いと指摘されているとして、早期対応の中心的役割を果たす人材を養成するための教職員の理解促進が重点施策の一部とされています。

- 【**ホームレス**】平成 14 年 8 月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が平成 24 年 6 月に改正され、同法の期限が平成 24 年 8 月から 5 年間延長されました。また、同法に基づき平成 15 年 7 月に策定された「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を見直し、平成 25 年 7 月に、新たな基本方針が策定されました。

なお、平成 24 年 1 月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査」では、路上等におけるホームレスの数が、全国で 9,576 人確認されました。

- 【**自殺対策**】平成 18 年 10 月、「自殺対策基本法」が制定され、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が策定されました。なお、同大綱は、平成 20 年 10 月に一部改正されましたが、平成 24 年 8 月、初めて全体的な見直しが行われ、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。
- 【**拉致問題**】平成 18 年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、平成 19 年 7 月には、北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置に関する規定の一部が改正されました。また、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）」に掲げられている人権課題の一つとして、「北朝鮮当局による拉致問題等」が平成 23 年 4 月に加わりました。

【三重県の状況】（平成 25 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）多様な人権課題の現状と課題認識のための取組

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。
[インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター]
- ② 人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、各市町及び県内 20 の企業、NPO・団体等を訪問し、データの収集・分析を行いました。

た。今後も、民間の取組等の幅広い情報収集が必要です。〔人権をめぐる状況把握／環境生活部人権課〕

- ③ 「人権問題に関する県民意識調査」を平成24年度に実施し、平成25年度には調査結果の分析を行いました。今後は、調査結果を人権施策に生かしていくとともに、三重県人権施策基本方針の見直しに活用していきます。〔人権に関する県民意識の把握／環境生活部人権課〕

(2) 人権課題の正しい理解のための啓発活動

- ① 人権学習教材「わたし かがやく」が授業で活用されるよう、教職員対象に3回の連続講座を実施しました。また、人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」の効果的な活用を促進するために、県立学校の教職員を対象に、5回の連続講座を実施しました。今後も人権学習教材や人権学習指導資料の活用促進を図るとともに、人権教育カリキュラムの作成や実践事例に関する情報を教職員に発信し、授業内容の充実を図る必要があります。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ② 人権問題への正しい理解、人権尊重の思想を広く定着させるため、企画パネル展、人権フォトコンテストを実施しました。また、企業と連携した商業施設の展示スペースや地域での各種イベントに出かけて移動人権啓発を実施し、人権を身近に感じてもらうための取組を行いました。効果的に啓発を進めるためには、市町やさまざまな主体との連携が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ③ 三重県自殺対策情報センターを中心に、うつ・自殺などこころの健康問題に関する正しい知識の普及や相談を実施するとともに、地域における支えとなる人材育成（メンタルパートナー養成）や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。今後も、地域の絆を生かした自殺対策を推進していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕
- ④ 平成25年12月に、三重県議会に「北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟」が設立されました。
- ⑤ 北朝鮮人権侵害問題の啓発にかかるポスターの県施設等への掲示や、県ホームページ、県広報紙を活用した情報発信などに取り組みました。〔戦略企画部戦略企画総務課〕

(3) 人権侵害を受けた人に対する対応のための取組

- ① 三重県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。

また、人権に係わる各機関相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座等（17講座、896名参加）を開催しました。今後も、相談員等のスキルアップと他の相談機関との連携が必要です。〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ② 人権侵害（差別事象）の発生した学校が主体的に課題解決を図れるように指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の実態を的確に把握し、未然防止のための取組を強化するとともに、適切な課題解決ができるように指導・助言をすることが必要です。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【NPO・団体等】

（事例1）自殺防止のため専用電話を設置し、助けを求める相談者に対して、生きる勇気をもてるよう支援する活動や自殺防止の講演会の開催などの啓発活動を行っている団体があります。その団体において、年間、約 8,800 件電話相談を受けています。

（事例2）経済的な問題を抱える失業者や非正規雇用労働者を支援しようと、県内の弁護士や社会福祉士が市民団体を立ち上げ、それぞれの分野の専門家が連携することにより、幅広い支援をめざしています。

（事例3）「刑を終えた」障がい者を施設で受け入れるため、施設職員が刑務所を訪問して面談を行うとともに、受け入れに向けて職員に対し研修会を開いている法人があります。

（事例4）市の総合防災訓練の際に、アマチュア無線本部基地局を設置し、被害状況の情報伝達訓練や他市の無線団体との交信など、災害発生時の協力体制を確認し合うことで、災害発生時のための情報網整備を行っている団体があります。

（事例5）「みえ発！ボランティアパックⅡ」として、東日本大震災で被災した岩手県山田町に赴き、被災者を対象に、仮設住宅の談話室や公民館を利用して、折り紙や新聞コサージュ等のサロン活動を行った団体があります。その活動を通して、地域から切り離され引きこもりになりがちな仮設住宅居住者に、周囲との交流の機会や課外活動の場を提供しました。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ いなべ市では、「いのち・愛」をテーマとして啓発活動を行っており、人権連続講座では「いのち」をテーマにした講演会を開催しました。また、広報紙・ホームページでより良く生きるための情報の提供を行うとともに、電話相談窓口を定期的開設しています。

○ 松阪市では、アイヌ民族と深く交流した松浦武四郎にちなんで、松浦武四郎記念館においてアイヌ文化を紹介する展示や、アイヌ文化体験教室の開催、松浦武四郎とアイヌ民族の交流などの講演を行っています。

また、毎年2月の最終日曜日には「武四郎まつり」を開催しており、北海道からアイヌ民族の伝統文化保存会のみなさんを招いて、国の重要無形民俗文化財に指定され、ユネスコの無形文化遺産に登録された「アイヌ古式舞踊」の披露や、まつり前日にアイヌ文化体験交流会を開くなどして、アイヌ文化に触れることができる機会を作っています。

○ 住民向けの講演会や講座、職員向けの研修会などにおいて、「自殺」や「貧困問題」など、さまざまな人権課題をテーマに開催されることが増えています。

■ 今後の取組方向（平成 26 年度以降の取組方向）

- 多様化する現代社会においては、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に示した課題のほかにもさまざまな人権課題が存在します。今日の厳しい社会情勢の中、貧困や格差の問題、雇い止め等労働者をめぐる問題、また、高い水準で推移する自殺者やその家族への対応など、新たに発生する課題も含めて、人権に関する課題をしっかりと見据え、さまざまな人権課題に対して的確な状況把握に努めます。
- 平成 24 年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の詳細分析を行い、その分析結果を今後の人権施策に反映していくとともに、平成 27 年度を目途に行う「三重県人権施策基本方針」の改定にかかる基礎資料として活用します。
- 今後とも人権関連諸施策を推進する中で、人権をめぐる社会の動向を把握し、現状への理解と課題認識を深めるとともに、幅広く、啓発・広報に努めます。

注) 相対的貧困率

すべての国民を所得順に並べて、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合をいいます。主に国民の間の経済格差を示しますが、資産は含みません。これとは別に、所得が定められた最低水準額に満たない人の割合を示す「絶対的貧困率」もあります。

注) 性的マイノリティの人びと

生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういふ対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な方などをいいます。

2014（平成 26）年度版
第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告

2014（平成 26）年 10 月発行

三重県 環境生活部 人権課
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
T E L 059-224-2278 F A X 059-224-3069
E-mail jinken@pref.mie.jp